学 生 便 覧

2018（平成 30）年度

神戸大学大学院人間発達環境学研究科

目　　次

人間発達環境学研究科機構図 …… 1

1　学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

1 神戸大学ディプロマ・ポリシー …… 3

2 人間発達環境学研究科ディプロマ・ポリシー …… 4

2　教学規則等

1　神戸大学教学規則 …… 7

2　神戸大学共通細則 …… 35

3　神戸大学学位規程 …… 40

4　神戸大学学生表彰規程 …… 52

5　神戸大学学生懲戒規則 …… 54

6　神戸大学学生懲戒規則に関する申合せ …… 56

3　研究科規則等

1　神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則 …… 57

2　神戸大学学位規程人間発達環境学研究科細則 …… 89

3　神戸大学大学院人間発達環境学研究科学位論文評価基準 …… 91

4　神戸大学大学院人間発達環境学研究科外国人特別学生の入学に関する規程 …… 92

5　神戸大学大学院人間発達環境学研究科長期履修規程 …… 94

6　神戸大学大学院人間発達環境学研究科科目等履修生規程 …… 99

7　神戸大学大学院人間発達環境学研究科聴講生規程 …… 101

8　神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究生規程 …… 103

9　入学前の既修得単位認定に関する内規 …… 105

10　神戸大学大学院人間発達環境学研究科特別聴講学生規程 …… 106

11　神戸大学大学院人間発達環境学研究科特別研究学生規程 …… 107

12　神戸大学大学院人間発達環境学研究科博士課程（後期課程）
における特例修了に関する申合せ …… 108

13　成績評価基準に関する内規 …… 110

14　学生からの成績評価に対する申し立て手続きについて …… 111

15　交通機関の運休，気象警報の発表の場合における授業，
定期試験の休講措置について …… 112

16　人間発達環境学研究科の試験等における不正行為等に関する取扱い …… 113

17　外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位認定に関する内規 …… 115

18　海外実習の単位認定に関する内規 …… 116
19　海外外国語実習の単位認定に関する内規 …… 117
20　人間発達環境学研究科修士論文等の指導体制について …… 118
21　修士論文作成要領 …… 119
22　後期課程の研究指導について …… 121
1　後期課程の研究指導体制について …… 121
2　課程博士論文作成・提出及び審査の流れ …… 121
3　基礎論文提出要領 …… 122
4　予備審査論文提出要領 …… 125
5　博士論文提出要領 …… 127
6　博士論文の評価基準について …… 133
7　博士論文審査要領 …… 133
8　神戸大学大学院人間発達環境学研究科学位（論文博士）授与に関する内規 …… 136
9　学位（論文博士）論文等作成要領 …… 139
10　後期課程の履修について …… 144
11　特別研究の履修について …… 144
12　人間発達環境学研究科博士課程（後期課程）所定単位修得退学者に関する申合せ …… 144

4　授業科目の履修及び修了要件等について
1　授業について …… 147
2　科目ナンバリングについて …… 147
3　履修要件について …… 148
4　授業科目の試験について …… 149
5　研究指導について …… 149
6　修士論文等について …… 149
7　最終試験について …… 150
8　修了要件について …… 150
9　学位の授与について …… 150
10　論文の保管について …… 150
11　交換留学制度 …… 150

5　研究倫理について …… 153

6　教育職員免許状の所要資格の取得等
1　本研究科で取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科 …… 155
2　基礎資格及び最低必要単位数 …… 156
3　教科等に関する授業科目 …… 157

7　臨床心理学コースの学生の受講科目について …… 169

8　臨床心理学コース学生の公認心理師受験資格に関する科目の受講について …… 173

9　大学院 ESD サブコースについて …… 175

10　発達支援インスティテュート …… 177

11　学生生活上の周知事項
1　学生への通知等について …… 179
2　証明書類の交付，発行等について …… 179
3　通学定期乗車券の購入について …… 180
4　住所等の変更の届出について …… 180
5　休学，復学，退学等願出について …… 181
6　授業料の納付について …… 181
7　学内掲示物について …… 181
8　発達科学部キャンパスの施設の利用について …… 181
9　禁煙について …… 182
10　車両による構内への乗入れ禁止について …… 182
11　盗難の防止について …… 182
12　その他 …… 182

12　附属施設関係規則
1　神戸大学国際連携推進機構国際教育総合センター規程 …… 185
2　神戸大学情報基盤センター利用規程 …… 188

13　人間発達環境学研究科教員名簿
1　前期課程 …… 191
2　後期課程 …… 194

14　神戸大学学舎配置図等
1　施設配置図 …… 197
2　鶴甲第二キャンパス配置図・平面図 …… 198
3　部局等所在地及び電話番号 …… 203

人間発達環境学研究科機構図

区分		講座名 前期課程 後期課程	教育研究分野 前期課程 後期課程	前期課程履修コース	附属施設
人間発達環境学研究科	人間発達専攻	こころ系			発達支援インスティテュート ・心理教育相談室・教育連携推進室・サイエンスショップ・アクティブエイジング研究センター ・ヒューマン・コミュニティ創成研究センター（HCセンター） ・HCセンターサテライト施設のびやかスペースあーち
				臨床心理学コース	
		表現系			
		からだ系			
		学び系			
				１年履修コース	
	人間環境学専攻	環境基礎論	自然環境論	自然環境論	
			数理情報環境論	数理情報環境論	
		環境形成論	生活環境論	生活環境論	
			社会環境論	社会環境論	
		連携講座 環境先端科学 （後期課程のみ）	環境先端科学		

1　学　位　授　与　の　方　針
（ディプロマ・ポリシー）

1　神戸大学ディプロマ・ポリシー

神戸大学は，開放的で国際性に富む固有の文化の下，「真摯・自由・協同」の精神を発揮し，個性輝く人間性豊かな指導的人材の育成を通して，学問の発展，人類の幸福，地球環境の保全及び世界の平和に貢献することを目指している。

この目標達成に向け，本学では，教育課程を通じて授与する学位に関して，学部及び大学院において国際的に卓越した教育を保証するため，以下に示した２つの方針に従って当該学位を授与する。

○　学部あるいは研究科に所定の期間在学し，卒業並びに修了に必要な単位を修得し，当該学部あるいは研究科が定める審査に合格する。

○　卒業あるいは修了までに，本学学生が，それぞれの課程を通じて達成を目指す学習目標は次のとおりとする。

「人間性」

豊かな教養と高い倫理性を身につけ，知性，理性及び感性が調和し，自立した社会人として行動できる。

「創造性」

伝統的な思考や方法を批判的に継承し，自ら課題を設定して創造的に解決できる。

「国際性」

多様な価値観を尊重し，異文化のより深い理解に努め，優れたコミュニケーション能力を発揮できる。

「専門性」

それぞれの職業や学問分野において指導的役割を担えるように，学士課程にあっては，幅広い知識とそれを基盤とした専門的能力を，また大学院の各教育課程にあっては，深い学識と高度で卓越した専門的能力を備える。

2　人間発達環境学研究科ディプロマ・ポリシー

神戸大学人間発達環境学研究科は，人間の発達及びそれを取り巻く環境に関わる基礎的並びに応用的・実践的な教育研究活動に主体的に参加し，これを推進する指導的役割を担える高度な専門的能力，そして創造性及び卓越性を発揮しうる研究能力を有する人材を養成することを目的としている。この目的を達成するために，以下に示した方針に従って学位を授与する。

【人間発達専攻】

○人間発達専攻前期課程

本研究科の教育目的に沿って設定された授業科目を履修し，基準となる単位数を修得し，修士論文の審査及び最終試験に合格することが，学位授与の要件であり，人間の発達やそれを取り巻く環境に関わる基礎的並びに応用的・実践的な教育研究活動に主体的に参加し，これを推進する指導的役割を担える高度な専門的能力を修得していることが，前期課程修了の目安である。神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，前期課程修了までに本研究科学生が身につけるべき具体的能力は以下の通りとする。

⑴　人間の発達及び人間の発達を支える環境に関わる深い学識

⑵　人間の発達に関する総合的かつ高度な専門的学識

・人間の発達を多面的・総合的に捉える能力

・人間の発達を多面的・総合的に分析する能力

⑶　人間の発達に関する諸課題を専門分野に根ざして実践的に解決できる専門的学識と実践能力

・人間発達における「心身の発達や健康」に関する諸課題を捉え，実践的に解決できる専門的学識と実践能力

・人間発達における「感性の発現としての表現活動」に関する諸課題を捉え，実践的に解決できる専門的学識と実践能力

・人間発達における「行動や身体活動」に関する諸課題を捉え，実践的に解決できる専門的学識と実践能力

・人間発達における「教育や学習等」に関する諸課題を捉え，実践的に解決できる専門的学識と実践能力

○人間発達専攻後期課程

本研究科の教育目的に沿って設定された授業科目を履修し，基準となる単位数を修得し，博士論文の審査及び最終試験に合格することが，学位授与の要件であり，人間の発達やそれを取り巻く環境に関わる基礎的並びに応用的・実践的な教育研究活動に主体的に参加し，これを推進する指導的役割を担える高度な専門的能力，そして創造性及び卓越性を発揮しうる研究能力を修得していることが，後期課程修了の目安である。神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，後期課程修了までに本研究科学生が身につけるべき具体的能力は以下の通りとする。

前期課程において学生が身につけるべき能力に加えて，

⑴　人間の発達に関する研究を自立して行う能力

⑵　人間の発達に関する共同研究や学際研究を企画・組織する能力
⑶　人間の発達に関する多様な研究分野を俯瞰し，あらたな研究課題や領域の開拓へと活かす創造的能力
⑷　人間の発達に関する各研究分野に関連した高度な研究能力

【人間環境学専攻】

○人間環境学専攻前期課程

本研究科の教育目的に沿って設定された授業科目を履修し，基準となる単位数を修得し，修士論文の審査及び最終試験に合格することが，学位授与の要件であり，人間の発達やそれを取り巻く環境に関わる基礎的並びに応用的・実践的な教育研究活動に主体的に参加し，これを推進する指導的役割を担える高度な専門的能力を修得していることが ，前期課程修了の目安である 。神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，前期課程修了までに本研究科学生が身につけるべき具体的能力は以下の通りとする。

⑴　人間の発達及び人間の発達を支える環境に関わる深い学識
⑵　人間の発達を支える環境に関する学際的かつ高度な専門的学識
⑶　人間の発達を支え，促すための環境に関する諸課題を専門分野に根ざして実践的に解決できる専門的学識と実践能力
・人間の発達と関係する「自然環境」に関する幅広い諸課題を捉え，実践的に解決できる専門的学識と実践能力
・人間の発達と関係する多様化した「数理情報環境」に関する諸課題を捉え，実践的に解決できる専門的学識と実践能力
・人間の発達と関係する「生活環境」に関する幅広い諸課題を捉え，実践的に解決できる専門的学識と実践能力
・人間の発達と密接に関係する「社会環境」に関する諸課題を捉え，実践的に解決できる専門的学識と実践能力

○人間環境学専攻後期課程

本研究科の教育目的に沿って設定された授業科目を履修し，基準となる単位数を修得し，博士論文の審査及び最終試験に合格することが，学位授与の要件であり，人間の発達やそれを取り巻く環境に関わる基礎的並びに応用的・実践的な教育研究活動に主体的に参加し，これを推進する指導的役割を担える高度な専門的能力，そして創造性及び卓越性を発揮しうる研究能力を修得していることが，後期課程修了の目安である。神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，後期課程修了までに本研究科学生が身につけるべき具体的能力は以下の通りとする。

前期課程において学生が身につけるべき能力に加えて，

⑴　人間の発達を支える環境に関する研究を自立して行う能力
⑵　人間の発達を支える環境に関する共同研究や学際研究を企画・組織する能力
⑶　人間の発達を支える環境に関する多様な研究分野を俯瞰し，あらたな研究課題や領域の開拓へと活かす創造的能力
⑷　人間の発達を支える環境に関する各研究分野に関連した高度な研究能力

２　教　学　規　則　等

1　神戸大学教学規則

（平成16年4月1日制定）

目次

第1章　総　　則
第1条　趣　　旨
第2条　教　育　憲　章
第3条　学　　部
第4条　大　　学　　院
第5条　乗 船 実 習 科
第6条　収　容　定　員
第7条　学　　年
第8条　学期・クォーター
第9条　休　　業　　日
第2章　学　　部
第1節　入　　学
第10条　入　学　許　可
第11条　早　期　入　学
第12条　入　　学　　期
第13条　編　　入　　学
第14条　転　　入　　学
第15条　再　　入　　学
第16条　入　学　志　願
第17条　入　学　手　続
第18条　入学料の免除
第19条　入学料の徴収猶予等
第20条　死亡等による入学料の免除
第21条　宣　　誓
第2節　修業年限，教育課程，課程の履修等
第22条　修　業　年　限
第23条　修業年限の通算
第24条　在　学　年　限
第25条　教　育　課　程
第26条　授業科目の区分
第27条　授 業 の 方 法
第28条　履修方法及び試験

第29条　履修科目の登録の上限
第30条　成績評価基準
第31条　単位の授与
第32条　単位の基準
第33条　他学部の授業科目の履修
第34条　他の大学又は短期大学における授業科目の履修
第34条の２　休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い
第35条　大学以外の教育施設等における学修
第36条　入学前の既修得単位等の認定
第37条　編入学，転入学，再入学者の修業年数等
第38条　転　学　部
第39条　転　学　科
第３節　留学及び休学
第40条　留　学
第41条　休学の許可
第42条　休学の解除
第43条　休学の命令
第44条　休学期間の取扱い
第４節　退学及び除籍
第45条　退　学
第46条　疾病等による除籍
第47条　入学料等未納による除籍
第５節　卒業要件及び学士の学位
第48条　卒業要件
第49条　学士の学位授与
第６節　授　業　料
第50条　授業料の納期
第51条　授業料の免除
第52条　授業料の徴収猶予及び月割分納
第53条　休学者の授業料
第54条　退学者等の授業料
第７節　賞　罰
第55条　表　彰
第55条の２　懲　戒
第３章　大　学　院
第１節　入　学
第56条　修士課程，前期課程及び専門職学位課程の入学資格
第57条　修士課程，前期課程及び専門職学位課程への早期入学

第58条　後期課程の入学資格
第59条　医学研究科の博士課程の入学資格
第60条　医学研究科の博士課程への早期入学
第61条　進　　学
第62条　選　考　方　法
第２節　修業年限，教育方法，修了要件等
第63条　標準修業年限
第64条　教育方法等
第65条　他大学大学院等の研究指導
第66条　研究指導のための留学
第67条　修士課程及び前期課程の修了要件
第68条　博士課程の修了要件
第69条　専門職学位課程の修了要件
第70条　学位論文及び最終試験
第71条　修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与
第３節　準　用　規　定
第72条　準　用　規　定
第73条　履修科目の登録の上限
第74条　他大学大学院の授業科目の履修
第74条の２　休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い
第75条　入学前の既修得単位の認定
第76条　留　　学
第77条　休　　学
第４章　学位プログラム
第５章　特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生，専攻生及び外国人特別学生
第78条　特別聴講学生
第79条　特別研究学生
第80条　科目等履修生
第81条　聴講生，研究生及び専攻生
第82条　授業料の納期
第83条　外国人特別学生
第６章　授業料，入学料及び検定料の額
第84条　授業料，入学料及び検定料の額
第84条の２　授業料等の不徴収
第７章　教育職員免許状
第85条　教員の免許状授与の所要資格の取得
附　則

第１章　総　　則

（趣　　旨）

第１条　この規則は，国立大学法人神戸大学学則（平成16年４月１日制定）第29条の規定に基づき，学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

（教育憲章）

第２条　本学の教育は，神戸大学教育憲章（平成１４年５ 月１６日制定）に則り，行うものとする。

（学　　部）

第３条　本学の学部に置く学科は，次のとおりとする。

文　学　部	人文学科
国際人間科学部	グローバル文化学科，発達コミュニティ学科，環境共生学科，子ども教育学科
法　学　部	法律学科
経済学部	経済学科
経営学部	経営学科
理　学　部	数学科，物理学科，化学科，生物学科，惑星学科
医　学　部	医学科，保健学科
工　学　部	建築学科，市民工学科，電気電子工学科，機械工学科，応用化学科，情報知能工学科
農　学　部	食料環境システム学科，資源生命科学科，生命機能科学科
海事科学部	グローバル輸送科学科，海洋安全システム科学科，マリンエンジニアリング学科

（大 学 院）

第４条　本学の大学院研究科に置く専攻及びその課程は，次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
人文学研究科	文化構造専攻，社会動態専攻	博士課程
国際文化学研究科	文化相関専攻，グローバル文化専攻	博士課程
人間発達環境学研究科	人間発達専攻，人間環境学専攻	博士課程
法学研究科	法学，政治学専攻	博士課程
	実務法律専攻	専門職学位課程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程
経営学研究科	経営学専攻	博士課程
	現代経営学専攻	専門職学位課程
理学研究科	数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物学専攻，惑星学専攻	博士課程
医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	修士課程
	医科学専攻	博士課程
保健学研究科	保健学専攻	博士課程

工学研究科	建築学専攻，市民工学専攻，電気電子工学専攻，機械工学専攻，応用化学専攻	博士課程
システム情報学研究科	システム科学専攻，情報科学専攻，計算科学専攻	博士課程
農学研究科	食料共生システム学専攻，資源生命科学専攻，生命機能科学専攻	博士課程
海事科学研究科	海事科学専攻	博士課程
国際協力研究科	国際開発政策専攻，国際協力政策専攻，地域協力政策専攻	博士課程
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻	博士課程

２　人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科，国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程は，これを前期２年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期３年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し，前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。

３　法学研究科実務法律専攻及び経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程は，学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第99条第２項に規定する専門職大学院の課程とし，法学研究科の専門職学位課程は，専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第１項に規定する法科大学院とする。

（乗船実習科）

第５条　本学に置く乗船実習科に関することは，神戸大学乗船実習科規則（平成16年４月１日制定）で定める。

（収容定員）

第６条　本学の収容定員は，別表のとおりとする。

（学　　年）

第７条　学年は，４月１日に始まり，翌年３月31日に終る。

（学期・クォーター）

第８条　学年を分けて，次の２ 期とする。

前期　４月１日から９月 30 日まで

後期　10月１日から翌年３月31日まで

２　前項に定める各学期に二つの期間（以下「クォーター」という。）を置くことができる。

３　各クォーターの始期及び終期については，別に定める。

（休 業 日）

第９条　定期の休業日は，次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学創立記念日　５月15日

夏季休業　８月８日から９月30日まで

冬季休業　12月25日から翌年１月７日まで

２　臨時の休業日は，学長が定める。

３　教育上必要と認めるときは，第１項の規定にかかわらず，夏季及び冬季休業の期間は，各学部及び

各研究科において学長の承認を得て変更することができる。

4 教育上必要と認めるときは，第１項から前項までの規定にかかわらず，休業日において授業等を行うことができる。

第２章　学　　部

第１節　入　　学

（入学許可）

第10条　学長は，次の各号のいずれかに該当し，入学試験に合格した者で，第17条に規定する入学手続を完了した者（第18条の規定により入学料の免除を申請している者及び第19条の規定により入学料の徴収猶予を申請している者を含む。）に対し，入学を許可する。

⑴　高等学校又は中等教育学校を卒業した者

⑵　通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により，前号に相当する学校教育を修了した者

⑶　外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

⑷　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

⑸　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

⑹　文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）

⑺　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）

⑻　法第90条第２項の規定により大学に入学した者であって，本学において，大学における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの

⑼　本学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，18歳に達したもの

（早期入学）

第11条　前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者であって，本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを，教授会の議を経て，入学させることができる。

⑴　高等学校に２年以上在学した者

⑵　中等教育学校の後期課程，高等専門学校又は特別支援学校の高等部に２年以上在学した者

⑶　外国において，学校教育における９年の課程に引き続く学校教育の課程に２年以上在学した者

⑷　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定したものを含む。）の当該課程に２年以上在学した

者

⑸　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第152条の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において２年以上在学した者

⑹　文部科学大臣が指定した者（平成13年文部科学省告示第167号）

⑺　高等学校卒業程度認定試験規則第４条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第４条に規定する受検科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については，その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む。）で，17歳に達したもの

２　前項に関して必要な事項は，関係の学部規則で定める。

（入 学 期）

第12条　入学の時期は，学年の初めとする。ただし，学年の途中においても，学期の区分に従い，学生を入学させることができる。

（編 入 学）

第13条　次の各号のいずれかに該当する者で，本学に編入学を志望する者があるときは，第10条の規定にかかわらず，学期の初めにおいて，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

⑴　大学を卒業した者

⑵　法第104条第４項の規定により学士の学位を授与された者

⑶　施行規則附則第７条に規定した者

２　前項に規定する者のほか。次の各号のいずれかに該当する者で文学部，法学部，経済学部又は経営学部に編入学を志望する者があるときは，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

⑴　大学に２年以上在学し，所定の単位を修得した者

⑵　短期大学を卒業した者

⑶　高等専門学校を卒業した者

⑷　外国において，前３号と同程度の課程を修了した者

３　第１項に規定する者のほか，次の各号のいずれかに該当する者で発達科学部，理学部，工学部，農学部又は海事科学部に編入学を志望する者があるときは，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

⑴　大学に２年以上在学し，所定の単位を修得した者

⑵　短期大学を卒業した者

⑶　高等専門学校を卒業した者

⑷　外国において，前３号と同程度の課程を修了した者

⑸　専修学校の専門課程（修業年限が２年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第10条各号のいずれかに該当する者に限る。）

４　第１項に規定する者のほか，次の各号のいずれかに該当する者で医学部保健学科に編入学を志望する者があるときは，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

⑴　大学に２年以上在学し，所定の単位を修得した者

⑵　短期大学を卒業した者

⑶　外国において，前２号と同程度の課程を修了した者

⑷　専修学校の専門課程（修業年限が２年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第10条各号のいずれかに該当する者に限る。）

（転 入 学）

第14条　他の大学に現に在学する者で，本学に転入学を志望する者があるときは，第10条の規定にかかわらず，学期の初めにおいて，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

（再 入 学）

第15条　本学を第45条の規定により中途退学した者又は除籍された者で，再び同一の学部に入学を志望する者があるときは，第10条の規定にかかわらず，学期の初めにおいて，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

（入学志願）

第16条　入学を志願する者は，所定の日までに，検定料を納付したうえ，入学願書，検定料払込証明書及び別に指定する書類を提出しなければならない。

２　既納の検定料は，還付しない。ただし，次の各号のいずれかに該当するときは，当該額に相当する額を還付するものとする。

⑴　学部の入学試験において出願書類等により第一段階目の選抜を行い，その合格者に限り学力検査その他により第二段階目の選抜を行う場合において，第一段階目の選抜で不合格となった者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。

⑵　学部の入学試験において入学の出願を受理した後に本学が大学入試センター試験において受験することを課した教科・科目を受験していないことにより，出願の資格がないことが判明した者が第二段階の選抜に係る額の返還を申し出たとき。

⑶　検定料を納付した者が，所定の日までに入学願書を提出しなかった場合において，返還を申し出たとき。

⑷　検定料を納付し，入学願書を提出した者が，受験を認められなかった場合において，返還を申し出たとき。

（入学者選抜）

第16条の２　入学者の選抜は，公正かつ妥当な方法により，適切な体制を整えて行うものとする。

（入学手続）

第17条　入学試験に合格した者は，所定の期日までに，入学料を添えて入学手続を行わなければならない。

２　既納の入学料は，還付しない。

（入学料の免除）

第18条　入学料の納付が困難な者に対しては，本人の申請により入学料の全額又は半額を免除することがある。

２　入学料の免除の取扱いについては，別に定める。

（入学料の徴収猶予等）

第19条　入学料の納付期限までに納付が困難な者に対しては，本人の申請により入学料の徴収を猶予することがある。

２　前条第１項の入学料の免除又は前項の入学料の徴収猶予を申請した者に係る入学料は，免除又は徴収猶予を許可し，又は不許可とするまでの間は，徴収を猶予する。

３　入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者（次項により徴収猶予の申請をした者を除く。）は，免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

４　入学料の免除を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者が，第１項に規定する徴収猶予を受けようとする場合は，免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行わなければならない。

５　入学料の徴収猶予の取扱いについては，別に定める。

（死亡等による入学料の免除）

第20条　前条第１項又は前条第２項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が，その期間内において死亡したことにより除籍された場合は，未納の入学料の全額を免除する。

２　入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者が，前条第３項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第１号の規定により除籍された場合は，その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

（宣　　誓）

第21条　入学者は，所定の方法により宣誓を行わなければならない。

第２節　修業年限，教育課程，課程の履修等

（修業年限）

第22条　学部の修業年限は，４年とする。ただし，本学に３年以上在学した者（施行規則第149条に規定する者を含む。）が，卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ，かつ，学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。

２　前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は，学部規則において定め，公表するものとする。

３　医学部医学科については，第１項の規定にかかわらず，その修業年限は６年とする。

４　学生が，職業を有している等の事情により，修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは，教授会の議を経て，その計画的な履修を認めることができる。

５　前項に関して必要な事項は，関係の学部規則で定める。

（修業年限の通算）

第23条　科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合においては，当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは，教授会の議を経て，修得した単位数その他の事項を勘案して前条の修業年限の２分の１を超えない期間を修業年限に通算することができる。

（在学年限）

第24条　学生は，修業年限の２倍を超えて在学することはできない。

２　第22条第４項の規定により履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）の在学年限に

ついては，関係の学部規則で定める。

（教育課程）

第25条　学部は，本学，学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を次条第１項に定める区分に従って開設し，体系的に教育課程を編成するものとする。

（授業科目の区分）

第26条　授業科目の区分は，次のとおりとする。

基礎教養科目

総合教養科目

外国語科目

情報科目

健康・スポーツ科学

高度教養科目

専門科目（専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。）

関連科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

２　前項に規定するもののほか，外国人留学生のための授業科目として，日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

（授業の方法）

第27条　授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

２　前項に規定する授業は，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

３　第１項に規定する授業は，外国において履修させることができる。前項の規定により，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても，同様とする。

４　第１項に規定する授業の一部は，文部科学大臣が別に定めるところにより，校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

５　前４項に関して必要な事項は，関係の学部規則で定める。

（履修方法及び試験）

第28条　第26条第１項の区分に従って開設される授業科目及びその履修方法並びに試験に関することは，各学部規則，神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成16年４月１日制定。以下「履修規則」という。）及び神戸大学国際教養教育院高度教養科目履修規定（平成28年３月22日制定）で定める。

２　第26条第２項の規定により開設される授業科目（以下「日本語等授業科目」という。）及びその履修方法並びに試験に関することは，各学部規則及び神戸大学日本語等授業科目履修規則（平成16年４月１日制定）で定める。

（履修科目の登録の上限）

第29条　学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため，卒業の要件として学生が修得すべき単位数について，学生が１年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則

において定めるものとする。

2　各学部規則の定めるところにより，所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については，前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（成績評価基準）

第30条　各学部は，各授業における学習目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに，学生の授業への取組状況等を考慮した多元的な成績評価基準を定め，公表するものとする。

（単位の授与）

第31条　一の授業科目を履修した者に対しては，試験の上，単位を与える。ただし，第32条第４項の授業科目については，各学部規則で定める方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

（単位の基準）

第32条　各授業科目の単位数を定めるに当たっては，１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により単位数を計算するものとする。

⑴　講義及び演習については，15時間から30時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって１単位とする。

⑵　実験，実習及び実技については，30時間から45時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって１単位とする。ただし，芸術等の分野における個人指導による実技の授業については，当該学部規則で定める時間の授業をもって１単位とすることができる。

⑶　一の授業について，講義，演習，実験，実習又は実技のうち２以上の方法の併用により行う場合については，その組み合わせに応じ，前２号に規定する基準を考慮して各学部規則で定める時間の授業をもって１単位とする。

2　前項各号の規定にかかわらず，全学共通授業科目（履修規則で定める全学に共通する授業科目をいう。）については，次の基準により単位数を計算するものとする。

⑴　講義については，15時間の授業をもって１単位とする。

⑵　演習，実験，実習及び実技については，30時間の授業をもって１単位とする。

⑶　一の授業について，講義，演習，実験，実習又は実技のうち２以上の方法の併用により行う場合については，その組み合わせに応じ，前２号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって１単位とする。

3　第１項の規定にかかわらず，日本語等授業科目については，30時間の授業をもって１単位とする。

4　第１項の規定にかかわらず，卒業論文，卒業研究，研究指導等の授業科目については，これらの学修の成論を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して，単位数を各学部規則で定めることができる。

（他学部の授業科目の履修）

第33条　学生は，他の学部の授業科目を履修することができる。この場合は，所属学部長を経て，当該学部長の許可を受けなければならない。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修）

第34条　教育上有益と認めるときは，他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協定に基づき，学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

2　前項の規定にかかわらず，やむを得ない事情があるときは，教授会の議を経て，協定に基づかずに学生に外国の大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

3　前２項の規定により履修した授業科目について修得した単位は，60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことがある。

4　前３項の規定は，外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。

5　前４項に関して必要な事項は，協定に定めるもののほか，関係の学部規則で定める。

（休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い）

第34条の２　教育上有益と認めるときは，学生が休学期間中に本学と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を，本学において修得したものとみなすことができる。

2　前項の規定にかかわらず，やむを得ない事情があるときは，教授会の議を経て，学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を，本学において修得したものとみなすことができる。

3　前２項により修得したものとみなすことができる単位数は，前条第３項及び第４項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4　前３項に関して必要な事項は，関係の学部規則で定める。

（大学以外の教育施設等における学修）

第35条　教育上有益と認めるときは，学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。

2　前項により与えることができる単位数は，第34条第３項及び第４項並びに前条第１項及び第２項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3　前２項に関して必要な事項は，関係の学部規則で定める。

（入学前の既修得単位等の認定）

第36条　教育上有益と認めるときは，学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。）を，本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　教育上有益と認めるときは，学生が本学に入学する前に行った前条第１項に規定する学修を，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。

3　前２項により修得したものとみなし，又は与えることのできる単位数は，編入学，転入学及び再入学の場合を除き，本学において修得した単位以外のものについては，第34条第３項及び第４項並びに第34条の２第１項及び第２項並びに前条第１項により本学において修得したものとみなし，又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4　前３項に関して必要な事項は，関係の学部規則で定める。

（編入学，転入学，再入学者の修業年数等）

第37条　第13条から第15条までの規定により入学する者の修業すべき年数，履修すべき科目及びその単位については，教授会の議を経て，これを定める。

（転 学 部）

第38条　学長は，学生で所属学部長の承認を得て転学部を希望する者があるときは，志望学部の教授会の議を経て，許可することがある。

（転 学 科）

第39条　学長は，学生で転学科を希望する者があるときは，教授会の議を経て，許可することがある。

第３節　留学及び休学

（留　　学）

第40条　第34条第１項の規定に基づき，外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は，所属学部長の許可を受けなければならない。

２　前項の許可を受けて留学した期間は，第22条の修業年限に算入するものとする。

（休学の許可）

第41条　学生が，疾病その他の理由により，３か月以上修学を休止しようとするときは，所属学部長の許可を得て休学することができる。

２　前項の休学期間は，１年以内とする。ただし，特別の理由があると認めるときは，学部長は，更に１年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において，これを更に延長しようとするときも，同様とする。

（休学の解除）

第42条　前条の休学期間中にその理由が消滅したときは，所属学部長の許可を得て，復学することができる。

（休学の命令）

第43条　学生で，疾病により３か月以上修学を休止させることが適当と認められる者があるときは，学部長の申請により，学長が休学を命ずる。

（休学期間の取扱い）

第44条　休学の期間は，通算して３年を超えることはできない。

２　休学期間は，在学年数に算入しない。

第４節　退学及び除籍

（退　　学）

第45条　学生が，退学しようとするときは，その理由を具し，所属学部長に願い出て許可を受けなければならない。

（疾病等による除籍）

第46条　学生が，疾病その他の理由により，成業の見込みがないと認められるときは，学部長の申請

により，学長がこれを除籍する。

（入学料等未納による除籍）

第47条　学生が次の各号のいずれかに該当するときは，学部長がこれを除籍する。

⑴　第18条又は第19条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者で，免除若しくは徴収猶予が不許可になったもの又は半額免除若しくは徴収猶予が許可になったものが，その者に係る納付すべき入学料を納付期限内に納付しないとき。

⑵　授業料の納付を怠り，督促を受けても，納付期限の属する学期の末日までに納付しないとき。

第５節　卒業要件及び学士の学位

（卒業要件）

第48条　卒業の要件は，第22条に定める期間在学し，124単位（医学部医学科にあっては，188単位。以下同じ。）以上を各学部規則の定めるところにより修得することとする。

２　前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち，第27条第２項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし，124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合においては，同条第１項に規定する授業により64単位（医学部医学科にあっては，128単位）以上を修得しているときは，60単位を超えることができることとする。

（学士の学位授与）

第49条　前条の規定により，学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対しては，学士の学位を授与する。

第６節　授　　業　　料

（授業料の納期）

第50条　授業料は，次の２期に分け，年額の２分の１に相当する額をそれぞれその納付期間中に納付しなければならない。

期別	納付期間
前期（４月から９月まで）	４月１日から４月30日まで
後期（10月から３月まで）	10月１日から10月31日まで

２　前項の規定にかかわらず，前期に係る授業料を納付するときに，当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

３　入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については，第１項の規定にかかわらず，入学を許可されるときに納付することができる。

４　第１項の納付期間を経過した後において入学した者のその期の授業料は，入学の日の属する月に納付しなければならない。

５　学年の中途において卒業する者の授業料は，その卒業の月までの分を，月割をもって在学する期の納付期間内に納付しなければならない。

６　既納の授業料は，還付しない。ただし，第２項又は第３項の規定により授業料を納付した者が，次

の各号のいずれかに該当する場合は，納付した者の申出により当該各号に定める授業料相当額を還付するものとする。

⑴　第２項の規定により授業料を納付した者が，後期に係る授業料の納付期間前に休学又は第45条の規定により退学した場合 後期分の授業料に相当する額

⑵　第３項の規定により授業料を納付した者が，入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

⑶　第３項の規定により授業料を納付した者が，入学年度の前年度の末日までに入学年度の初日からの休学を申し出，第41条第１項の規定により休学を許可された場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

（授業料の免除）

第51条　経済的理由により授業料を納付することが困難であり，かつ，学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては，本人の申請により授業料の全額又は半額を免除することがある。

２　前項に規定する授業料の免除の取扱いについては，別に定める。

（授業料の徴収猶予及び月割分納）

第52条　経済的理由により授業料の納付期限までに授業料を納付することが困難であり，かつ，学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては，本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することがある。

２　前項に規定する授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては，別に定める。

（休学者の授業料）

第53条　学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可された場合は，月割計算により休学当月の翌月（休学を開始する日が月の初日に当たる場合は，その月）から復学当月の前月までの授業料を免除する。

２　休学中の者が復学した場合は，復学当月以後のその期の授業料を月割をもって復学の際に納付しなければならない。

（退学者等の授業料）

第54条　第50条に定める期の中途において，第45条の規定により退学し，第55条の２第１項の規定により停学若しくは懲戒退学を命ぜられ，又は除籍された者は，その期の授業料を納付しなければならない。ただし，死亡し，若しくは行方不明となったことにより除籍された場合又は第47条第２の規定により除籍された場合は，その者に係る未納の授業料の全額を免除することがある。

２　授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を許可された場合は，月割計算により退学の翌月以後に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

第７節　賞　　罰

（表　　彰）

第55条　学生として表彰に値する行為があったときは，所属学部長等の推薦により，学長は，これを表彰することがある。

２　前項に関し必要な事項は，神戸大学学生表彰規程（平成17年２月17日制定）で定める。

（懲　　戒）

第55条の２　本学の規定に違背し，学生の本分を守らない者があるときは，所定の手続により学長が懲戒する。

２　懲戒は，訓告，停学及び懲戒退学とする。

３　停学３か月以上にわたるときは，その期間は，第22条の修業年限に算入しない。

４　前３項に関し必要な事項は，神戸大学学生懲戒規則（平成16年４月１日制定）で定める。

第３章　大　　学　　院

第１節　入　　学

（修士課程，前期課程及び専門職学位課程の入学資格）

第56条　修士課程，前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　大学を卒業した者

⑵　法第104条第４項の規定により学士の学位を授与された者

⑶　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

⑷　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

⑸　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

⑹　外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が３年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者

⑺　専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

⑻　文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第５号）

⑼　法第102条第２項の規定により大学院に入学した者であって，本学において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

⑽　本学において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，22歳に達したもの

（修士課程，前期課程及び専門職学位課程への早期入学）

第57条　前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者であって，本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを，教授会の議を経て，入学させることができる。

⑴　大学に３年以上在学した者
⑵　外国において学校教育における15年の課程を修了した者
⑶　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
⑷　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
２　前項に関して必要な事項は，関係の研究科規則で定める。

（後期課程の入学資格）

第58条　後期課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。
⑴　修士の学位又は専門職学位（法第104条第１項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第９号）第５条の２に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者
⑵　外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
⑶　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
⑷　我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
⑸　国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第１条第２項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第74条において「国際連合大学」という。）の課程を修了し，修士の学位に相当する学位を授与された者
⑹　外国の学校，第４号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し，大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の２に規定する試験及び審査に相当するものに合格し，修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
⑺　文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
⑻　本学において，個別の入学資格審査により，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの

（医学研究科の博士課程の入学資格）

第59条　医学研究科の博士課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。
⑴　大学の医学，歯学，薬学（修業年限が６年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学（修業年限が６年であるものに限る。以下同じ。）を履修する課程を卒業した者
⑵　外国において，学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者
⑶　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者
⑷　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最

終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

⑸　外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が５年以上である課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者

⑹　文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）

⑺　法第102条第２項の規定により大学院に入学した者であって，本学において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

⑻　本学において，個別の入学資格審査により，大学の医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの

（医学研究科の博士課程への早期入学）

第60条　前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者であって，本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを，教授会の議を経て，入学させることができる。

⑴　大学（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に４年以上在学した者

⑵　外国において学校教育における16年の課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者

⑶　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者

⑷　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程（最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

２　前項に関して必要な事項は，関係の研究科規則で定める。

（進　　学）

第61条　本学大学院の修士課程，前期課程又は専門職学位課程を修了し，引き続き後期課程又は，医学研究科の博士課程に進学を志望する者については，当該研究科の定めるところにより，選考の上，進学を許可する。

（入学者選抜）

第62条　大学院の入学者の選抜は，公正かつ妥当な方法により，適切な体制を整えて行うものとする。

２　大学院の入学志願者に対する選考方法は，各研究科において別に定める。

第２節　修業年限，教育方法，修了要件等

（標準修業年限）

第63条　修士課程の標準修業年限は，２年とする。

２　前項の規定にかかわらず，修士課程においては，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって，教育研究上の必要があり，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは，各研究科の定めるところにより，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を１年以上２年未満の期間とすることができる。

３　前項に規定する修士課程を置く研究科，専攻又は学生の履修上の区分及びその標準修業年限は，次のとおりとする。

人間発達環境学研究科　人間発達専攻（発達支援論コース）　１年

４　人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，保健学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科，国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程の標準修業年限は，前期課程２年，後期課程３年の５年とする。

５　医学研究科の博士課程の標準修業年限は，４年とする。

６　経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程の標準修業年限は，２年とする。ただし，教育研究上の必要があると認められるときは，研究科の定めるところにより，学生の履修上の区分に応じ，標準修業年限を１年以上２年未満の期間とすることができる。

７　法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程（以下「法科大学院」という。）の標準修業年限は，３年とする。

（教育課程）

第63条の２　大学院（専門職大学院を除く。）は，本学，研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し，体系的に教育課程を編成するものとする。

２　専門職大学院は，その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し，体系的に教育課程を編成するものとする。

（教育方法等）

第64条　大学院の教育は，授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

２　専門職大学院においては，その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究，現地調査，双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

３　研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

４　各研究科における授業科目，その単位数及び研究指導並びにそれらの履修方法については，当該研究科規則で定める。

（他大学大学院等の研究指導）

第65条　教育上有益と認めるときは，他大学（外国の大学を含む。）の大学院又は研究所等（外国の研究機関を含む。）との協定に基づき，学生に当該大学の大学院又は当該研究所等において必要な研究指導を受けさせることがある。ただし，修士課程及び前期課程の学生については，当該研究指導を受けさせる期間は，１年を超えないものとする。

２　教育上有益と認めるときは，外国の大学院又は研究所等との協定に基づき，後期課程の学生に，本学と当該外国の大学院又は研究所等において，共同の研究指導を受けさせることがある。

（研究指導のための留学）

第66条　前条の規定に基づき，外国の大学又は研究機関に留学しようとする者は，所属研究科長の許可を受けなければならない。

２　前項の許可を受けて留学した期間は，第63条の標準修業年限に算入する。

（修士課程及び前期課程の修了要件）

第67条　修士課程及び前期課程の修了要件は，当該課程に２年（人間発達環境学研究科人間発達専攻（１年履修コース）にあっては，１年）以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題について研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，当該課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

（博士課程の修了要件）

第68条　博士課程（医学研究科の博士課程を除く。）の修了要件は，後期課程に３年以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，当該課程に１年（２年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者にあっては，当該在学期間を含めて３年）以上在学すれば足りるものとする。

２　前項の規定にかかわらず，施行規則第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が，博士課程の後期３年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は，大学院（専門職大学院を除く。以下この項において同じ。）に３年（専門職大学院設置基準第18条第１項の法科大学院の課程を修了した者にあっては，２年）以上在学し，必要な研究指導を受けた上，当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，大学院に１年（標準修業年限が１年以上２年未満の専門職学位課程を修了した者にあっては，３年から当該１年以上２年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

３　医学研究科の博士課程の修了要件は，当該課程に４年以上在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，当該課程に３年以上在学すれば足りるものとする。

（専門職学位課程の修了要件）

第69条　専門職学位課程（法科大学院を除く。以下この条において同じ。）の修了要件は，当該課程に２年（２年以外の標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限）以上在学し，所定の単位を修得することとする。

２　専門職学位課程の在学期間に関しては，第75条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第102条第１項の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の２分の１を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし，この場合においても，当該課程に少なくとも１年以上在学するものとする。

３　法科大学院の修了要件は，当該課程に３年以上在学し，所定の単位を修得することとする。

４　法科大学院の在学期間については，第 75 条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第 102 条第１項の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して１年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

５　法科大学院は，法学の基礎的な学識を有すると認める者に関しては，第３項に規定する在学期間については，前項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて１年を超えない範囲で研究科が認める期間在学したものと，同項に規定する単位については，第74条及び第75条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。

（学位論文及び最終試験）

第70条　学位論文及び最終試験に関することは，学位規程に定めるところによる。

（修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与）

第71条　各研究科において，所定の課程を修了した者に対しては，その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

２　前項の学位に関することは，学位規程に定めるところによる。

第３節　準　用　規　定

（準用規定）

第72条　第12条（入学期），第14条（転入学），第15条（再入学），第16条（入学志願），第17条（入学手続），第18条（入学料の免除）（第２項を除く。），第19条（入学料の徴収猶予等），第20条（死亡等による入学料の免除），第21条（宣誓），第22条（修業年限）（第１項，第２項及び第３項を除く。），第24条（在学年限），第27条（授業の方法），第31条（単位の授与），第32条（単位の基準）（第２項及び第３項を除く。），第33条（他学部の授業科目の履修），第38条（転学部），第39条（転学科），第45条（退学），第46条（疾病等による除籍），第47条（入学料等未納による除籍），第50条から第54条まで（授業料），第55条（表彰）及び第55条の２（懲戒）の規定は，大学院に準用する。ただし，第24条を準用する場合において，医学研究科の博士課程以外の博士課程にあっては，標準修業年限を前期課程と後期課程に分ける。

（履修科目の登録の上限）

第73条　専門職大学院学生の履修科目の登録の上限に関しては，第29条第１項を準用する。この場合において，「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（成績評価基準）

第73条の２　大学院（専門職大学院を除く。）の成績評価基準に関しては，第30条を準用する。この場合において，「各学部」とあるのは「各研究科」と，「授業の方法及び計画」とあるのは「授業及び研究指導の方法及び計画」と読み替えるものとする。

２　専門職大学院の成績評価基準に関しては，第30条を準用する。この場合において，「各学部」とあるのは「専門職大学院」と読み替えるものとする。

（他大学大学院の授業科目の履修）

第74条　大学院学生の他大学（外国の大学を含む。）の大学院の授業科目の履修に関しては，第34条を準用する。この場合において，同条第３項中「60単位」とあるのは，「10単位（ただし，専門職大学院学生（法科大学院学生を除く。）にあっては15単位，法科大学院学生にあっては30単位）」と，同条第４項中「及び外国の」とあるのは「，外国の」と，「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を」と，同条第５項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い）

第74条の２　大学院学生が休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位に関しては，第34条の２を準用する。この場合において，同条第１項及び第２項中「外国の大学又は短期大学」とあるのは「外国の大学の大学院」と，同条第３項中「60単位」とあるのは，「10単位（ただし，専門職大学院学生（法科大学院学生を除く。）にあっては15単位，法科大学院学生にあっては30単位）」と，同条第４項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第75条　大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては，第36条（第２項を除く）を準用する。この場合において，同条第１項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と，同条第３項中「第34条第３項及び第４項並びに第34条の２第１項及び第２項並びに前条第１項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位」とあるのは，「10単位（ただし，専門職大学院学生（法科大学院学生を除く。）にあっては第74条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位，法科大学院学生にあっては第74条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位）」と，同条第４項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

（留　　学）

第76条　大学院学生の外国の大学への留学に関しては，第40条を準用する。この場合において，同条第１項中「第34条第１項」とあるのは「第74条」と，「所属学部長」とあるのは「所属研究科長」と，同条第２項中「第22条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

（休　　学）

第77条　大学院学生の休学に関しては，第41条第１項，第42条，第43条及び第44条第２項を準用するほか，各研究科規則で定める。

第４章　学位プログラム

（学位プログラム）

第77条の２　各学部及び各研究科において編成する教育課程のほか，明確な人材養成目的に基づき，学部又は研究科の枠を超えた組織的な指導体制で展開される体系性・一貫性のある教育を実施するため，学位の取得を目的とする学位プログラムを置くことができる。

２　前項に規定する学位プログラムは，次のとおりとする。

EU エキスパート人材養成プログラム

３　学位プログラムの実施に関し必要な事項は，別に定める。

第５章　特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生，専攻生及び外国人特別学生

（特別聴講学生）

第 78 条　他の大学, 短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）又は高等専門学校との協定に基づき，当該大学（大学院を含む。），短期大学又は高等専門学校の学生で，本学の授業科目を履修しようとする者があるときは，特別聴講学生として許可することがある。

２　特別聴講学生については，協定に定めるもののほか，関係の学部規則及び研究科規則で定める。

（特別研究学生）

第79条　他大学（外国の大学を含む。）の大学院との協定に基づき，当該大学院の学生で，本学において研究指導を受けようとする者があるときは，特別研究学生として許可することがある。

２　特別研究学生については，協定に定めるもののほか，関係の研究科規則で定める。

（科目等履修生）

第80条　本学が開設する１又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは，科目等履修生として許可することがある。

２　科目等履修生に対しては，単位を与えることができる。

３　科目等履修生については，関係の学部規則及び研究科規則で定める。

（聴講生，研究生及び専攻生）

第81条　本学が開設する１又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは，聴講生として許可することがある。

２　特定の事項について研究しようとする者があるときは，研究生として許可することがある。

３　本学学部卒業者で，特定の専門事項について攻究しようとする者があるときは，専攻生として許可することがある。

４　聴講生，研究生及び専攻生については，それぞれ関係の学部規則，研究科規則及び専攻生規則で定める。

（授業料の納期）

第82条　特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生及び専攻生の授業料については，それぞれの在学予定期間に応じ，３か月分又は６か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし，在学予定期間が３か月未満又は６か月未満であるときは，その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

（外国人特別学生）

第83条　外国人で，第10条，第56条，第58条又は第59条の規定によらないで，外国人特別学生として本学の学部又は大学院に入学を志願する者があるときは，教授会の議を経て許可する。

２　前項の学生で，学部又は大学院の課程を修了した者には，第49条又は第71条に定める学位を授与する。

第６章　授業料，入学料及び検定料の額

（授業料，入学料及び検定料の額）

第84条　本学の授業料，入学料及び検定料（以下「授業料等」という。）の額は，神戸大学における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関する規程（平成16年４月１日制定）に定められた額とする。

（授業料等の不徴収）

第84条の２　国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年３月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生の授業料等については，前条の規定にかかわらず，不徴収とする。

２　特別聴講学生及び特別研究学生の授業料等については，第82条及び前条の規定にかかわらず，第78条第１項又は第79 条第１項の協定に基づき，不徴収とすることができる。

３　科目等履修生のうち，教育公務員特例法（昭和24年法律第１号）第22条第２項又は第３項の規定に基づき本学に派遣された教育職員（以下「現職教育職員」という。）の入学料及び検定料については，第82条及び前条の規定にかかわらず，不徴収とすることができる。

４　聴講生及び研究生のうち，現職教育職員の授業料等については，第82条及び前条の規定にかかわらず，不徴収とすることができる。

５　学長の承認に基づき現職のままで科目等履修生，聴講生又は研究生として入学した本学の附属学校教員の授業料等は，不徴収とする。

６　外国人特別学生の授業料等については，学長が認めたときは，前条の規定にかかわらず，不徴収とすることができる。

第７章　教育職員免許状

（教員の免許状授与の所要資格の取得）

第85条　教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

２　前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については，関係の学部規則及び研究科規則の定めるところによる。

附　則

１　この規則は，平成29年４月１日から施行する。

２　国際文化学部国際文化学科並びに発達科学部人間形成学科，人間行動学科，人間表現学科及び人間環境学科は，改正後の第３条の規定にかかわらず，平成29年３月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

３　国際人間科学部及び別表の改正規定により入学定員を改める学科の平成29年度から平成31年度までの総定員並びに学部の総定員の合計は，改正後の別表の規定にかかわらず，附則別表第1のとおりとする。

4　別表の改正規定により入学定員を改める専攻の平成29年度から平成31年度までの総定員及び博士課程の総定員の合計は，改正後の別表の規定にかかわらず，附則別表第２のとおりとする。

附則別表第１（附則第３項関係）

年度	区分		総定員
平成29年度	文学部	人文学科	445
	国際人間科学部	グローバル文化学科	140
		発達コミュニティ学科	100
		環境共生学科	80
		子ども教育学科	50
		学部計	370
	理学部	数学科	103
		化学科	105
		生物学科	85
		学部計	623
	工学部	建築学科	363
		市民工学科	243
		電気電子工学科	363
		機械工学科	403
		応用化学科	406
		情報知能工学科	407
		学部計	2,225
	農学部	食料環境システム学科	141
		資源生命科学科	214
		生命機能科学科	255
		学部計	630
	全学部合計		10,638
平成30年度	文学部	人文学科	430
	国際人間科学部	グローバル文化学科	280
		発達コミュニティ学科	200
		環境共生学科	160
		子ども教育学科	100
		学部計	740
	理学部	数学科	106
		化学科	110
		生物学科	90
		学部計	636
	工学部	建築学科	366
		市民工学科	246
		電気電子工学科	366
		機械工学科	406
		応用化学科	412
		情報知能工学科	414
		学部計	2,250
	農学部	食料環境システム学科	142
		資源生命科学科	216
		生命機能科学科	262
		学部計	640
	全学部合計		10,621
平成31年度	文学部	人文学科	415
	国際人間科学部	グローバル文化学科	420
		発達コミュニティ学科	300
		環境共生学科	240
		子ども教育学科	150
		学部計	1,120
	理学部	数学科	109
		化学科	115
		生物学科	95
		学部計	649
	工学部	建築学科	369
		市民工学科	249
		電気電子工学科	369
		機械工学科	409
		応用化学科	418
		情報知能工学科	421
		学部計	2,275
	農学部	食料環境システム学科	143
		資源生命科学科	218
		生命機能科学科	269
		学部計	650
	全学部合計		10,604

附則別表第２（附則第４項関係）

年度	区分		総定員 博士課程 前期 専攻別	後期 専攻別	専攻別
平成29年度	経済学研究科	経済学専攻		64	
	医学研究科	医科学専攻			334
	海事科学研究科	海事科学専攻	135		
	国際協力研究科	国際開発政策専攻		26	
		地域協力政策専攻		26	
		研究科計		73	
	全博士課程合計		2,427	893	334
平成30年度	経済学研究科	経済学専攻		62	
	医学研究科	医科学専攻			356
	国際協力研究科	国際開発政策専攻		25	
		地域協力政策専攻		25	
		研究科計		71	
	全博士課程合計			889	356
平成31年度	医学研究科	医科学専攻			378
	全博士課程合計				378

附　則

1　この規則は，平成30年４月１日から施行する。

2　法学研究科理論法学専攻及び政治学専攻は，改正後の神戸大学教学規則（以下「新規則」という。）第４条第１項の規定にかかわらず，平成30年３月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

3　平成30年度の医学部及び医学部保健学科の総定員並びに全学部総定員は，新規則別表の規定にかかわらず，附則別表第1に掲げるとおりとする。

4　平成30年度から平成31年度までの別表の改正規定により入学定員を改める専攻の総定員及び全博士課程の総定員の合計は，新規則別表の規定にかかわらず，附則別表第２に掲げるとおりとする。

附則別表第１（附則第３項関係）

年度	区分		総定員
平成 30 年度	医学部	保健学科	650
		学部計	1,275
	全学部合計		10,577

附則別表第２（附則第４項関係）

年度	区分		総定員 博士課程 前期 専攻別	総定員 博士課程 後期 専攻別
平成 30 年度	法学研究科	法学政治学専攻	37	18
	経営学研究科	経営学専攻		100
	理学研究科	生物学専攻		20
		惑星学専攻		20
		研究科計		85
	保健学研究科	保健学専攻	118	
	システム情報学研究科	計算科学専攻		22
	農学研究科	食料共生システム学専攻		17
		生命機能科学専攻		32
		研究科計		73
	科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻		10
	全博士課程合計		2,412	
平成 31 年度	法学研究科	法学政治学専攻		36
	経営学研究科	経営学専攻		98
	理学研究科	生物学専攻		19
		惑星学専攻		19
		研究科計		83
	システム情報学研究科	計算科学専攻		20
	農学研究科	食料共生システム学専攻		16
		生命機能科学専攻		31
		研究科計		71
	科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻		20

別表　収容定員

1　学　　部

区分			入学定員		2年次編入学定員		3年次編入学定員		総定員	
			学科別	計	学科別	計	学科別	計	学科別	計
文学部	人文学科		100	100					400	400
国際人間科学部	グローバル文化学科		140	370					560	1,500
	発達コミュニティ学科		100				5	5	410	
	環境共生学科		80				3	3	326	
	子ども教育学科		50				2	2	204	
法学部	法律学科		180	180			20	20	760	760
経済学部	経済学科		270	270			20	20	1,120	1,120
経営学部	経営学科		260	260			20	20	1,080	1,080
理学部	数学科		28	153			学科共通25	25	112	662
	物理学科		35						140	
	化学科		30						120	
	生物学科		25						100	
	惑星学科		35						140	
医学部	医学科		100	260	5	5			625	1,265
	保健学科	看護学専攻	80						640	
		検査技術科学専攻	40							
		理学療法学専攻	20							
		作業療法学専攻	20							
工学部	建築学科		93	565			学科共通20	20	372	2,300
	市民工学科		63						252	
	電気電子工学科		93						372	
	機械工学科		103						412	
	応用化学科		106						424	
	情報知能工学科		107						428	
農学部	食料環境システム学科		36	160			学科共通10	10	144	660
	資源生命科学科		55						220	
	生命機能科学科		69						276	
海事科学部	グローバル輸送科学科		80	200			学科共通10	10	320	820
	海洋安全システム科学科		40						160	
	マリンエンジニアリング学科		80						320	
合計				2,518		5		135		10,567

2　大学院

区分		入学定員										総定員									
		修士課程		博士課程						専門職学位課程		修士課程		博士課程						専門職学位課程	
				前期		後期								前期		後期					
		専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計
人文学研究科	文化構造専攻			17	44	8	20							34	88	24	60				
	社会動態専攻			27		12								54		36					
国際文化学研究科	文化相関専攻			18	47	6	15							36	94	18	45				
	グローバル文化専攻			29		9								58		27					
人間発達環境学研究科	人間発達専攻			51	91	11	17							102	178	33	51				
	(1年履修コース)			4										4							
	人間環境学専攻			36		6								72		18					
法学研究科	法学政治学専攻			37	37	18	18							74	74	54	54				
	実務法律専攻									80	80									240	240
経済学研究科	経済学専攻			83	83	20	20							166	166	60	60				
経営学研究科	経営学専攻			51	51	32	32							102	102	96	96				
	現代経営学専攻									69	69									138	138
理学研究科	数学専攻			22	122	4	27							44	244	12	81				
	物理学専攻			24		5								48		15					
	化学専攻			28		6								56		18					
	生物学専攻			24		6								48		18					
	惑星学専攻			24		6								48		18					
医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	25	25									50	50								
	医科学専攻							100	100									400	400		
保健学研究科	保健学専攻			64	64	25	25							128	128	75	75				
工学研究科	建築学専攻			64	316	8	42							128	632	24	126				
	市民工学専攻			42		6								84		18					
	電気電子工学専攻			64		8								128		24					
	機械工学専攻			76		10								152		30					
	応用化学専攻			70		10								140		30					
システム情報学研究科	システム科学専攻			28	73	3	12							56	146	9	36				
	情報科学専攻			21		3								42		9					
	計算科学専攻			24		6								48		18					
農学研究科	食料共生システム学専攻			26	120	5	23							52	240	15	69				
	資源生命科学専攻			42		8								84		24					
	生命機能科学専攻			52		10								104		30					
海事科学研究科	海事科学専攻			75	75	11	11							150	150	33	33				
国際協力研究科	国際開発政策専攻			26	70	8	23							52	140	24	69				
	国際協力政策専攻			22		7								44		21					
	地域協力政策専攻			22		8								44		24					
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻			40	40	10	10							80	80	30	30				
合計		25		1,233		295		100		149		50		2,462		885		400		378	

2　神戸大学共通細則

（平成16年４月１日制定）

（入学志願）

第１条　入学志願者は，所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

入 学 願 書

出身学校長の調査書又はこれに代わる書類

写　　真

その他の書類

（合否の判定）

第２条　入学試験の合否の判定は，学力試験及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績等を総合して教授会が行う。

（宣　　誓）

第３条　入学者は，次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。

私は，神戸大学の学生として学業に励み，本学の規律を守ることを誓います。

（成　　績）

第４条　授業科目の成績は，100点を満点として次の区分により評価し，秀，優，良及び可を合格，不可を不合格とする。

秀　(90 点以上)

優　(80 点以上 90 点未満)

良　(70 点以上 80 点未満)

可　(60 点以上 70 点未満)

不可（60 点未満）

２　秀，優，良，可及び不可の評価基準は，次の各号のとおりとする。

⑴　秀　　学修の目標を達成し，特に優れた成果を収めている。

⑵　優　　学修の目標を達成し，優れた成果を収めている。

⑶　良　　学修の目標を達成し，良好な成果を収めている。

⑷　可　　学修の目標を達成している。

⑸　不可　学修の目標を達成していない。

（学 生 証）

第５条　学生は，学生証の交付を受け，これを携行し本学職員の請求があったときは，いつでも，これを提示しなければならない。

２　学生証は，入学したときに学長が発行する。

３　学生証を携帯しない場合には，教室，研究室，図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。

４　学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき，又は休学等によりその有効期間が経過したときは，速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。

５　学生は，卒業，退学等により学籍を離れた場合は，速やかに学生証を発行者に返納しなければならない。

６　学生証の再交付手続き及び返納は，学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

（欠 席 届）

第６条　学生が，２週間以上欠席するときは，理由を具し，欠席届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

（学生登録票）

第７条　学生は，入学したときは，速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

（身上異動・住所変更届）

第８条　学生は，改姓，改名等，身上に異動があったとき，又は住所（保護者等の住所等を含む。）を変更したときは，速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

第９条 大学院の第１条から第４条までに定める事項については，それぞれ関係の研究科において定める。大学院における入学志願及び合否の判定については，第１条及び第２条の規定にかかわらず，各研究科において定めるものとする。

２　大学院における授業科目の成績については，第４条に定めるもののほか，必要があると認めるときは，各研究科において定めることができる。

（健康診断）

第10条　学生は，毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

（様　　式）

第11条　諸願届等の様式は，別紙のとおりとする。

附　則

この細則は，平成28年４月１日から施行する。

様式１号

入　学　許　可　書

受験番号　　番

氏　　名

神戸大学　　学部に入学を許可する。

年　　月　　日

神戸大学長

Ａ４（297㎜× 210㎜）

様式２号

宣　　誓　　書

私は，神戸大学の学生として学業に励み，本学の規律を守ることを誓います。

年　　月　　日

神 戸 大 学 長　殿

署　　名

Ａ４（297㎜× 210㎜）

様式３号

年　　月　　日

神 戸 大 学　　殿

学部　　学科

学籍番号　　番

住　　所

氏　　名　　㊞

休　　学　　願

下記のとおり休学したいので御許可願います。

記

１．理　由

２．期　間　　自　　年　　月　　日

至　　年　　月　　日

注　病気の場合は診断書添付のこと。　Ａ４（297㎜× 210㎜）

様式４号

年　　月　　日

神 戸 大 学　　殿

学部　　学科

学籍番号　　番

住　　所

氏　　名　　㊞

復　　学　　願

下記のとおり復学したいので御許可願います。

記

１．理　　由

２．復学年月日　　年　　月　　日

注　病気の場合は健康診断書（**復学意見書**）添付のこと。

Ａ４（297㎜× 210㎜）

様式５号

年　　月　　日

神 戸 大 学　　殿

学部

学科

学籍番号
本人住所
氏　　名　　㊞

退　　学　　願

下記のとおり退学したいので御許可願います。

記

１．理　　由

２．退学年月日　　年　　月　　日

注　病気の場合は診断書添付のこと。　Ａ４（297㎜× 210㎜）

様式６号

（表）

神 戸 大 学 学 生 証

写真

所　　属
学 籍 番 号
氏　　名
生 年 月 日

上記の者は、本学の学生であることを証明する。

発行年月日　　年　　月　　日
有 効 期 限　　年　　月　　日

神　戸　大　学　長　印

（図書館利用ID）

（生協組合員番号）

（裏）

■ 注 意 事 項

１ 本学学生は常にこの学生証を携帯し、次の場合は、これを提示しなければならない。
(1)本学教職員の請求があった場合
(2)通学定期乗車券又は学生用割引乗車券の購入及びこれによって乗車船し、係員の請求があった場合
(3)本学図書館を利用する場合
（表面顔写真下の数字は図書館利用IDです。）
２ 本証は他人に貸与又は譲渡してはならない。
３ 本証を紛失したとき、又は記載内容に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出ること。
４ 卒業、退学等により学籍を離れたときは、直ちに発行者に返納すること。

（シール貼付スペース）

神戸大学 〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1 TEL(078)881-1212(大代表)

様式７号

年　　月　　日

神 戸 大 学　　殿

学部
学科
番

学籍番号
住　　所
氏　　名

欠　　席　　願

下記のとおり欠席しますからお届けします。

記

１．理　由

２．期　間　　自　　年　　月　　日

　　至　　年　　月　　日

注　病気の場合は診断書を添付のこと。　Ａ４（297㎜× 210㎜）

様式８号

様式9号

学　生　登　録　票

年　月　日提出

学部 学科	20　（平成　）年　月　日入学・進学	学籍番号
研究科 課程 専攻	フリガナ 左詰で記入してください。（姓と名の間は1マス空け，濁音・半濁音文字は1マスに記入） ローマ字 左詰で記入してください。（姓の全て及び名の頭文字は大文字とし，姓と名の間は1マス空けて記入） 氏　名 戸籍どおり楷書で記入してください。（学籍及び学位記の字体として使用）	
指導教員（該当者のみ）	生年月日　19　（昭和・平成）年　月　日生	外国籍
現住所（入学後の住所）	自宅・下宿・寮・その他（　） 〒　－ 携帯　@ ＰＣ　@ 大学が付与するアドレス以外を記入してください。 住　所　都道府県 ［固定電話］　－　－ ［携帯電話］　－　－ Eメールアドレス 非留学生のみ○を入れてください。 単身・夫婦・家族	
本人の勤務先等（該当者のみ）	名称 電話	
履歴 学歴	年　月	立　高等学校卒業
履歴 認定試験等	・	高等学校卒業程度認定試験，大学入学資格検定試験　年度　合格
履歴 職歴	．～　．	
履歴 その他	．～　．	
保護者等の住所等 ※学生本人が独立生計者の場合は，世帯主の氏名・住所等を記入してください。	フリガナ 左詰で記入してください。（姓と名の間は1マス空け，濁音・半濁音文字は1マスに記入） 氏　名　本人との続柄（　） 〒　－ 住　所　都道府県 ［固定電話］　－　－ ［携帯電話］　－　－	
緊急時の連絡先 ※該当する□にチェックしてください。	□　上記（保護者等の住所等）と同じ。（以下の記入不要） □　上記（保護者等の住所等）以外の連絡先がある。（以下に記入） 氏　名　本人との続柄（　） ［固定電話］　－　－　□ 勤務先 □ 自宅 ［携帯電話］　－　－	

注　1　本人の氏名，生年月日は戸籍どおり（外国人は住民票どおり）正確に記入してください。
　　2　高校卒業後の学歴を有する者は，最終出身学校名・学部・学科等（中退を含む。）まで記入してください。
　　3　在学中に，改姓・改名，現住所変更，保護者等の住所変更等があった場合は，速やかに身上異動・住所変更届を，所属学部又は研究科の担当係に提出してください。
　　4　この学生登録票に記載された個人情報については，個人情報保護法等を遵守の上，適切に取り扱うこととし，在学中において，授業料関係書類の送付，広報誌等資料の送付など本学から連絡（発信）する場合のほか，教学上の名簿作成，修学指導上必要な場合に限り利用します。

Ａ４（297㎜× 210㎜）

様式９号

様式10号

身上異動・住所変更届

年　月　日届出

神戸大学　　学部長　殿
　　研究科長　殿

学部	学科	課程
研究科	専攻	課程
学籍番号	フリガナ 氏　名 戸籍どおり楷書で記入してください。（学籍及び学位記の字体として使用）	

下記のとおり身上異動・住所変更等がありましたのでお届けします。

記

□改姓　□改名　□現住所等変更　□保護者等の住所等変更　□その他の変更（　　）

（以下は，変更した事項のみ記入してください。）

身上異動（改姓，改名等） 現住所	ローマ字 左詰めで記入してください。（姓の全て及び名の頭文字は大文字とし，姓と名の間は1マス空けて記入）	
	新 旧	異動年月日　年　月　日 ※証明書類を必ず添付してください。
	自宅・学生寮・その他（　）	Eメールアドレス（□携帯　□ＰＣ） @ 大学が付与するアドレス以外を記入してください。
	郵便番号　－	
	住　所　都道府県	
	［固定電話］　－　－	
	［携帯電話］　－　－	
本人の勤務先等（該当者のみ）	勤務先名 電話　－　－	
保護者等の住所等 ※　学生本人が独立生計者の場合は，世帯主の氏名・住所等を記入してください。	フリガナ 氏　名	本人との続柄
	郵便番号　－	［固定電話］　－　－
		［携帯電話］　－　－
	住　所　都道府県	
緊急時の連絡先	□　保護者等の住所等と同じ。（以下の記入不要） □　保護者等の住所等以外の連絡先がある。（以下に記入）	
	フリガナ 氏　名	本人との続柄
	［固定電話］　－　－	□ 勤務先 □ 自宅
	［携帯電話］　－　－	

注　この身上異動・住所変更届に記載された個人情報については，個人情報保護法等を遵守の上，適切に取り扱うこととし，在学中において，授業料関係書類の送付，広報誌等資料の送付など本学から連絡（発信）する場合のほか，教学上の名簿作成，修学指導上必要な場合に限り利用します。

Ａ４（297㎜× 210㎜）

3　神戸大学学位規程

（平成16年４月１日制定）

（趣　　旨）

第１条　学位規則（昭和28年文部省令第９号）第13条第１項の規定により，神戸大学（以下「本学」という。）が授与する学位については，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定。以下「教学規則」という。）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

（学　　位）

第２条　本学において授与する学位は，学士，修士，博士及び専門職学位とする。

（学士の学位の授与の要件）

第３条　学士の学位は，本学を卒業した者に授与する。

（修士の学位の授与の要件）

第４条　修士の学位は，次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

⑴　本学大学院研究科（以下「研究科」という。）の修士課程を修了した者

⑵　研究科の博士課程の前期課程を修了した者

（博士の学位の授与の要件）

第５条　博士の学位は，研究科の博士課程を修了した者に授与する。

２　博士の学位は，次の要件を満たす者にも授与する。

⑴　研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。（この確認を以下「学力の確認」という。）

⑵　研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

（専門職学位の授与の要件）

第６条　専門職学位は，次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

⑴　研究科の専門職大学院の課程（次号の課程を除く。）を修了した者

⑵　研究科の法科大学院の課程を修了した者

（研究科の在学者の論文等提出手続）

第７条　研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第67条に規定する特定の課題についての研究の成果は，当該研究科長に提出するものとする。

２　博士論文は，学位論文審査願，論文目録及び履歴書とともに提出しなければならない。

３　学位論文は，修士の場合は１編，１通を，博士の場合は１編，３通を提出するものとする。ただし，参考として他の論文を附加して提出することを妨げない。

４　審査のため必要があるときは，提出論文の数を増加し，又は論文の訳本，模型若しくは標本等の資料その他を提出させることがある。

５　第１項に定める研究の成果（以下「研究の成果」という。）の提出に関することは，各研究科において別に定める。

（研究科の在学者の論文審査）

第８条　研究科長は，前条の規定による博士論文の提出があったときは，教授会において当該研究科の教授のうちから２人以上の審査委員を選定して，博士論文の審査を行わせるものとする。

２　研究科長は，前条の規定による修士論文又は研究の成果の提出があったときは，教授会において当該研究科の教授及び准教授のうちから２人以上の審査委員を選定して，修士論文又は研究の成果の審査を行わせるものとする。ただし，少なくとも教授１人を含めなければならない。

３　教授会において審査のため必要があると認めるときは，博士論文の審査にあっては第１項の審査委員のほか，当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を，修士論文又は研究の成果の審査にあっては前項の審査委員のほか，当該研究科の教授及び准教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

４　教授会において審査のため必要があると認めるときは，当該研究科の教授以外の者（修士論文又は研究の成果の審査のため必要があると認めるときは，当該研究科の教授及び准教授以外の者）にも調査を委嘱することができる。

（研究科の在学者の最終試験）

第９条　審査委員及び前条第４項の規定により調査を委嘱された者は，学位論文又は研究の成果を中心として，これに関連ある科目について，筆答又は口頭により最終試験を行う。

２　最終試験の期日は，その都度公示する。

（博士課程を経ない者の学位論文の提出手続）

第10条　第５条第２項の規定による学位申請者の学位論文は，論文審査料57,000円を添え，学位申請書，論文目録及び履歴書とともに，その申請に応じた研究科長を経て学長に提出するものとする。

２　本条の規定による論文の提出については，第７条第３項及び第４項の規定を準用する。

（博士課程を経ない者の論文審査及び試験）

第11条　学長は，前条第１項の規定による学位論文の提出があったときは，当該研究科長にその論文の審査を付託し，研究科長は，第８条の規定に準じて論文の審査を，第９条の規定に準じて試験を行わせるものとする。

２　前項の学位論文は，それを受理した日から１年以内に審査を終了するものとする。ただし，特別の理由があるときは，研究科長は，教授会の議を経て審査期限を延長することができる。

（博士課程を経ない者の学力の確認）

第12条　研究科長は，前条第１項の規定により学長から論文審査を付託されたときは，教授会において学位申請者の学力の確認を行わせるものとする。

２　学力の確認は，筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし，学位申請者の学歴，業績等に基づいて学力の確認を行うことができる場合は，試問を省略することができる。

３　学力の確認のため必要があるときは，学位申請者にその著書，論文その他を提出させることがある。

４　教授会が学力の確認の議決をする場合には，第15条第２項の規定を準用する。

（退学者の学位論文の提出手続，論文審査，試験及び学力の確認）

第13条　研究科の博士課程において所定の期間在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が，再入学しないで学位の授与を受けようとするときは，前３条の規定による。

２　前項に該当する者が，退学後５年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは，第５条第１項に該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

（論文及び審査料の不返還）

第14条　提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は，その理由のいかんを問わず返還しない。

２　提出された研究の成果の返還に関することは，各研究科において別に定める。

（修士及び博士の学位授与の決定）

第15条　研究科長は，研究科に在学する者については，論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて，また第12条の規定により学力を確認された者及び第13条第２項に該当する者については，論文審査及び試験の結果報告に基づいて，教授会において学位を授与すべきか否かの審議を行わせるものとする。

２　前項の教授会は，当該教授会構成員の３分の２以上の出席があることを要し，学位を授与すべきものと議決するには，無記名投票の方法により，出席者の３分の２以上の賛成があることを要する。

（審査結果の報告）

第16条　研究科長は，前条第１項の教授会の議を経て，修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきものについて，学長に申請するものとする。

２　前項の申請に当たっては，次に掲げる事項を記載した書類を添えるものとする。

⑴　授与しようとする学位（専攻分野の名称を付記したもの）

⑵　授与しようとする年月日

⑶　博士の場合は，第５条第１項又は第２項のいずれの規定によるかの別

⑷　博士の場合は，論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨

⑸　博士の場合は，論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項

⑹　第５条第２項による博士の場合は，学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項

３　研究科長は，前条第１項の教授会の議を経て，修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきでない者については，その旨を学長に申請するものとする。

（学位の授与）

第17条　学長は，第３条に規定する者に対しては，学位記を交付して学士の学位を授与する。

２　学長は，前条に規定する申請に基づき，修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を決定し，当該学位を授与すべきものと決定した者に対しては，学位記を交付して当該学位を授与し，当該学位を授与できないと決定した者に対しては，その旨を通知する。

３　前項の規定により博士の学位を授与したときは，学位簿に登録し，文部科学大臣に報告する。

（審査要旨の公表）

第18条　本学は，博士の学位を授与したときは，当該博士の学位を授与した日から３月以内に，当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

（学位論文の公表）

第19条　博士の学位を授与された者は，当該博士の学位を授与された日から１年以内に，当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし，当該博士の学位を授与される前に

既に公表したときは，この限りではない。

2　前項の規定にかかわらず，博士の学位を授与された者は，やむを得ない理由がある場合には，当該教授会の議を経て，当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において，本学は，その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3　博士の学位を授与された者が行う前２項の規定による公表は，原則として神戸大学学術成果リポジトリの利用により行うものとする。

（専攻分野等の名称等）

第20条　学士の学位を授与するに当たっては，別表第１に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2　修士又は博士の学位を授与するに当たっては，別表第２に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3　専門職学位の名称は，別表第３に掲げるとおりとする。

4　別表第４に掲げる学位プログラムを修了した者に修士の学位を授与するに当たっては，第２項に規定する専攻分野の名称とともに，当該学位プログラムの名称を付記するものとする。

5　教学規則第65条第２項の規定に基づき，共同の研究指導を受けた者に博士の学位を授与するに当たっては，博士論文共同指導により授与する旨を付記するものとする。

（学位の名称）

第21条　本学において学位の授与を受けた者が，学位の名称を用いるときは，神戸大学の文字を付記するものとする。

（修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し）

第22条　修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が，不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは，学長は，当該教授会及び教育研究評議会の議を経て，その学位を取り消し，学位記を返還させ，かつ，その旨を公表する。

2　修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が，その名誉を汚す行為があったときは，前項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。

3　教授会が前２項の規定による議決をする場合には，第15条第２項の規定を準用する。

（様　　式）

第23条　学位記，学位簿その他の様式は，別記様式のとおりとする。

（補　　則）

第24条　この規程の施行に必要な事項は，各学部又は各研究科においてこれを定める。

附　則

1　この規程は，平成29年４月１日から施行する。

2　この規程施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成29年４月１日以後において在学者の属する年次に編入学又は再入学する者については，改正後の別表第１の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表１（第20条第１項関係）　学士の学位に付記する専攻分野の名称

学　部　名　等	専　攻　分　野　の　名　称
文学部	文学
国際人間科学部	学術又は教育学
法学部	法学
経済学部	経済学
経営学部	経営学又は商学
理学部	理学
医学部医学科	医学
医学部保健学科	看護学，保健衛生学又は保健学
工学部	工学
農学部	農学
海事科学部	海事科学

別表２（第20条第２項関係）　修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称

研　究　科　名	専　攻　分　野　の　名　称	
	修　　士	博　　士
人文学研究科	文学	文学又は学術
国際文化学研究科	学術	学術
人間発達環境学研究科	学術，教育学又は理学	学術，教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学	法学又は政治学
経済学研究科	経済学	経済学
経営学研究科	経営学又は商学	経営学又は商学
理学研究科	理学	理学又は学術
医学研究科	バイオメディカルサイエンス	医学
保健学研究科	保健学	保健学
工学研究科	工学	工学又は学術
システム情報学研究科	システム情報学又は工学	システム情報学，工学，学術又は計算科学
農学研究科	農学	農学又は学術
海事科学研究科	海事科学	海事科学，工学又は学術
国際協力研究科	国際学，経済学，法学又は政治学	学術，法学，政治学又は経済学
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション	科学技術イノベーション

別表３（第20条第３項関係）　専門職学位の名称

研　究　科　名	専　攻　分　野　の　名　称
法学研究科	法務博士（専門職）
経営学研究科	経営学修士（専門職）

別表４（第20条第４項関係）

EU エキスパート人材養成プログラム

別記様式第１　（第３条により学位を授与する場合）

○第　　号

大学印

学　位　記

氏　　名

年　月　日生

本学○○学部○○○○所定の課程を修めて本学を卒業したので，

学士（○○）の学位を授与する

年　　月　　日

神戸大学長　　氏　　名　印

別記様式第２　（第４条第１号により学位を授与する場合）

修第　　号

学位記

大学印

氏　　名

年月日生

本学大学院○○研究科○○専攻の修士課程を修了したので修士（○○）の学位を授与する

年　月　日

神戸大学

別記様式第３　（第４条第２号により学位を授与する場合）

修第　　号

学　位　記

大学印

氏　　名

年　月　日生

本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程の前期課程を修了したので修士（○○）の学位を授与する

年　月　日

神　戸　大　学

別記様式第４

（第４条第２号により学位を授与する場合で，別表第４に掲げるプログラム名称を付記するもの）

修第　　号

学　位　記

大学印

氏　　名

年　月　日生

本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程の前期課程を修了したので修士（○○）の学位を授与する

本学○○プログラムを修了したことを証する

年　月　日

神　戸　大　学

記様式第５　（第５条第１号により学位を授与する場合）

博い第　　号

学　位　記

大学印

氏　　名

年　月　日生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程を修了したので博士（〇〇）の学位を授与する

年　月　日

神　戸　大　学

別記様式第６

（第５条第１号により学位を授与する場合で，外国の大学院等との博士論文共同指導により学位を授与する旨を付記するもの）

博い第　　号

学　位　記

大学印

氏　　名

年　月　日生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程を修了したので博士（〇〇）の学位を授与する

この学位は　　との博士論文共同指導によるものである

年　月　日

神　戸　大　学

別記様式第７　（第５条第２項により学位を授与する場合）

博ろ第　　号

学　位　記

大学印

氏　　名

年　月　日生

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する

年　月　日

神　戸　大　学

別記様式第８　（第６条第１号により学位を授与する場合）

専第　　号

学　位　記

大学印

氏　　名

年　月　日生

本学大学院○○研究科○○専攻の専門職大学院の課程を修了したので○○修士（専門職）の学位を授与する

年　月　日

神　戸　大　学

別記様式第９　（第６条第２号により学位を授与する場合）

法第　　号

学位記

大学印

氏　　名

年　月　日生

本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の法科大学院の課程を修了したので法務博士（専門職）の学位を授与する

年　　月　　日

神戸大学

別記様式第10　（第４条から第６条により学位を授与する場合（英文学位記））

学章

KOBE UNIVERSITY

HEREBY CONFERS THE DEGREE OF

〇〇〇〇〇〇〇 *of* 〇〇〇〇〇〇〇

UPON

〇〇〇〇　〇〇〇〇

FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE 〇〇〇〇 PROGRAM
IN THE FIELD OF 〇〇〇〇〇〇〇〇
ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF
〇〇〇〇〇〇〇〇
ON THIS 〇〇〇〇 DAY OF 〇〇〇〇 IN THE YEAR 〇〇〇〇

〇〇〇〇 〇〇〇〇
President of
Kobe University

大学印

〇〇〇〇 〇〇〇〇
Dean of Graduate School of
〇〇〇〇〇〇〇〇

別記様式第11

（第４条第２号により学位を授与する場合で，別表第４に掲げるプログラム名称を付記するもの（英文学位記））

学章

KOBE UNIVERSITY

HEREBY CONFERS THE DEGREE OF

○○○○○○○ *of* ○○○○○○○

UPON

○○○○　○○○○

FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM
IN THE FIELD OF ○○○○○○○○
ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF
○○○○○○○○
and ☆
ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○

○○○○ ○○○○
President of
Kobe University

大学印

○○○○ ○○○○
Dean of Graduate Shool of
○○○○○○○○

備考　☆には，別表第４に掲げるプログラム名称を付記する。

別記様式第12

（第５条第１号により学位を授与する場合で，外国の大学院等との博士論文共同指導により学位を授与する旨を付記するもの（英文学位記））

学章

KOBE UNIVERSITY

HEREBY CONFERS THE DEGREE OF

○○○○○○○ *of* ○○○○○○○

UPON

○○○○　○○○○

FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM
IN THE FIELD OF ○○○○○○○○
ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF
○○○○○○○○
THIS DEGREE IS THE RESULT OF JOINT SUPERVISTION WITH ○○○○
ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○

○○○○ ○○○○
President of
Kobe University

大学印

○○○○ ○○○○
Dean of Graduate Shool of
○○○○○○○○

別記様式第13号

年　　月　　日

○○研究科長　　殿

学　籍　番　号

氏　　名　　印

学 位 論 文 審 査 願

神戸大学学位規程第７条の規定により下記の書類を提出いたしますから審査をお願いします。

記

学位論文　　通

論文目録　　通

別記様式第14号

年　　月　　日

神戸大学長　殿

氏　　名　　印

学　位　申　請　書

神戸大学学位規程第10条の規定により学位論文に論文目録及び履歴書を添え博士（○○）の学位の授与を申請いたします。

備考　退学者が再入学しないで学位を申請する場合には「第10条」を「第13条」に読み替えるものとする。

別記様式第15号

年　　月　　日

論　文　目　録

氏　　名　　印

論　　文

1　題　　目

2　公表の方法及び時期

方　　法

時　　期

3　冊　数　　冊

参考論文

1　題　　目

2　冊　数　　冊

別記様式第16号

学　位　簿

博士（○○）

契印	番号	授与年月日	氏名	論文題目	取扱者印

備考　学位簿の表紙には、学位簿と標記し、博士の専攻分野の名称の順に登録する。

4　神戸大学学生表彰規程

（平成17年２月17日制定）

（趣　　旨）

第１条　この規程は，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定）第55条第２項の規定に基づき，神戸大学（以下「本学」という。）の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

（表彰の基準）

第２条　表彰は，学生及び学生団体のうち，次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

⑴　学術研究活動において，次のいずれかに該当すると認められるもの。

イ　国際的規模又は全国的規模の学会から賞を受けたもの

ロ　その他これらに準ずる学会等から高い評価を受けたもの

⑵　本学公認課外活動団体の活動において，次のいずれかに該当すると認められるもの

イ　国際的規模の競技会，公演会，展覧会等（以下「競技会等」という。）において優秀な成績を修め，又は高い評価を受けたもの

ロ　全国的又は地区的規模の競技会等において優秀な成績を修めたもの

ハ　公的機関等から表彰を受ける等高い評価を受けたもの

ニ　卒業年度に当たる者で，在学中の課外活動において特に顕著な功労があったもの

⑶　社会活動において，次のいずれかに該当すると認められるもの

イ　ボランティア活動等において，公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの

ロ　人命救助，犯罪防止，災害救助等に貢献したことにより，公的機関等から表彰を受ける等社会的に高い評価を受けたもの

ハ　その他社会活動において特に高い評価を受けたもの

⑷　前各号に掲げるもののほか，特に優れた業績，功績等があったと認められるもの

（表彰候補者の推薦）

第３条　各学部長，各研究科長，各課外活動団体の顧問教員等は，前条各号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体（以下「表彰候補者」という。）がある場合は，別記様式第１により学長に推薦するものとする。

（被表彰者の選考及び決定）

第４条　学長は，前条の規定に基づき推薦された表彰候補者について，学生委員協議会の議を経て，表彰される者（以下「被表彰者」という。）を決定する。

（表彰の方法）

第５条　表彰は，学長が別記様式第２の表彰状を授与することにより行う。

２　前項の表彰状に添えて，記念品を贈呈することができる。

（表彰の時期）

第６条　表彰は，被表彰者が決定された後，速やかに行うものとする。ただし，第２条第２号に該当する表彰については，原則として毎年３月に行うものとする。

（事　　務）

第７条　表彰に関する事務は，学務部学生支援課において処理する。

（雑　　則）

第８条　この規程に定めるもののほか，学生及び学生団体の表彰の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規程は，平成17年４月１日から施行し，施行日以降の学生及び学生団体の活動について適用する。

別記様式１，２（略）

5　神戸大学学生懲戒規則

（平成16年４月１日制定）

（趣　　旨）

第１条　この規則は，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定）第55条の２（第72条において準用する場合を含む。）に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

（懲　　戒）

第２条　懲戒は，本学の規定に違背し，学生としての本分を守らない者があるときに行われるものとする。

（懲戒の内容）

第３条　懲戒の内容は，次のとおりとする。

⑴　訓告 文書により注意を与え，将来を戒めること。

⑵　停学 有期又は無期とし，この間の登校及び次の行為を禁止すること。

イ　本学の施設及び設備を利用すること（本学が発行したアカウントを用いて，本学の管理する電子計算機及び情報ネットワーク機器を利用することを含み，特に退去を命ぜられない限り，本学の学生寮又は外国人留学生宿舎に居住することを除く。）。

ロ　本学の公認課外活動団体の活動に参加すること。

⑶　懲戒退学 命令により退学させ，再入学を認めないこと。

（懲戒の発議）

第４条　懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは，当該行為を行った学生の所属学部の教授会（以下「教授会」という。）は，その事実関係を調査し，懲戒処分の要否等について審議するものとする。

２　学長が指名した理事は，前項の調査及び審議に際し，必要があると認めるときは，教授会に対し意見を述べることができる。

３　教授会は，懲戒処分の必要があると認めたときは，事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し，学長に懲戒の発議を行わなければならない。

（複数の学部に係わる場合の懲戒手続）

第５条　懲戒の対象となりうる行為が，異なる学部に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は，教授会は，事実関係の調査及び審議に際して，相互に連絡し，調整するものとする。

（弁　　明）

第６条　教授会は，第４条第１項の事実関係の調査を行うに当たり，当該学生にその旨を告知し，口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

２　当該学生は，弁明の際，必要な証拠を提出し，証人の喚問を求めることができるとともに，補佐人を指名し，その補佐を受けることができる。

３　弁明の機会を与えられたにもかかわらず，正当な理由もなく当該学生が欠席し，又は弁明書を提出しなかった場合は，この権利を放棄したものとみなす。

（懲戒処分の決定）

第７条　学長は，第４条第３項により教授会から発議があったときは，教育研究評議会（以下「評議会」という。）の議を経て，懲戒処分を決定する。

２　評議会は，前項の審議において必要があると認め，改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては，前条の規定を準用する。

（懲戒処分の通知）

第８条　学長は，懲戒処分を決定した場合は，当該学生に通知しなければならない。

２　懲戒処分の通知は，処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし，交付の不可能な場合には，他の適当な方法により通知する。

（懲戒の発効）

第９条　懲戒の発効日は，懲戒処分書の交付日とする。ただし，やむをえない場合は，この限りでない。

（無期停学の解除）

第10条　教授会は，無期停学の学生について，その発効日から起算して６月を経過した後，停学の解除が妥当であると認めたときは，学長に停学の解除を発議することができる。

２　学長は，前項の発議に基づき，停学を解除する。

（異議申立て）

第11条　懲戒処分を受けた者は，事実誤認，新事実の発見その他の正当な理由があるときは，懲戒の発効日から起算して14日以内に，文書により学長に異議申立てを行うことができる。

２　学長は，前項の異議申立てがあったときは，再審査の要否を評議会に付議するものとする。

３　評議会が再審査の必要があると認めたときは，学長は，教授会に再審査を要請するものとする。

（読替規定）

第12条　この規則の大学院学生への適用に当たっては，「学部」を「研究科」に，「教授会」を「教授会（文学研究科及び文化学研究科にあっては研究科委員会）」に読み替えるものとする。

附　則

１　この規則は，平成16年４月１日から施行する。

２　この規則の施行前に神戸大学学則等を廃止する規則（平成16年４月１日制定）の規定よる廃止前の神戸大学学生懲戒規則の規定によりなされた処分その他の行為は，この規則の規定によりなされた処分その他の行為とみなす。

附　則

この規則は，平成17年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成19年12月25日から施行する。

附　則

この規則は，平成22年４月１日から施行し，改正後の神戸大学学生懲戒規則の規定は，施行日以後に第７条第１項の規定により決定される懲戒処分から適用する。

６　神戸大学学生懲戒規則に関する申合せ

（平成16年４月１日教育研究評議会決定）

神戸大学学生懲戒規則は，これまでともすれば不明確なままに運用されてきた懲戒に関する手続きを透明化し，あわせて学生に対して手続的な権利を認めることにより，懲戒処分にふさわしい適正な手続を定めるものである。

このような手続の適正化，透明化を図るに当たっては，懲戒処分に該当する行為それ自体もあらかじめ明確に特定しておくことが望まれることから，懲戒規則の制定にあわせて，次の申合せを行うものとする。

１　懲戒の対象となりうる行為は，次の行為とする。

⑴　学生の本分に反する重大な犯罪行為

⑵　本学の教職員又は学生に対する暴力行為

⑶　本学の施設・設備への重大な破壊行為

⑷　本学の教育・研究活動に重大な妨害行為

⑸　その他前各号に準ずる行為

２　教育研究機関としての大学のなす懲戒は，教育的な配慮から慎重に行わなければならず，学生の自主的な活動に対しては，特に慎重な配慮が加えられなければならない。

３　申合せ第１項は，懲戒対象行為を限定し，その明確化を図ることを旨とし，従来了解されてきたその範囲を拡大するものではない。

３　研　究　科　規　則　等

1　神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則

（平成19年３月20日制定）

（趣　　旨）

第１条　この規則は，国立大学法人神戸大学学則（平成16年４月１日制定。）及び神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定。以下「教学規則」という。）に基づき，神戸大学大学院人間発達環境学研究科（以下「研究科」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（研究科における教育研究上の目的）

第２条　研究科は，人間の発達及びそれを取り巻く人間環境に関わる応用的・実践的教育研究活動に主体的に参加し，これを推進する中核的な人材の養成を行うことを目的とする。

（課　　程）

第３条　研究科の課程は，博士課程とする。

２　博士課程は，これを前期２年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期３年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し，前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。

（専 攻 等）

第４条　研究科に次の専攻及び講座を置く。

専攻	講座
人間発達専攻	こころ系，表現系，からだ系，学び系
人間環境学専攻	環境基礎論，環境形成論，環境先端科学（連携講座）

（各専攻における教育研究上の目的）

第５条　各専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は，次のとおりとする。

⑴　人間発達専攻

多様な側面を持つ人間それ自身の発達を総合的な視点から教育研究対象とし，前期課程においては，人間の発達に関する実践的諸課題の解決やそれを支える新たな公共の創出に貢献する高度専門職業の養成を目的とし，後期課程においては，人間発達に関する高度な専門的学識及び創造的な研究能力を持つ自立した研究者又は研究能力に加えて確かな教育開発能力を備えた大学等の教員の養成を目的とする。

⑵　人間環境学専攻

人間の発達を促進し支援する環境要因の解明及び開発を教育研究対象とし，前期課程においては，各履修コースに関する高度な専門的知識及び基礎的な研究能力を持つ高度専門職業人又は市民社会で活躍できる人材の養成を目的とし，後期課程においては，人間環境学に関する高度な専門的学識及び創造的な研究能力を持つ自立した研究者又は研究能力に加えて確かな教育開発能力を備えた大学等の教員の養成を目的とする。

（履修コース等）

第５条の２　前期課程人間発達専攻に高度な知識を持つ実践的職業人養成を目的とした次の履修コースを置く。

臨床心理学コース，

１年履修コース

２　前期課程人間環境学専攻に次の履修コースを置く。

自然環境論コース，数理情報環境論コース，

生活環境論コース，社会環境論コース

（研究科長）

第６条　研究科に，研究科長を置く。

２　研究科長は，研究科に関する事項を総括する。

（副研究科長）

第６条の２　研究科に副研究科長２人を置く。

２　副研究科長は，研究科長の職務を補佐する。

３　副研究科長の選考に関し必要な事項は，別に定める。

（専 攻 長）

第７条　各専攻に専攻長を置く。

２　専攻長は，当該専攻に関する事項を総括する。

３　専攻長は，各専攻に属する研究科担当の専任の教授のうちから選出する。

４　専攻長の任期は，２年とする。

前２項に定めるもののほか，専攻長の選考に関し必要な事項は，別に定める。

（入学資格）

第８条　前期課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　大学を卒業した者

⑵　学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第104条第４項の規定により学士の学位を授与された者

⑶　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

⑷　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

⑸　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

⑹　外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が３年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者

⑺　専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

⑻　文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第５号）

⑼　法第102条第２項の規定により大学院に入学した者であって，研究科において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

⑽　研究科において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，22歳に達したもの

２　後期課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　修士の学位又は専門職学位を有する者

⑵　外国において，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

⑶　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

⑷　我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

⑸　国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第１条第２項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し，修士の学位に相当する学位を授与された者

⑹　外国の学校，第４号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し，大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の２に規定する試験及び審査に相当するものに合格し，修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

⑺　文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

⑻　研究科において，個別の入学資格審査により，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの

（進　　学）

第９条　神戸大学（以下「本学」という。）の大学院の修士課程，前期課程又は専門職学位課程を修了し，引き続き後期課程に進学を希望する者については，選考の上，進学させる。

（再 入 学）

第10条　研究科を中途退学した者又は除籍された者が再入学を志願するときは，神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て，入学を許可することがある。

２　再入学に関し必要な事項は，別に定める。

（選考方法）

第11条　入学志願者に対する選考は，学力検査，口頭試問等により行う。

（標準修業年限）

第12条　研究科の標準修業年限は，前期課程２年，後期課程３年の５年とする。

２　前項の規定にかかわらず前期課程人間発達専攻１年履修コースの標準修業年限は１年とする。

（在学年限）

第13条　学生は，前期課程にあっては４年，後期課程にあっては６年を超えて在学することはできない。

２　前項の規定にかかわらず１年履修コースにあっては２年を超えて在学することはできない。

（教育方法）

第14条　研究科における教育は，授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」

という。）により行う。

（授業科目等）

第15条　研究科の授業科目及び単位数等は，別表第１のとおりとする。

（単位の基準）

第16条　各授業科目の単位の計算は，次の基準による。

⑴　講義及び演習については，15時間の授業をもって１単位とする。

⑵　実習については，30時間の授業をもって１単位とする。

（指導教員）

第17条　研究指導を担当する教員（以下「指導教員」という。）は，研究科担当の専任の教授又は客員教授とする。ただし，必要があるときは，教授会の議を経て，研究科担当の専任の准教授，講師若しくは助教又は客員准教授をもって充てることができる。

（授業科目の履修）

第18条　学生は，授業科目の履修に当たり，指導教員の承認を得て，学期の初めに所定の履修届を研究科長に提出しなければならない。

２　学生は，他の研究科の授業科目を履修しようとするときは，指導教員の承認を得た上，研究科長を経て，当該研究科長の許可を受けなければならない。

３　前期課程に在籍する学生は，学部の授業科目を履修しようとするときは，指導教員の承認を得た上，研究科長を経て，当該学部長の許可を受けなければならない。

４　第２項の規定により履修した他の研究科の授業科目について修得した単位は，教授会の議を経て，10単位を限度として，第29条に規定する単位として認めることができる。ただし，後期課程においては２単位を限度とする。

（他大学大学院の授業科目の履修）

第19条　学生は，教授会の議を経て，研究科と協定している他大学（外国の大学を含む。以下同じ。）の大学院の授業科目を履修することができる。

２　前項の規定にかかわらず，やむを得ない事情があるときは，学生は，教授会の議を経て，協定に基づかずに外国の大学の大学院の授業科目を履修することができる。

３　前２項の規定により履修した授業科目について修得した単位は，教授会の議を経て，10単位を限度として，研究科において修得したものとみなし，第29条に規定する単位として認めることができる。ただし，後期課程においては２単位を限度とする。

（休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い）

第19条の２　学生が教授会の議を経て，休学期間中に研究科と協定を締結している外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を，研究科において修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定にかかわらず，やむを得ない事情があるときは，学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を，教授会の議を経て，研究科において修得したものとみなすことができる。

３　前２項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は，前条第３項により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を限度として，第29条に規定する単位として認める

ことができる。ただし，後期課程においては２単位を限度とする。

（入学前の既修得単位の認定）

第20条　教学規則第75条の規定に基づく既修得単位の認定は，教授会の議を経て行う。

２　既修得単位の認定を受けようとする者は，指定の期日までに必要な書類を研究科長に提出しなければならない。

３　第１項の規定により認定された単位数は，転入学及び再入学の場合を除き，本学において修得した単位以外のものについては，10単位を限度として，第29条に規定する単位として認めることができる。ただし，後期課程においては２単位を限度とする。

（研究科以外の授業科目の認定制限）

第21条　第18条第４項，第19条第３ 項，第19条の２第３項及び前条第３項に規定する単位の認定できる合計単位数は，第19条から前条までの規定にかかわらず，前期課程においては16単位を，後期課程においては４単位を限度とする。

（他大学大学院等の研究指導）

第22条　学生は，教授会の議を経て，研究科と協定している他大学の大学院又は研究所等（外国の研究機関を含む。）において研究指導を受けることができる。この場合において，当該研究指導を受けることができる期間は，前期課程の学生にあっては１年，後期課程の学生にあっては２年を超えないものとする。

（留　　学）

第23条　学生は，第19条及び前条の規定に基づき，外国の大学院又は研究機関に留学しようとするときは，研究科長の許可を受けなければならない。

２　前項の規定により留学した期間は，標準修業年限に算入する。

（休　　学）

第24条　休学期間は，１年以内とする。ただし，特別の理由があると認めるときは，研究科長は，更に１年を超えない範囲において休学期間の延長を認めることができる。当該延長期間に係る期間が満了した場合において，これを更に延長しようとするときも，同様とする。

２　休学期間は，通算して，前期課程にあっては２年，後期課程にあっては３年を超えることはできない。

３　前２項の規定にかかわらず１年履修コースにあっては，休学期間は１年以内とし，延長を認めない。

（単位の授与）

第25条　授業科目を履修し，試験に合格した者には，所定の単位を与える。

２　試験は，筆記試験，口頭試問又は研究報告等によって行う。

（修士論文の提出）

第26条　修士論文を提出しようとする者は，第29条に規定する単位のうち16単位以上を修得していなければならない。

（博士論文の提出）

第27条　博士論文を提出しようとする者は，第29条に規定する単位のうち12単以上を修得していなければならない。

（学位論文の審査及び最終試験）

第28条　学位論文の審査及び最終試験については，神戸大学学位規程（平成16年４月１日制定）及び

神戸大学学位規程人間発達環境学研究科細則（平成19年４月１日制定）の定めるところによる。

（成績評価基準）

第28条の２　数学規則第73条の２に規定する成績評価基準については，別に定める。

（課程の修了要件）

第29条　前期課程の修了要件は，前期課程に２年以上在学し，30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，前期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。この場合において，第26条の規定は適用しない。

２　１年履修コースの修了要件は，前項の規定にかかわらず同コースに１年以上在学し，30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，特定の課題についての研究の成果の審査に合格することとする。

３　後期課程の修了要件は，後期課程に３年以上在学し，14単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，後期課程に１年（２年未満の在学期間をもって修士課程，前期課程又は専門職学位課程を修了した者にあっては，当該在学期間を含めて３年）以上在学すれば足りるものとする。この場合において，第27条の規定は適用しない。

４　前３項の課程修了の認定は，教授会の議を経るものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第30条　前期課程の学生は，職業を有している等の事情により，標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望するときは，研究科長の許可を得て，その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を行うことができる。

２　長期履修に関し必要な事項は，別に定める。

（学位の授与）

第31条　課程を修了した者には，その課程に応じ，修士又は博士の学位を授与する。

２　前項の学位を授与するに当たっては，次に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

学術，教育学，理学

（特別聴講学生）

第32条　研究科と協定している他大学大学院の学生で，研究科の特別聴講学生を志願する者は，別に定めるところにより，所属大学院を経由して，研究科長に願い出るものとする。

２　特別聴講学生の受入れの時期は，その履修しようとする授業科目が開講される学期の初めとし，聴講期間は，当該授業科目の開講期間とする。

（特別研究学生）

第33条　研究科と協定している他大学大学院の学生で，研究科において特別研究学生として研究指導を受けようとする者は，別に定めるところにより，所属大学院を経由して研究科長に願い出るものとする。

２　特別研究学生の研究期間は，原則として１年を超えないものとする。

（科目等履修生）

第34条　研究科において，特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは，教授会の議を

経て，科目等履修生として入学を許可することがある。

２　科目等履修生に関し必要な事項は，別に定める。

（聴 講 生）

第35条　研究科において，特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは，教授会の議を経て，聴講生として入学を許可することがある。

２　聴講生に関し必要な事項は，別に定める。

（研 究 生）

第36条　研究科において，特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは，教授会の議を経て，研究生として入学を許可することがある。

２　研究生は，研究科担当の教員の指導の下に研究を行うものとする。

３　研究生に関し必要な事項は，別に定める。

（教員の免許状授与の所要資格の取得）

第37条　前期課程において教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

２　前期課程において，所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は，別表第２のとおりとする。

（雑　　則）

第38条　この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，教授会の議を経て，研究科長が定める。

附　則

１　この規則は，平成30年４月１日から施行する。

２　この規則施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成30年４月１日以後において在学者の属する年次に再入学する者については，なお従前の例による。

別表第１　授業科目及び単位数等（第15条関係）

○　前期課程

⑴　人間発達専攻

科目区分		授業科目	単位数	必修・選択の別
第１群		ヒューマンコミュニティ創成研究Ａ	1	選択
		ヒューマンコミュニティ創成研究Ｂ	1	選択
		特別研究Ⅰ	4	必修
		特別研究Ⅱ	4	必修
		日本語・日本事情Ⅰ－１	1	選択
		日本語・日本事情Ⅰ－２	1	選択
		日本語・日本事情Ⅱ－１	1	選択
		日本語・日本事情Ⅱ－２	1	選択
		ＥＳＤ研究１	1	選択
		ＥＳＤ研究２	1	選択
		ＥＳＤ研究演習１	1	選択
		ＥＳＤ研究演習２	1	選択
		ＥＳＤ研究演習３	1	選択
		ＥＳＤ研究演習４	1	選択
		海外実習Ａ	1	選択
		海外実習Ｂ	2	選択
		外国語実習	1	選択
第２群		人間発達総合研究Ⅰ－１	1	必修
		人間発達総合研究Ⅰ－２	1	必修
		人間発達相関研究	2	必修
		人間発達研究（こころ系）	2	選択
		人間発達研究（表現系）１	1	選択
		人間発達研究（表現系）２	1	選択
		人間発達研究（からだ系）	2	選択
		人間発達研究（学び系）１	1	選択
		人間発達研究（学び系）２	1	選択
第3A群	こころ系	人間発達特論Ⅰ－１	1	選択
		人間発達特論Ⅰ－２	1	選択
		人間発達特論演習１	1	選択
		人間発達特論演習２	1	選択
		自己形成特論Ⅰ－１	1	選択
		自己形成特論Ⅰ－２	1	選択
		自己形成特論演習１	1	選択
		自己形成特論演習２	1	選択

	発達障害心理学特論Ⅰ－1 （教育分野に関する理論と支援の展開1）	1	選択
	発達障害心理学特論Ⅰ－2 （教育分野に関する理論と支援の展開2）	1	選択
	発達障害心理学特論演習1	1	選択
	発達障害心理学特論演習2	1	選択
	発達障害臨床学特論Ⅰ （福祉分野に関する理論と支援の展開）	2	選択
	発達障害臨床学特論演習	2	選択
	心理統計法特論	2	選択
	心理療法特論Ⅰ－1 （心理支援に関する理論と実践1）	1	選択
	心理療法特論Ⅰ－2 （心理支援に関する理論と実践2）	1	選択
	心理療法特論演習1	1	選択
	心理療法特論演習2	1	選択
	芸術療法特論Ⅰ－1	1	選択
	芸術療法特論Ⅰ－2	1	選択
	芸術療法特論演習1	1	選択
	芸術療法特論演習2	1	選択
	臨床心理検査特論Ⅰ－1 （心理的アセスメントに関する理論と実践1）	1	選択
	臨床心理検査特論Ⅰ－2 （心理的アセスメントに関する理論と実践2）	1	選択
	臨床心理検査特論演習1	1	選択
	臨床心理検査特論演習2	1	選択
	臨床心理基礎実習1	1	選択
	臨床心理基礎実習2	1	選択
	心理実践実習Ⅰ	5	選択
	臨床心理実習Ⅰ－1（心理実践実習Ⅱ）	5	選択
	臨床心理実習Ⅰ－2	1	選択
	精神医学特論1（保健医療分野に関する理論と支援の展開1）	1	選択
	精神医学特論2（保健医療分野に関する理論と支援の展開2）	1	選択
	イメージ臨床特論1	1	選択
	イメージ臨床特論2	1	選択

		臨床心理実践演習Ａ－１ （福祉分野に関する理論と支援の展開１）	1	選択
		臨床心理実践演習Ａ－２ （福祉分野に関する理論と支援の展開２）	1	選択
		健康行動科学特論Ｉ－１ （心の健康教育に関する理論と実践１）	1	選択
		健康行動科学特論Ｉ－２ （心の健康教育に関する理論と実践２）	1	選択
		健康行動科学特論演習１	1	選択
		健康行動科学特論演習２	1	選択
	表現系	現代絵画特論Ｉ－１	1	選択
		現代絵画特論Ｉ－２	1	選択
		器楽表現特論Ｉ－１	1	選択
		器楽表現特論Ｉ－２	1	選択
		音楽創造研究特論Ｉ－１	1	選択
		音楽創造研究特論Ｉ－２	1	選択
	からだ系	身体運動処方特論Ｉ－１	1	選択
		身体運動処方特論Ｉ－２	1	選択
		身体運動処方特論演習１	1	選択
		身体運動処方特論演習２	1	選択
		身体運動制御特論Ｉ－１	1	選択
		身体運動制御特論Ｉ－２	1	選択
		身体運動制御特論演習１	1	選択
		身体運動制御特論演習２	1	選択
		身体機能加齢特論Ｉ－１	1	選択
		身体機能加齢特論Ｉ－２	1	選択
		身体機能加齢特論演習１	1	選択
		身体機能加齢特論演習２	1	選択
		身体機能調節特論Ｉ－１	1	選択
		身体機能調節特論Ｉ－２	1	選択
		身体機能調節特論演習１	1	選択
		身体機能調節特論演習２	1	選択
		身体コンディショニング特論Ｉ－１	1	選択
		身体コンディショニング特論Ｉ－２	1	選択
		身体コンディショニング特論演習１	1	選択
		身体コンディショニング特論演習２	1	選択
		身体システム特論Ｉ－１	1	選択

		身体システム特論Ⅰ－２	1	選択
		身体システム特論演習１	1	選択
		身体システム特論演習２	1	選択
		スポーツバイオメカニクス特論１	1	選択
		スポーツバイオメカニクス特論２	1	選択
		スポーツバイオメカニクス特論演習１	1	選択
		スポーツバイオメカニクス特論演習２	1	選択
第3B群	こころ系	人格形成特論Ⅰ－１	1	選択
		人格形成特論Ⅰ－２	1	選択
		人格形成特論演習１	1	選択
		人格形成特論演習２	1	選択
		教育発達心理学特論Ⅰ－１	1	選択
		教育発達心理学特論Ⅰ－２	1	選択
		教育発達心理学特論演習１	1	選択
		教育発達心理学特論演習２	1	選択
		臨床人間関係学特論Ⅰ－１ （家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践１）	1	選択
		臨床人間関係学特論Ⅰ－２ （家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践２）	1	選択
		臨床人間関係学特論演習１	1	選択
		臨床人間関係学特論演習２	1	選択
		臨床心理学特論Ⅰ－１	1	選択
		臨床心理学特論Ⅰ－２	1	選択
		臨床心理学特論演習１	1	選択
		臨床心理学特論演習２	1	選択
		教育臨床特論１ （教育分野に関する理論と支援の展開１）	1	選択
		教育臨床特論２ （教育分野に関する理論と支援の展開２）	1	選択
		臨床心理実践演習Ｂ（地域福祉）－１	1	選択
		臨床心理実践演習Ｂ（地域福祉）－２	1	選択
		健康教育学特論Ⅰ－Ａ （心の健康教育に関する理論と実践１）	1	選択
		健康教育学特論Ⅰ－Ｂ （心の健康教育に関する理論と実践２）	1	選択

		健康教育学特論演習Ａ	1	選択
		健康教育学特論演習Ｂ	1	選択
		ヘルスプロモーション特論Ｉ－１	1	選択
		ヘルスプロモーション特論Ｉ－２	1	選択
		ヘルスプロモーション特論演習１	1	選択
		ヘルスプロモーション特論演習２	1	選択
		健康増進科学特論Ｉ－１	1	選択
		健康増進科学特論Ｉ－２	1	選択
		健康増進科学特論演習１	1	選択
		健康増進科学特論演習２	1	選択
		健康環境科学特論Ｉ－１	1	選択
		健康環境科学特論Ｉ－２	1	選択
		健康環境科学特論演習１	1	選択
		健康環境科学特論演習２	1	選択
		心理療法（聴覚障害等）１	1	選択
		心理療法（聴覚障害等）２	1	選択
		臨床人間関係（知的障害等）１	1	選択
		臨床人間関係（知的障害等）２	1	選択
		臨床人間関係（知的障害等）演習１	1	選択
		臨床人間関係（知的障害等）演習２	1	選択
		知的障害臨床学特論Ｉ－１	1	選択
		知的障害臨床学特論Ｉ－２	1	選択
		司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	1	選択
		産業・労働分野に関する理論と支援の展開	1	選択
	表現系	建築文化史特論Ｉ－１	1	選択
		建築文化史特論Ｉ－２	1	選択
		建築文化史特論演習１	1	選択
		建築文化史特論演習２	1	選択
		現代絵画特論演習Ｉ－１	1	選択
		現代絵画特論演習Ｉ－２	1	選択
		感性研究特論Ｉ－１	1	選択
		感性研究特論Ｉ－２	1	選択
		感性研究特論演習１	1	選択
		感性研究特論演習２	1	選択
		図形科学特論Ｉ－１	1	選択
		図形科学特論Ｉ－２	1	選択
		図形科学特論演習Ａ	1	選択

		図形科学特論演習Ｂ	1	選択
		音楽療法特論Ｉ－１	1	選択
		音楽療法特論Ｉ－２	1	選択
		音楽療法特論演習１	1	選択
		音楽療法特論演習２	1	選択
		ファッション文化特論Ｉ－Ａ	1	選択
		ファッション文化特論Ｉ－Ｂ	1	選択
		ファッション文化特論演習Ａ	1	選択
		ファッション文化特論演習Ｂ	1	選択
		メディア情報社会特論Ｉ－１	1	選択
		メディア情報社会特論Ｉ－２	1	選択
		メディア情報社会特論演習１	1	選択
		メディア情報社会特論演習２	1	選択
		舞踊表現特論Ｉ－１	1	選択
		舞踊表現特論Ｉ－２	1	選択
		舞踊表現特論演習１	1	選択
		舞踊表現特論演習２	1	選択
		音楽科教育特論１	1	選択
		音楽科教育特論２	1	選択
		音楽科教育特論演習１	1	選択
		音楽科教育特論演習２	1	選択
		音楽創造研究特論演習１	1	選択
		音楽創造研究特論演習２	1	選択
		音楽文化史特論Ｉ－１	1	選択
		音楽文化史特論Ｉ－２	1	選択
		音楽文化史特論演習１	1	選択
		音楽文化史特論演習２	1	選択
		音楽民族学特論Ｉ－Ａ	1	選択
		音楽民族学特論Ｉ－Ｂ	1	選択
		音楽民族学特論演習Ａ	1	選択
		音楽民族学特論演習Ｂ	1	選択
		器楽表現特論演習	2	選択
	からだ系	運動心理学特論Ｉ－１	1	選択
		運動心理学特論Ｉ－２	1	選択
		運動心理学特論演習１	1	選択
		運動心理学特論演習２	1	選択
		行動適応特論Ｉ－１	1	選択

		行動適応特論Ｉ－２	1	選択
		行動適応特論演習１	1	選択
		行動適応特論演習２	1	選択
		生涯スポーツ特論Ｉ－１	1	選択
		生涯スポーツ特論Ｉ－２	1	選択
		生涯スポーツ特論演習１	1	選択
		生涯スポーツ特論演習２	1	選択
		スポーツジェロントロジー特論Ｉ－１	1	選択
		スポーツジェロントロジー特論Ｉ－２	1	選択
		スポーツジェロントロジー特論演習１	1	選択
		スポーツジェロントロジー特論演習２	1	選択
		スポーツ文化史特論Ｉ－１	1	選択
		スポーツ文化史特論Ｉ－２	1	選択
		スポーツ文化史特論演習１	1	選択
		スポーツ文化史特論演習２	1	選択
		スポーツ指導法特論１	1	選択
		スポーツ指導法特論２	1	選択
		スポーツ指導法特論演習１	1	選択
		スポーツ指導法特論演習２	1	選択
		エイジング特論Ｉ－１	1	選択
		エイジング特論Ｉ－２	1	選択
		エイジング特論演習１	1	選択
		エイジング特論演習２	1	選択
		健康行動加齢特論Ｉ－１	1	選択
		健康行動加齢特論Ｉ－２	1	選択
		健康行動加齢特論演習１	1	選択
		健康行動加齢特論演習２	1	選択
	学び系	生涯学習支援特論Ｉ－１	1	選択
		生涯学習支援特論Ｉ－２	1	選択
		エンパワメント支援特論Ｉ－１	1	選択
		エンパワメント支援特論Ｉ－２	1	選択
		ジェンダー文化学習特論Ｉ－１	1	選択
		ジェンダー文化学習特論Ｉ－２	1	選択
		自然共生地域支援特論Ｉ－１	1	選択
		自然共生地域支援特論Ｉ－２	1	選択
		自然共生地域支援論１	1	選択
		自然共生地域支援論２	1	選択

		社会教育・サービスラーニング支援論１	1	選択
		社会教育・サービスラーニング支援論２	1	選択
		ジェンダー・コミュニティ支援論１	1	選択
		ジェンダー・コミュニティ支援論２	1	選択
		インクルーシヴ社会支援論１	1	選択
		インクルーシヴ社会支援論２	1	選択
		発達支援実地演習Ⅰ－１	1	選択
		発達支援実地演習Ⅰ－２	1	選択
		発達支援実地演習Ⅱ－１	1	選択
		発達支援実地演習Ⅱ－２	1	選択
		発達支援技術論１	1	選択
		発達支援技術論２	1	選択
		西洋教育史特論Ⅰ－１	1	選択
		西洋教育史特論Ⅰ－２	1	選択
		西洋教育史特論演習１	1	選択
		西洋教育史特論演習２	1	選択
		教育行政特論Ⅰ－１	1	選択
		教育行政特論Ⅰ－２	1	選択
		教育行政特論演習１	1	選択
		教育行政特論演習２	1	選択
		教育制度特論Ⅰ－１	1	選択
		教育制度特論Ⅰ－２	1	選択
		教育制度特論演習１	1	選択
		教育制度特論演習２	1	選択
		日本教育史特論Ⅰ－１	1	選択
		日本教育史特論Ⅰ－２	1	選択
		日本教育史特論演習１	1	選択
		日本教育史特論演習２	1	選択
		高等教育特論Ⅰ－１	1	選択
		高等教育特論Ⅰ－２	1	選択
		高等教育計画特論Ⅰ－１	1	選択
		高等教育計画特論Ⅰ－２	1	選択
		教育方法学特論Ⅰ－１	1	選択
		教育方法学特論Ⅰ－２	1	選択
		教育方法学特論演習１	1	選択
		教育方法学特論演習２	1	選択
		社会認識教育内容特論Ⅰ－１	1	選択

社会認識教育内容特論Ｉ－２	1	選択
社会認識教育内容特論演習１	1	選択
社会認識教育内容特論演習２	1	選択
科学教育カリキュラム特論Ｉ－１	1	選択
科学教育カリキュラム特論Ｉ－２	1	選択
科学教育カリキュラム特論演習１	1	選択
科学教育カリキュラム特論演習２	1	選択
科学教育原理特論Ｉ－１	1	選択
科学教育原理特論Ｉ－２	1	選択
科学教育原理特論演習１	1	選択
科学教育原理特論演習２	1	選択
児童造形表現特論Ｉ－１	1	選択
児童造形表現特論Ｉ－２	1	選択
児童造形表現特論演習１	1	選択
児童造形表現特論演習２	1	選択
乳幼児発達特論Ｉ－１	1	選択
乳幼児発達特論Ｉ－２	1	選択
乳幼児発達特論演習１	1	選択
乳幼児発達特論演習２	1	選択
乳幼児教育保育特論Ｉ－１	1	選択
乳幼児教育保育特論Ｉ－２	1	選択
乳幼児教育保育特論演習１	1	選択
乳幼児教育保育特論演習２	1	選択
家庭保育特論Ｉ－１	1	選択
家庭保育特論Ｉ－２	1	選択
家庭保育特論演習１	1	選択
家庭保育特論演習２	1	選択
数理認識発達特論Ｉ－１	1	選択
数理認識発達特論Ｉ－２	1	選択
数理認識発達特論演習１	1	選択
数理認識発達特論演習２	1	選択
児童文学表現特論Ｉ－１	1	選択
児童文学表現特論Ｉ－２	1	選択
児童文学表現特論演習１	1	選択
児童文学表現特論演習２	1	選択
身体運動発達特論Ｉ－１	1	選択
身体運動発達特論Ｉ－２	1	選択

		身体運動発達特論演習１	1	選択
		身体運動発達特論演習２	1	選択

(2)　人間環境学専攻

授業科目	単位数	必修・選択の別
ヒューマンコミュニティ創成研究Ａ	1	選択
ヒューマンコミュニティ創成研究Ｂ	1	選択
特別研究Ⅰ	4	必修
特別研究Ⅱ	4	必修
日本語・日本事情Ⅰ－１	1	選択
日本語・日本事情Ⅰ－２	1	選択
日本語・日本事情Ⅱ－１	1	選択
日本語・日本事情Ⅱ－２	1	選択
ＥＳＤ研究１	1	選択
ＥＳＤ研究２	1	選択
ＥＳＤ研究演習１	1	選択
ＥＳＤ研究演習２	1	選択
ＥＳＤ研究演習３	1	選択
ＥＳＤ研究演習４	1	選択
海外実習Ａ	1	選択
海外実習Ｂ	2	選択
外国語実習	1	選択
人間環境学相関研究１	1	必修
人間環境学相関研究２	1	必修
自然環境先端科学Ａ	1	選択
自然環境先端科学Ｂ	1	選択
サイエンスコミュニケーション演習	1	選択
インターンシップＩＡ	2	選択
インターンシップＩＢ	3	選択
インターンシップＩＣ	4	選択
環境基礎物質科学Ａ－１	1	選択
環境基礎物質科学Ａ－２	1	選択
環境基礎物質科学Ｂ－１	1	選択
環境基礎物質科学Ｂ－２	1	選択
環境基礎物質科学Ｃ－１	1	選択
環境基礎物質科学Ｃ－２	1	選択
環境基礎生命科学Ａ－１	1	選択

環境基礎生命科学Ａ－２	1	選択
環境基礎生命科学Ｂ－１	1	選択
環境基礎生命科学Ｂ－２	1	選択
環境分子生命科学特論１	1	選択
環境分子生命科学特論２	1	選択
環境光合成科学特論Ｉ－１	1	選択
環境光合成科学特論Ｉ－２	1	選択
環境光合成科学特論演習１	1	選択
環境光合成科学特論演習２	1	選択
植物多様性特論Ｉ－１	1	選択
植物多様性特論Ｉ－２	1	選択
植物多様性特論演習１	1	選択
植物多様性特論演習２	1	選択
環境適応科学特論Ｉ－１	1	選択
環境適応科学特論Ｉ－２	1	選択
環境適応科学特論演習１	1	選択
環境適応科学特論演習２	1	選択
環境地球化学特論Ｉ－１	1	選択
環境地球化学特論Ｉ－２	1	選択
環境地球化学特論演習１	1	選択
環境地球化学特論演習２	1	選択
環境地質学特論Ｉ－１	1	選択
環境地質学特論Ｉ－２	1	選択
環境地質学特論演習１	1	選択
環境地質学特論演習２	1	選択
宇宙環境物理学特論Ｉ－１	1	選択
宇宙環境物理学特論Ｉ－２	1	選択
惑星環境物理学特論Ｉ－１	1	選択
惑星環境物理学特論Ｉ－２	1	選択
粒子物理学特論Ｉ－１	1	選択
粒子物理学特論Ｉ－２	1	選択
自然階層構造特論１	1	選択
自然階層構造特論２	1	選択
分析化学特論Ｉ－１	1	選択
分析化学特論Ｉ－２	1	選択
分析化学特論演習１	1	選択
分析化学特論演習２	1	選択

環境有機化学特論Ｉ－１	1	選択
環境有機化学特論Ｉ－２	1	選択
環境有機化学特論演習１	1	選択
環境有機化学特論演習２	1	選択
超分子化学特論１	1	選択
超分子化学特論２	1	選択
超分子化学特論演習１	1	選択
超分子化学特論演習２	1	選択
統計解析特論１	1	選択
統計解析特論２	1	選択
統計解析特論演習１	1	選択
統計解析特論演習２	1	選択
統計推測特論１	1	選択
統計推測特論２	1	選択
統計推測特論演習１	1	選択
統計推測特論演習２	1	選択
情報数理方法特論Ｉ－１	1	選択
情報数理方法特論Ｉ－２	1	選択
情報数理方法特論演習１	1	選択
情報数理方法特論演習２	1	選択
情報論理学特論Ｉ－１	1	選択
情報論理学特論Ｉ－２	1	選択
情報論理学特論演習１	1	選択
情報論理学特論演習２	1	選択
非線形数理特論Ｉ－１	1	選択
非線形数理特論Ｉ－２	1	選択
非線形数理特論演習１	1	選択
非線形数理特論演習２	1	選択
数式処理特論Ｉ－１	1	選択
数式処理特論Ｉ－２	1	選択
数式処理特論演習１	1	選択
数式処理特論演習２	1	選択
応用幾何学特論Ｉ－１	1	選択
応用幾何学特論Ｉ－２	1	選択
応用幾何学特論演習１	1	選択
応用幾何学特論演習２	1	選択
生活空間計画特論Ｉ－Ａ	1	選択

生活空間計画特論Ｉ－Ｂ	1	選択
生活空間計画特論演習Ａ	1	選択
生活空間計画特論演習Ｂ	1	選択
機械機能応用特論Ｉ－Ａ	1	選択
機械機能応用特論Ｉ－Ｂ	1	選択
機械機能応用特論演習Ａ	1	選択
機械機能応用特論演習Ｂ	1	選択
植物環境学特論Ｉ－Ａ	1	選択
植物環境学特論Ｉ－Ｂ	1	選択
植物環境学特論演習Ａ	1	選択
植物環境学特論演習Ｂ	1	選択
食環境学特論Ｉ－Ａ	1	選択
食環境学特論Ｉ－Ｂ	1	選択
食環境学特論演習Ａ	1	選択
食環境学特論演習Ｂ	1	選択
衣環境特論Ｉ－Ａ	1	選択
衣環境特論Ｉ－Ｂ	1	選択
衣環境特論演習Ａ	1	選択
衣環境特論演習Ｂ	1	選択
環境バイオテクノロジー特論Ｉ－Ａ	1	選択
環境バイオテクノロジー特論Ｉ－Ｂ	1	選択
環境バイオテクノロジー特論演習Ａ	1	選択
環境バイオテクノロジー特論演習Ｂ	1	選択
電子応用機能特論Ｉ－Ａ	1	選択
電子応用機能特論Ｉ－Ｂ	1	選択
電子応用機能特論演習Ａ	1	選択
電子応用機能特論演習Ｂ	1	選択
生活環境共生特論Ｉ－Ａ	1	選択
生活環境共生特論Ｉ－Ｂ	1	選択
生活環境共生特論演習Ａ	1	選択
生活環境共生特論演習Ｂ	1	選択
ライフスタイル特論Ｉ－Ａ	1	選択
ライフスタイル特論Ｉ－Ｂ	1	選択
ライフスタイル特論演習Ａ	1	選択
ライフスタイル特論演習Ｂ	1	選択
産業社会構造特論Ｉ－Ａ	1	選択
産業社会構造特論Ｉ－Ｂ	1	選択

産業社会構造特論演習 A	1	選択
産業社会構造特論演習 B	1	選択
都市地域構造特論Ｉ－ A	1	選択
都市地域構造特論Ｉ－ B	1	選択
都市地域構造特論演習 A	1	選択
都市地域構造特論演習 B	1	選択
農村地域構造特論Ｉ－ A	1	選択
農村地域構造特論Ｉ－ B	1	選択
農村地域構造特論演習 A	1	選択
農村地域構造特論演習 B	1	選択
国際社会構造特論Ｉ－ A	1	選択
国際社会構造特論Ｉ－ B	1	選択
国際社会構造特論演習 A	1	選択
国際社会構造特論演習 B	1	選択
社会変動特論Ｉ－ A	1	選択
社会変動特論Ｉ－ B	1	選択
社会変動特論演習 A	1	選択
社会変動特論演習 B	1	選択
労働社会論特論Ｉ－ A	1	選択
労働社会論特論Ｉ－ B	1	選択
労働社会論特論演習 A	1	選択
労働社会論特論演習 B	1	選択
比較社会規範特論Ｉ－ A	1	選択
比較社会規範特論Ｉ－ B	1	選択
比較社会規範特論演習 A	1	選択
比較社会規範特論演習 B	1	選択
社会環境思想史特論Ｉ－ A	1	選択
社会環境思想史特論Ｉ－ B	1	選択
社会環境思想史特論演習 A	1	選択
社会環境思想史特論演習 B	1	選択

○　後期課程

⑴　人間発達専攻

科目区分		授業科目名	単位数	必修・選択の別
第１群		特別研究Ⅲ	4	必修
		特別研究Ⅳ	4	必修
		教育能力養成演習	2	選択
		海外実習Ａ	1	選択
		海外実習Ｂ	2	選択
		外国語実習	1	選択
第２群		人間発達総合研究Ⅱ	2	必修
第3A群	こころ系	人間発達特論Ⅱ－１	1	選択
		人間発達特論Ⅱ－２	1	選択
		自己形成特論Ⅱ－１	1	選択
		自己形成特論Ⅱ－２	1	選択
		発達障害心理学特論Ⅱ－１	1	選択
		発達障害心理学特論Ⅱ－２	1	選択
		発達障害臨床学特論Ⅱ－１	1	選択
		発達障害臨床学特論Ⅱ－２	1	選択
		心理療法特論Ⅱ－１	1	選択
		心理療法特論Ⅱ－２	1	選択
		芸術療法特論Ⅱ－１	1	選択
		芸術療法特論Ⅱ－２	1	選択
		臨床心理検査特論Ⅱ－１	1	選択
		臨床心理検査特論Ⅱ－２	1	選択
		臨床心理実習Ⅱ－１	1	選択
		臨床心理実習Ⅱ－２	1	選択
		健康行動科学特論Ⅱ－１	1	選択
		健康行動科学特論Ⅱ－２	1	選択
	表現系	現代絵画特論Ⅱ－１	1	選択
		現代絵画特論Ⅱ－２	1	選択
		器楽表現特論Ⅱ－１	1	選択
		器楽表現特論Ⅱ－２	1	選択
		音楽創造研究特論Ⅱ－１	1	選択
		音楽創造研究特論Ⅱ－２	1	選択
	からだ系	身体運動処方特論Ⅱ－１	1	選択
		身体運動処方特論Ⅱ－２	1	選択
		身体運動制御特論Ⅱ－１	1	選択
		身体運動制御特論Ⅱ－２	1	選択

		身体機能加齢特論Ⅱ－１	1	選択
		身体機能加齢特論Ⅱ－２	1	選択
		身体機能調節特論Ⅱ－１	1	選択
		身体機能調節特論Ⅱ－２	1	選択
		身体コンディショニング特論Ⅱ－１	1	選択
		身体コンディショニング特論Ⅱ－２	1	選択
		身体システム特論Ⅱ－１	1	選択
		身体システム特論Ⅱ－２	1	選択
		身体運動技術特論１	1	選択
		身体運動技術特論２	1	選択
第3B群	こころ系	人格形成特論Ⅱ－１	1	選択
		人格形成特論Ⅱ－２	1	選択
		教育発達心理学特論Ⅱ－１	1	選択
		教育発達心理学特論Ⅱ－２	1	選択
		臨床人間関係学特論Ⅱ－１	1	選択
		臨床人間関係学特論Ⅱ－２	1	選択
		臨床心理学特論Ⅱ－１	1	選択
		臨床心理学特論Ⅱ－２	1	選択
		健康教育学特論Ⅱ－Ａ	1	選択
		健康教育学特論Ⅱ－Ｂ	1	選択
		ヘルスプロモーション特論Ⅱ－１	1	選択
		ヘルスプロモーション特論Ⅱ－２	1	選択
		健康増進科学特論Ⅱ－１	1	選択
		健康増進科学特論Ⅱ－２	1	選択
		健康環境科学特論Ⅱ－１	1	選択
		健康環境科学特論Ⅱ－２	1	選択
	表現系	建築文化史特論Ⅱ－１	1	選択
		建築文化史特論Ⅱ－２	1	選択
		感性研究特論Ⅱ－１	1	選択
		感性研究特論Ⅱ－２	1	選択
		図形科学特論Ⅱ－１	1	選択
		図形科学特論Ⅱ－２	1	選択
		音楽療法特論Ⅱ－１	1	選択
		音楽療法特論Ⅱ－２	1	選択
		ファッション文化特論Ⅱ－Ａ	1	選択
		ファッション文化特論Ⅱ－Ｂ	1	選択
		メディア情報社会特論Ⅱ－１	1	選択
		メディア情報社会特論Ⅱ－２	1	選択

		舞踊表現特論Ⅱ－１	1	選択
		舞踊表現特論Ⅱ－２	1	選択
		音楽文化史特論Ⅱ－１	1	選択
		音楽文化史特論Ⅱ－２	1	選択
		音楽民族学特論Ⅱ－Ａ	1	選択
		音楽民族学特論Ⅱ－Ｂ	1	選択
	からだ系	運動心理学特論Ⅱ－１	1	選択
		運動心理学特論Ⅱ－２	1	選択
		行動適応特論Ⅱ－１	1	選択
		行動適応特論Ⅱ－２	1	選択
		生涯スポーツ特論Ⅱ－１	1	選択
		生涯スポーツ特論Ⅱ－２	1	選択
		スポーツジェロントロジー特論Ⅱ－１	1	選択
		スポーツジェロントロジー特論Ⅱ－２	1	選択
		スポーツ文化史特論Ⅱ－１	1	選択
		スポーツ文化史特論Ⅱ－２	1	選択
		エイジング特論Ⅱ－１	1	選択
		エイジング特論Ⅱ－２	1	選択
		健康行動加齢特論Ⅱ－１	1	選択
		健康行動加齢特論Ⅱ－２	1	選択
	学び系	生涯学習支援特論Ⅱ－１	1	選択
		生涯学習支援特論Ⅱ－２	1	選択
		エンパワメント支援特論Ⅱ－１	1	選択
		エンパワメント支援特論Ⅱ－２	1	選択
		継続教育支援特論Ⅱ－１	1	選択
		継続教育支援特論Ⅱ－２	1	選択
		ジェンダー文化学習特論Ⅱ－１	1	選択
		ジェンダー文化学習特論Ⅱ－２	1	選択
		自然共生地域支援特論Ⅱ－１	1	選択
		自然共生地域支援特論Ⅱ－２	1	選択
		西洋教育史特論Ⅱ－１	1	選択
		西洋教育史特論Ⅱ－２	1	選択
		教育行政特論Ⅱ－１	1	選択
		教育行政特論Ⅱ－２	1	選択
		教育制度特論Ⅱ－１	1	選択
		教育制度特論Ⅱ－２	1	選択
		日本教育史特論Ⅱ－１	1	選択
		日本教育史特論Ⅱ－２	1	選択

		高等教育特論Ⅱ－１	1	選択
		高等教育特論Ⅱ－２	1	選択
		高等教育計画特論Ⅱ－１	1	選択
		高等教育計画特論Ⅱ－２	1	選択
		教育方法学特論Ⅱ－１	1	選択
		教育方法学特論Ⅱ－２	1	選択
		社会認識教育内容特論Ⅱ－１	1	選択
		社会認識教育内容特論Ⅱ－２	1	選択
		科学教育カリキュラム特論Ⅱ－１	1	選択
		科学教育カリキュラム特論Ⅱ－２	1	選択
		科学教育原理特論Ⅱ－１	1	選択
		科学教育原理特論Ⅱ－２	1	選択
		児童造形表現特論Ⅱ－１	1	選択
		児童造形表現特論Ⅱ－２	1	選択
		乳幼児発達特論Ⅱ－１	1	選択
		乳幼児発達特論Ⅱ－２	1	選択
		乳幼児教育保育特論Ⅱ－１	1	選択
		乳幼児教育保育特論Ⅱ－２	1	選択
		家庭保育特論Ⅱ－１	1	選択
		家庭保育特論Ⅱ－２	1	選択
		数理認識発達特論Ⅱ－１	1	選択
		数理認識発達特論Ⅱ－２	1	選択
		児童文学表現特論Ⅱ－１	1	選択
		児童文学表現特論Ⅱ－２	1	選択
		身体運動発達特論Ⅱ－１	1	選択
		身体運動発達特論Ⅱ－２	1	選択

(2) 人間環境学専攻

授業科目名	単位数	必修・選択の別
特別研究Ⅲ	4	必修
特別研究Ⅳ	4	必修
教育能力養成演習	2	選択
海外実習Ａ	1	選択
海外実習Ｂ	2	選択
外国語実習	1	選択
インターンシップⅡＡ	2	選択
インターンシップⅡＢ	3	選択

インターンシップⅡC	4	選択
環境光合成科学特論Ⅱ－１	1	選択
環境光合成科学特論Ⅱ－２	1	選択
植物多様性特論Ⅱ－１	1	選択
植物多様性特論Ⅱ－２	1	選択
環境地球化学特論Ⅱ－１	1	選択
環境地球化学特論Ⅱ－２	1	選択
環境地質学特論Ⅱ－１	1	選択
環境地質学特論Ⅱ－２	1	選択
環境有機化学特論Ⅱ－１	1	選択
環境有機化学特論Ⅱ－２	1	選択
環境遺伝子工学特論１	1	選択
環境遺伝子工学特論２	1	選択
分析化学特論Ⅱ－１	1	選択
分析化学特論Ⅱ－２	1	選択
生体超分子化学特論１	1	選択
生体超分子化学特論２	1	選択
環境適応科学特論Ⅱ－１	1	選択
環境適応科学特論Ⅱ－２	1	選択
理論環境物理学特論１	1	選択
理論環境物理学特論２	1	選択
粒子物理学特論Ⅱ－１	1	選択
粒子物理学特論Ⅱ－２	1	選択
宇宙環境物理学特論Ⅱ－１	1	選択
宇宙環境物理学特論Ⅱ－２	1	選択
惑星環境物理学特論Ⅱ－１	1	選択
惑星環境物理学特論Ⅱ－２	1	選択
応用統計解析特論１	1	選択
応用統計解析特論２	1	選択
統計的多重比較特論１	1	選択
統計的多重比較特論２	1	選択
非線形数理特論Ⅱ－１	1	選択
非線形数理特論Ⅱ－２	1	選択
情報論理学特論Ⅱ－１	1	選択
情報論理学特論Ⅱ－２	1	選択
情報数理方法特論Ⅱ－１	1	選択
情報数理方法特論Ⅱ－２	1	選択

数式処理特論Ⅱ－１	1	選択
数式処理特論Ⅱ－２	1	選択
応用幾何学特論Ⅱ－１	1	選択
応用幾何学特論Ⅱ－２	1	選択
生活空間計画特論Ⅱ－Ａ	1	選択
生活空間計画特論Ⅱ－Ｂ	1	選択
機械機能応用特論Ⅱ－Ａ	1	選択
機械機能応用特論Ⅱ－Ｂ	1	選択
植物環境学特論Ⅱ－Ａ	1	選択
植物環境学特論Ⅱ－Ｂ	1	選択
食環境学特論Ⅱ－Ａ	1	選択
食環境学特論Ⅱ－Ｂ	1	選択
衣環境特論Ⅱ－Ａ	1	選択
衣環境特論Ⅱ－Ｂ	1	選択
環境バイオテクノロジー特論Ⅱ－Ａ	1	選択
環境バイオテクノロジー特論Ⅱ－Ｂ	1	選択
電子応用機能特論Ⅱ－Ａ	1	選択
電子応用機能特論Ⅱ－Ｂ	1	選択
生活環境共生特論Ⅱ－Ａ	1	選択
生活環境共生特論Ⅱ－Ｂ	1	選択
ライフスタイル特論Ⅱ－Ａ	1	選択
ライフスタイル特論Ⅱ－Ｂ	1	選択
産業社会構造特論Ⅱ－Ａ	1	選択
産業社会構造特論Ⅱ－Ｂ	1	選択
都市地域構造特論Ⅱ－Ａ	1	選択
都市地域構造特論Ⅱ－Ｂ	1	選択
農村地域構造特論Ⅱ－Ａ	1	選択
農村地域構造特論Ⅱ－Ｂ	1	選択
国際社会構造特論Ⅱ－Ａ	1	選択
国際社会構造特論Ⅱ－Ｂ	1	選択
社会変動特論Ⅱ－Ａ	1	選択
社会変動特論Ⅱ－Ｂ	1	選択
労働社会論特論Ⅱ－Ａ	1	選択
労働社会論特論Ⅱ－Ｂ	1	選択
比較社会規範特論Ⅱ－Ａ	1	選択
比較社会規範特論Ⅱ－Ｂ	1	選択
大気環境科学特論Ａ	1	選択

大気環境科学特論Ｂ	1	選択
生物地球化学特論Ａ	1	選択
生物地球化学特論Ｂ	1	選択
環境ストレス科学特論Ａ	1	選択
環境ストレス科学特論Ｂ	1	選択
生体環境先端計測特論Ａ	1	選択
生体環境先端計測特論Ｂ	1	選択
社会環境思想史特論Ⅱ－Ａ	1	選択
社会環境思想史特論Ⅱ－Ｂ	1	選択

別表第２　取得できる教員の免許状の種類及び免許教科（第37条関係）

専　　攻	免許状の種類	免　許　教　科
人間発達専攻	特別支援学校教諭専修免許状	
	幼稚園教諭専修免許状	
	小学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	保健体育，音楽，美術
	高等学校教諭専修免許状	保健体育，音楽，美術
人間環境学専攻	中学校教諭専修免許状	理科，数学，家庭，社会
	高等学校教諭専修免許状	理科，数学，家庭，公民

〔人間発達環境学研究科の授業科目概要〕

人間発達環境学研究科は，人間の発達及びそれを取り巻く環境に関わる基礎的並びに応用的・実践的な教育研究活動に参加し，これを推進する指導的役割を担える高度な専門的能力を有する人材の養成を目指す。その教育プログラムは，個々の学生が，本研究科在学中のあらゆる機会をとおして身につける知識・スキル・能力・資質の獲得と，それらの自己開発力の獲得とを，トータルにプロデュースし支援していく組織的な活動の総体を指す。

○前期課程

１．研究科全体に関わる特徴

⑴　研究科共通科目「ヒューマンコミュニティ創成研究Ａ」,「ヒューマンコミュニティ創成研究Ｂ」

研究科の学問的アイデンティティを維持発展させるために，研究科共通科目「ヒューマンコミュニティ創成研究Ａ」,「ヒューマンコミュニティ創成研究Ｂ」をおく。そこで，人間的な社会の創造を目指し，地域，行政，企業，NPO，NGO，市民と連携しつつ，人間の発達と発達を支える環境について原理的，実践的に研究する活動を学ぶ。

⑵　専門科目

専門科目は，研究課題に応じて，基礎科目（特論Ｉなど），展開科目（演習など），関連科目の積み上げ方式で編成されており，個々の問題意識に即した専門的力量の形成を支援する。

⑶「特別研究」

論文作成能力をはじめとする専門的力量の形成を個別に支援するため,「特別研究Ｉ」及び「特別研究Ⅱ」（各４ 単位・必修）をおく。

・「特別研究Ｉ」（ １年次対象）

先行研究に精通するための文献調査法，資料収集法，実験方法，フィールドワークの技法，アクション・リサーチの技法など，研究に必要な基本的手法を修得し，研究能力の基礎を固める。

・「特別研究Ⅱ」（ ２年次対象）

フィールドワーク，ワークショップ，プロジェクト研究，作品展など研究の実際場面に関わり，研究の実際的手法を修得する。

⑷　複数指導体制

修士論文等の指導は，3 名の指導教員があたり，教員間の綿密な協議に基づき多面的な研究指導を行う。

⑸　後期課程進学志望者への対応

特に後期課程進学志望者については，個別の研究指導等をとおして１ 年次での学会参加，2 年次での学会発表を行うよう促す。

⑹　社会人基礎力の育成

専攻や研究室のレベルで実施される諸活動や本研究科附属研究施設「発達支援インスティテュート」と連携した正課外活動をとおして，実践的な研究に主体的に関わる高度専門職業人としての社会人基礎力を育成する。

⑺　社会人学生への対応

社会人学生については，長期履修制度がある。また，大学設置基準第14条に定める教育方法の特例を実施する。

２．人間発達専攻に関わる特徴

⑴　授業科目の編成

人間発達環境学研究科は，人間それ自身の発達に係る教育研究を高度化・総合化するため，平成25年４月に人間発達専攻を設置した。その際，それまで４専攻（心身発達専攻，教育・学習専攻，人間行動専攻，人間表現専攻）が提供してきた授業科目を，「群」と「系」を用いて再編整理した。学生は，これらの分類法に基づき，自らの研究課題に応じたコースワークを設定することができる（「神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則」別表第１ 授業科目及び単位数等（第15条関係）参照）。

・「群」：科目の特性に応じた授業科目の分類法

第１群	人間発達環境学研究科共通科目
第２群	人間発達専攻共通科目
第３Ａ群	専門科目（人間発達を「個人の創造的発達」という視点から捉える科目）
第３Ｂ群	専門科目（人間発達を「個人の創造的発達を促す関係性」という視点から捉える科目）

・「系」：研究領域に応じた授業科目の分類法

こころ系	発達心理学，臨床心理学，健康科学等に関する研究蓄積に依拠して人間発達に係る「こころ」の諸相を学ぶ科目
表現系	芸術学，芸術療法，感性科学，社会学，歴史学，文化史等に関する研究蓄積に依拠して人間発達に係る「表現」の諸相を学ぶ科目
からだ系	体育学，社会学，生理学，行動科学等に関する研究蓄積に依拠して人間発達に係る「からだ」の諸相を学ぶ科目
学び系	発達心理学，幼児教育学，教育史，教育制度・行政論，教育方法論，社会教育・生涯学習論，家庭福祉論，ジェンダー論等に関する研究蓄積に依拠して人間発達に係る「学び」の諸相を学ぶ科目

⑵　人間発達専攻共通科目

コースワークの体系性を担保するために，人間発達専攻共通科目として次をおく。

・「人間発達総合研究Ⅰ－１」（１単位・必修），「人間発達総合研究Ⅰ－２」（１単位・必修）

人間発達に関わる研究の方法及び視点の多様性を学習し，自らの専門の位置づけや特徴を修得する。

・「人間発達相関研究」（２単位・必修）

人間発達の実際的内容を幅広い専門的立場から学習し，対話型の学修をとおしてそこに組み込まれた人間の双方向的関係を具体的に考究する。

・「人間発達研究（こころ系）」「同（からだ系）」（各２単位・選択），「人間発達研究（表現系）１」「同（表現系）２」「同（学び系）１」「同（学び系）２」（各１単位・選択）

人間発達を四つの系（こころ系，表現系，からだ系，学び系）の観点から分析する方法・枠組みを修得し，課題解決のための柔軟な思考能力や深い洞察力を滋養する。

⑶「研究道場」

人間発達専攻では，人間発達研究の特定分野において，特に優れた大学教員・研究者を養成するため，教員が共同で先端的研究を進める研究会に学生が参加し協働する「研究道場」を設定する。ここへの参加は，原則として前期課程１年次において参画意欲のある学生を募った上で，主・副指導教員の判断により決定する。前期課程修了時に，「研究道場」で得た能力の習得を認定し，研究科から「研究企画力認定証」を交付する。

⑷ 臨床心理学コース

臨床心理士及び公認心理師の養成を目的とするコース（臨床心理士受験資格取得の第１種指定大学院コース）。臨床心理士資格認定協会指定カリキュラム及び公認心理師カリキュラムに対応した授業科目と本研究科附属研究施設「発達支援インスティテュート」に置かれた「心理教育相談室」ならびに学外実習施設での実習を通して専門的力量を形成する。

⑸ １年履修コース

実践的蓄積がある社会人の再教育を目的とするコース。本研究科附属研究施設「発達支援インスティテュート」に置かれた「ヒューマン･コミュニティ創成研究センター」「のびやかスペースあーち」等を利用して実践に即応した研究能力を滋養する。

○後期課程

１．研究科全体に関わる特徴

⑴ 専門科目

専門科目は，後期課程１年次に高度化科目（特論Ⅱ）を履修する。なお，後期課程からの入学者については，指導教員と相談の上，研究科共通科目や基礎科目（特論Ⅰなど）等を聴講することが望まれる。

⑵「特別研究」

論文作成能力をはじめとする専門力量の形成を個別に支援するため，「特別研究Ⅲ」及び「特別研究Ⅳ」（各４単位・必修）をおく。

・「特別研究Ⅲ」（１年次対象）

研究を深化させるため，文献解題，レビュー論文の作成などをとおして，国内外の研究状況を

把握するための能力の発展を目指す。

・「特別研究Ⅳ」（２年次対象）

フィールドワーク，ワークショップ，研究会，学会，プロジェクト研究などの企画，運営に参画し，研究を組織化する方法を学習する。

⑶　複数指導体制

前期課程，後期課程の５年間で円滑に博士論文を作成できるようにするため，３名の指導教員による体系的な論文作成指導システム（基礎論文，予備審査論文，中間発表，公開最終試験）が準備される。また，後期課程においては，学会発表，学会誌論文投稿，研究費獲得のためのプロポーザル執筆等に関するきめ細かい支援が行われる。

⑷「教育能力養成演習」

大学教員を目指す学生は，学部の教育実習に相当する科目「教育能力養成演習」の履修により，実践的な教育力が開発される。

・「教育能力養成演習」（２単位・選択）

大学教員としての教育能力・教育資質の開発を目指し，指導教員の指導監督のもとで，専門領域の基礎的内容を取り扱う学部の講義科目をひとつとりあげ，その科目の「目標，シラバス，授業内容，評価手法」を設計し，そのなかの２回分程度を，実際の学部生を対象にして「模擬授業」を実施する。指導教員，受講学生，本人による三種類の授業評価を実施し，大学の授業づくりを体得する。

２．人間発達専攻に関わる特徴

⑴　授業科目の編成

前期課程と同様。

⑵　人間発達専攻共通科目

コースワークの体系性を担保するために，人間発達専攻共通科目として次をおく。

・「人間発達総合研究Ⅱ」（２単位・必修）

人間発達に即したプレゼンテーション力やコミュニケーション力，情報発信力を育成する。

⑶「研究道場」

人間発達専攻では，人間発達研究の特定分野において，特に優れた大学教員・研究者を養成するため，教員が共同で先端的研究を進める研究会に学生が参加し協働する「研究道場」を設定する。ここへの参加は，原則として後期課程１年次において参画意欲のある学生を募った上で，主・副指導教員の判断により決定する。なお後期課程の学生については，研究組織者としての能力形成のために，学士課程や博士課程前期課程の学生を対象とした小規模な研究会を主宰し，共同研究の組織化を体験的に学ぶ。後期課程修了時に，「研究道場」で得た能力の修得を認定し，研究科から「研究企画力認定証」を交付する。

２　神戸大学学位規程人間発達環境学研究科細則

（平成19年３月30日制定）

（趣　　旨）

第１条　この細則は，神戸大学学位規程（平成16年４月１日制定。以下「規程」という。）第24条の規定に基づき，神戸大学大学院人間発達環境学研究科（以下「研究科」という。）において規程の施行に必要な事項を定めるものとする。

（修士論文及び特定の課題についての研究の成果の提出）

第２条　規程第７条第１項に規定する修士論文の提出期限は，１月17日とする。ただし，指導教員の認める理由により期限までに修士論文を提出しなかった者及び論文審査に合格しなかった者は，次年度の７月17日までに修士論文を提出することができる。

２　人間発達専攻１年履修コースにおける特定の課題についての研究の成果の提出期限は，２月15日及び８月15日とする。

３　修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）を提出しようとする者は，前２項に規定する修士論文等提出期限の３月前までに，指導教員の承認を経て，修士論文等の題目を神戸大学大学院人間発達環境学研究科長に届け出なければならない。

（博士論文の提出）

第３条　規程第７条第１項に規定する博士論文の提出期限は，３月修了予定者にあっては１月17日，９月修了予定者にあっては７月17日とする。

２　規程第10条第１項及び第13条第１項に規定する学位論文は，随時提出することができる。

（修士論文の審査委員）

第４条　規程第８条第２項及び第３項に規定する修士論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の審査委員は，指導教員を含め３人とする。ただし，審査委員には少なくとも教授１人を含めなければならない。

（博士論文の予備審査委員会等）

第５条　規程第７条第１項に規定する博士論文の作成能力を問うために，予備審査委員会を置く。

２　規程第10条第１項及び規程第13条第１項に規定する学位の申請があったときは，当該論文を学長に進達すべきか否かを検討するために，内見委員会を置く。

３　予備審査委員会及び内見委員会に関することは，神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授会（以下「教授会」という。）が別に定める。

（博士論文の審査委員）

第６条　規程第８条第１項に規定する博士論文の審査委員は，指導教員を含め５人とする。

２　規程第11条第１項及び規程第13条第１項に規定する博士論文の審査委員は，５人とする。

３　教授会において審査のため必要があると認めるときは，前２項に規定する審査委員に次の各号に掲げる者を充てることができる。

⑴　研究科の准教授

⑵　本学の他の研究科の教授又は准教授

⑶　他大学の大学院又は研究所等の教授又は准教授等

（修士論文等の最終試験）

第７条　修士論文等の最終試験は，２月15日から３月10日までの期間内に行う。ただし，第２条第１項ただし書きの規定又は第２項の規定（提出期限を８月15日とする場合に限る。）により，修士論文等を提出した者については，９月１日から同月15日までの期間内に行う。

（博士論文の最終試験及び試験）

第８条　博士論文の審査委員は，博士論文を中心として，これに関連ある科目について，口頭による最終試験又は規程第９条第１項に規定する試験（以下「試験」という。）を行う。

２　審査委員が必要と認めた場合は，筆答による最終試験又は試験を行うことがある。

３　最終試験又は試験は，論文審査終了後１月以内に行うものとする。

４　第１項に規定する最終試験又は試験は，原則として公開するものとする。

（試問委員）

第９条　規程第12条第２項に規定する試問（以下「試問」という。）を行う場合は，教授会において教授のうちから５人の試問委員を選出する。

２　前項の場合において，教授会が必要があると認めるときは，教授以外の者にも試問を委嘱することができる。

３　試問委員は，審査委員と同一人であることを妨げない。

（試問の範囲等）

第10条　試問の範囲その他試問に関することは，教授会の議を経て，別に定める。

（審査結果等の報告）

第11条　審査委員は，修士論文等又は博士論文の審査結果及び最終試験又は試験の結果を教授会に報告しなければならない。

２　試問委員は，試問の結果を教授会に報告しなければならない。

（雑　　則）

第12条　この細則に定めるもののほか，この細則の実施に関し必要な事項は，教授会の議を経て，研究科長が定める。

附　則

この細則は，平成27年４月１日から施行する。

3　神戸大学大学院人間発達環境学研究科学位論文評価基準

神戸大学大学院人間発達環境学研究科は，学位論文について，研究科のディプロマ・ポリシーに基づき，以下の基準により総合的に評価する。

（修士論文の評価基準）

人間発達環境学研究科における修士論文の審査は，以下の基準に基づいて行う。

1．研究内容が新しい知見を提供している。
2．当該専攻分野において専門的な価値を有する。
3．論文の結論が根拠をもって裏づけられている。
4．論旨が明確であり，論理的に展開されている。
5．先行研究および資料が適切に取り扱われている。

（博士論文の評価基準）

人間発達環境学研究科における博士論文の審査は，以下の基準に基づいて行う。

1．研究内容が新しい知見を提供し独創性を有している。
2．当該専攻分野において専門的かつ学術的な価値を有する。
3．論文の結論が実証的に裏づけられている。
4．論旨が一貫して明確であり，論理的に展開されている。
5．先行研究及び資料が適切かつ厳密に取り扱われている。

４　神戸大学大学院人間発達環境学研究科外国人特別学生の入学に関する規程

（平成19年３月30日制定）

（趣　　旨）

第１条　この規程は，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定）第83条に規定する外国人特別学生として，神戸大学大学院人間発達環境学研究科（以下「研究科」という。）に入学を志願する者の選考に関する必要な事項を定めるものとする。

（入学資格）

第２条　前期課程に外国人特別学生として入学することのできる者は，外国人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　学士の学位を有する者

⑵　外国において，学校教育における１６年の課程を修了した者

⑶　研究科において，前２ 号と同等以上の学力があると認めた者

２　後期課程に外国人特別学生として入学することができる者は，外国人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　修士の学位を有する者

⑵　外国において，修士の学位に相当する学位を授与された者

⑶　文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第１１８号）

⑷　研究科において，修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

（出願手続）

第３条　外国人特別学生として入学を志願する者は，所定の期日までに，検定料を納付した上，次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院人間発達環境学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

⑴　入学願書

⑵　履歴書

⑶　出身大学が発行した学業成績証明書及び卒業証明書

⑷　出身大学の指導教授の推薦状

⑸　修学に差し支えない程度に日本語を修得していることの証明書

⑹　日本に居住している者にあっては，住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類

⑺　振替払込受付証明書（所定の用紙）

（選考方法）

第４条　入学志願者に対する選考は，筆記試験，口述試験及び提出された書類により行う。

２　国費外国人留学生制度実施要領（昭和29年３月31日文部大臣裁定）第３条により選定された者及び国外に居住する外国人については，筆記試験及び口述試験を免除することがある。

（入学の時期）

第５条　入学の時期は，学年の初めとする。ただし，特別の必要があり，かつ，教育上支障がないと認めるときは，学期の初めとすることができる。

（雑　　則）

第６条　この規程に定めるもののほか，この規程の実施に関し必要な事項は，神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授会の議を経て，研究科長が定める。

附　則

この規程は，平成27年４月１日から施行する。

5　神戸大学大学院人間発達環境学研究科長期履修規程

（平成19年３月30日制定）

（趣　　旨）

第１条　この規程は，神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則（平成19年３月20日制定）第30条第２項の規定に基づき，神戸大学大学院人間発達環境学研究科（以下「研究科」という。）の前期課程における長期履修に関し必要な事項を定めるものとする。

（対 象 者）

第２条　長期履修の申請をすることのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし，人間発達専攻１年履修コースに所属する者は除く。

⑴　職業を有し，就業している者（自営業及び臨時雇用を含む。）

⑵　家事，育児，介護等の事情を有する者

⑶　その他神戸大学大学院人間発達環境学研究科長（以下「研究科長」という。）が相当と認めた者

（履修期間等）

第３条　長期履修の期間は，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定）第63条第４項に定める標準修業年限に，２年を超えない範囲内で研究科長が許可した期間を加えた年数とする。

２　長期履修を行う学生の在学年限（長期履修を行う期間以外の期間を含む。）は，標準修業年限の２倍の年数に，前項の研究科長が許可した期間を加えた年数とする。

（申　　請）

第４条　長期履修を希望する者は，所定の期日までに長期履修申請書（別記様式第１号）を，指導教員（指導教員が未定の場合にあっては，当該講座の担当教員。以下同じ。）を経て研究科長に提出しなければならない。

（履修期間の変更）

第５条　履修期間の変更を希望する者は，所定の期日までに長期履修期間変更申請書（別記様式第２号）を，指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

（許　　可）

第６条　長期履修（履修期間の変更を含む。）の許可は，神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て研究科長が行う。

（授 業 料）

第７条　長期履修学生が納付する授業料の額は，神戸大学における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関する規程（平成16年４月１日制定）の定めるところによる。

（雑　　則）

第８条　この規程に定めるもののほか，この規程の実施に関し必要な事項は，教授会の議を経て，研究科長が定める。

附　則

この規程は，平成27年４月１日から施行する。

（別記第１号様式）

平成　年　月　日

神戸大学大学院人間発達環境学研究科長　殿

申請者
専攻・講座・教育研究分野
学籍番号
氏　　名　　印

長　期　履　修　申　請　書

下記のとおり，長期履修を希望したいので申請します。

記

１　入学（進学）年月　　平成　年　月

２　長期履修を希望する理由

３　履修計画及び研究計画

４　長期履修計画の期間　平成　年　月　日～平成　年　月　日
（標準修業年限は除く。）

指導教員の所見欄（申請者は記載しないこと）

氏　名　　印

（備考）１　入学後において長期履修学生を希望する場合は，「３　履修計画及び研究計画」に標準修業年限による計画と長期履修計画期間における計画の双方を記載すること。

２「４　長期履修計画の期間」には，在学生については入学後の期間も併せて記載すること。

３　規程第２条各号のいずれかに該当することを証明できる書面を添付すること。なお，証明する書面を添付できないときは，その理由を付した書面を添付すること。

４　指導教員が未定の場合,「指導教員の所見欄」は「当該講座における審査結果欄」に読み替える。

Ａ４（297㎜× 210㎜）

（別記第２号様式）

平成　年　月　日

神戸大学大学院人間発達環境学研究科長　殿

申請者
専攻・講座・教育研究分野
学籍番号
氏　　名　　印

長　期　履　修　期　間　変　更　申　請　書

下記のとおり，長期履修期間を変更したいので申請します。

記

1　入学（進学）年月　　平成　年　月

2　履修期間の変更を希望する理由

3　既に許可されている長期履修期間　　平成　年　月　日～平成　年　月　日

4　変更を希望する長期履修期間　　平成　年　月　日～平成　年　月　日

5　変更後の通算在学期間　　平成　年　月　日～平成　年　月　日（　年　月）

6　変更後の履修計画及び研究計画

指導教員の所見欄（申請者は記載しないこと）

氏名　　印

（備考）　履修期間の変更を希望する理由を証明できる書面がある場合は，添付すること。

Ａ４（297㎜× 210㎜）

長期履修学生の申請等の手続きについて（留意事項）

1　長期履修学生について

長期履修学生とは，大学院人間発達環境学研究科博士課程前期課程の学生が職業を有している等の事情により，標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出て，各大学等（大学院研究科）が，あらかじめ，その計画的な履修を認めたうえで在学し，修了により学位を取得する正規の学生である。

2「職業を有している等の事情により」について

職業を有している等の事情とは，次のいずれかに該当するもので，標準修業年限内での修学が困難な者であること。

(ア)　職業を有し就業している者（自営業及び臨時雇用（単発的なアルバイトを除く。）を含む。）

(イ)　家事，育児，介護等の事情を有する者

(ウ)　その他人間発達環境学研究科長が相当と認めた者

3「修業年限を超えて一定の期間にわたり」について

修業年限を超えて一定の期間の上限年数は，神戸大学教学規則63条に定める標準修業年限（２年）に，プラス２年以内であること。

4　長期履修学生を希望する場合の申請手続きについて

ア　申請手続きの時期等

(ア)　長期履修学生を希望する学生は，２月20日（後期から希望する場合は８月20日）までに長期履修学生申請書（別記様式第１号:別添）を，指導教員（入学前のため指導教員が未定の場合にあっては，当該講座の担当教員とする。）を経由して研究科長に提出すること。

なお，「在職を証明する書面」とは，勤務先の在職証明書でなくとも，例えば，「身分証明書や健康保険証等の写し」でも良いこと。

(イ)　在学生は，長期履修学生申請書の提出に当たっては，事前に指導教員と十分相談のうえ，長期履修計画や研究計画をたてること。

(ウ)　人間発達環境学研究科では，申請の内容について審査のうえ，長期履修学生として承認することがある。

イ 承認された履修期間の変更（延長又は短縮）の申請等

(ア)　原則として，長期履修学生として承認された期間の変更はできないが，真にやむを得ない事情により，承認された履修期間の変更（延長又は短縮）を必要とするときは，長期履修期間変更申請書（前項様式第２号：別添）を，指導教員を経て研究科長に提出すること。

なお，長期履修期間変更申請書の提出期限は，前期から変更を希望する場合は２月20日まで，後期から変更を希望する場合は８月20日までとすること。長期履修期間の延長を申請する場合にあっても，神戸大学大学院人間発達環境学研究科長期履修規程第３条第２項に定める在学年限を超えることはできないので留意すること。（すでに許可された履修期間の延長・短縮は６ヶ月以上の在籍期間がある場合のみ申請を受け付ける。）

(イ)　長期履修期間変更申請書の作成に当たっては，事前に指導教員と十分相談のうえ作成すること。

(ウ) 研究科では，変更申請の内容について審査のうえ，承認することがある。

5　納付すべき授業料の額について

(ア) 長期履修学生の授業料の年額は，神戸大学における授業料，入学料，検定料及び寄宿料の額に関する規程に規定する授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは，これを切り上げる。）とすること。
（参考：神戸大学教学規則第84条）

(イ) 学年の中途で修了することが認められた学生が支払う授業料の額は，アにより算出した年額の12分の１に相当する額に在学の月数を乗じて得た額とすること。

(ウ) 学年の中途で在学期間の延長又は短縮が認められる場合において，アにより定められる新たな授業料の額は，翌年度から適用すること。

(エ) 長期履修学生の在学期間の短縮が認められる場合には，短縮後の期間に応じてアにより算出した授業料の年額に当該学生が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該学生が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を，在学期間の短縮を認めるときに支払うこと。

(オ) 授業料の年額の算出に当たっては下記を参照するほか，詳細については教務学生係に照会すること。

（参　　考）

ケース１

平成30年度に本研究科博士前期課程（標準修業年限２年）に入学した学生Ａさんが，入学時に４年間の長期履修を認められた場合（平成31年度以降は授業料の改定がないものとして算出）

（年次）　年　度	通常の学生の場合	長期履修学生の場合	比較増△減額
（１年次）　平成30年度	（Ａ）　円 535,800	（Ｂ） 535,800 円×２年÷４年＝ 267,900 円	（Ｂ－Ａ）　円 －
（２年次）　平成31年度	535,800	535,800 円×２年÷４年＝ 267,900 円	－
（３年次）　平成32年度		535,800 円×２年÷４年＝ 267,900 円	－
（４年次）　平成33年度		535,800 円×２年÷４年＝ 267,900 円	－
計	1,071,600	1,071,600 円	0

ケース２

平成30年度に本研究科博士前期課程（標準修業年限２年）に入学した学生Ｂさんが，２年次に進級するとき，残りの１年間に関して２年間の長期履修（通算３年）を認められた場合（平成31年以降は授業料の改定がないものとして算出）

（年次）　年　度	通常の学生の場合	長期履修学生の場合	比較増△減額
（１年次）　平成30年度	（Ａ）　円 535,800	（Ｂ） （通常の学生として在籍）　535,800 円	（Ｂ－Ａ）　円 －
（２年次）　平成31年度	535,800	535,800 円×２年÷３年＝ 357,200 円	－
（３年次）　平成32年度		535,800 円×２年÷３年＝ 357,200 円	－
計	1,071,600	1,250,200 円	178,600

6　その他長期履修学生について疑義があるときは，教務学生係に照会すること。

6　神戸大学大学院人間発達環境学研究科科目等履修生規程

（平成19年３月30日制定）

（趣　　旨）

第１条　この規程は，神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則（平成19年３月20日制定）第34条第２項の規定に基づき，神戸大学大学院人間発達環境学研究科（以下「研究科」という。）の前期課程の科目等履修生に関する必要な事項を定めるものとする。

（入学資格）

第２条　科目等履修生として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　大学を卒業した者

⑵　学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第４項の規定により学士の学位を授与された者

⑶　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

⑷　文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第５号）

⑸　研究科において，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（出願手続）

第３条　科目等履修生として入学を志願する者は，所定の期日までに，検定料を納付した上，次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院人間発達環境学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

⑴　科目等履修生願書（所定の用紙）

⑵　履歴書（所定の用紙）

⑶　最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書

⑷　写真（出願前３月以内に撮影したもの）

⑸　振替払込受付証明書（所定の用紙）

⑹　その他研究科において必要と認める書類

２　官公庁，会社等に在職している者は，前項各号に掲げる書類のほか，在職のまま入学することについての所属長の承諾書を提出しなければならない。

３　現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員は，１項各号に掲げる書類のほか，そのことを証明する書類（勤務校，職名，氏名，履修期間，目的等を記載したもの）を提出しなければならない。

４　日本に居住している外国人にあっては，第１項各号，第２項及び前項に掲げる書類のほか，住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

（選考方法）

第４条　入学志願者に対する選考は，書類（健康診断書を除く。）審査及び面接により行う。

２　前項の規定にかかわらず，必要と認めるときは，神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て，面接を省略することができる。

（入学料及び授業料）

第５条　選考に合格した者は，所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

（現職教育に係る検定料及び入学料の取扱い）

第６条　現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員については，検定料及び入学料は徴収しない。

（履修期間）

第７条　履修期間は，履修を許可された授業科目の開講期間とし，１年以内とする。

２　特別の理由により，前項の履修期間に引き続き履修を志願する者については，前項の規定にかかわらず，教授会の議を経て，履修期間を延長することがある。ただし，その場合の履修期間は，通算して２年を限度とするものとする。

（履修科目）

第８条　履修することのできる授業科目は，１学期６単位以内とする。

２　履修を許可する授業科目は，年度ごとに別に定める。

（試　　験）

第９条　科目等履修生は，履修した授業科目について試験を受けることができる。

（単位修得証明書の交付）

第10条　科目等履修生に対しては，前条の試験に合格した授業科目について，単位修得証明書を交付する。

（退　　学）

第11条　科目等履修生が退学しようとするときは，研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

（除　　籍）

第12条　科目等履修生が次の各号のいずれかに該当するときは，教授会の議を経て，研究科長がこれを除籍する。

⑴　科目等履修生として不都合な行為があったとき。

⑵　授業料納付の義務を怠ったとき。

（雑　　則）

第13条　この規程に定めるもののほか，この規程の実施に関し必要な事項は，教授会の議を経て，研究科長が定める。

附　則

この規程は，平成29年４月１日から施行する。

7　神戸大学大学院人間発達環境学研究科聴講生規程

（平成 19 年３ 月 30 日制定）

（趣　　旨）

第１条　この規程は，神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則（平成19年３月20日制定）第35条第２項の規定に基づき，神戸大学大学院人間発達環境学研究科（以下「研究科」という。）の前期課程の聴講生に関する必要な事項を定めるものとする。

（入学資格）

第２条　聴講生として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　大学を卒業した者

⑵　学校教育法（昭和22年法律第26号）第104号第４項の規定により学士の学位を授与された者

⑶　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

⑷　文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第５号）

⑸　研究科において，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（出願手続）

第３条　聴講生として入学を志願する者は，所定の期日までに，検定料を納付した上，次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院人間発達環境学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

⑴　聴講生願書（所定の用紙）

⑵　履歴書（所定の用紙）

⑶　最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書

⑷　写真（出願前３月以内に撮影したもの）

⑸　振替払込受付証明書（所定の用紙）

⑹　その他研究科において必要と認める書類

２　官公庁，会社等に在職している者は，前項各号に掲げる書類のほか，在職のまま入学することについての所属長の承諾書を提出しなければならない。

３　現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員は，１項各号に掲げる書類のほか，そのことを証明する書類（勤務校，職名，氏名，履修期間，目的等を記載したもの）を提出しなければならない。

４　日本に居住している外国人にあっては，第１項各号，第２項及び前項に掲げる書類のほか，住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

（選考方法）

第４条　入学志願者に対する選考は，書類（健康診断書を除く。）審査及び面接により行う。

２　前項の規定にかかわらず，必要と認めるときは，神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て，面接を省略することができる。

（入学料及び授業料）

第５条　選考に合格した者は，所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

（現職教育に係る検定料及び入学料の取扱い）

第６条　現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員については，検定料及び入学料は徴収しない。

（聴講期間）

第７条　聴講期間は，聴講を許可された授業科目の開講期間とし，１年以内とする。

２ 特別の理由により，前項の聴講期間に引き続き履修を志願する者については，前項の規定にかかわらず，教授会の議を経て，聴講期間を延長することがある。ただし，その場合の聴講期間は，通算して２年を限度とするものとする。

（聴講科目）

第８条　聴講することのできる授業科目は，１学期６単位以内とする。

２　聴講を許可する授業科目は，年度ごとに別に定める。

（聴講証明書の交付）

第９条　聴講した授業科目については，聴講証明書を交付することができる。

（退　　学）

第10条　聴講生が退学しようとするときは，研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

（除　　籍）

第11条　聴講生が次の各号のいずれかに該当するときは，教授会の議を経て，研究科長がこれを除籍する。

⑴　聴講生として不都合な行為があったとき。

⑵　授業料納付の義務を怠ったとき。

（雑　　則）

第12条　この規程に定めるもののほか，この規程の実施に関し必要な事項は，教授会の議を経て，研究科長が定める。

附　則

この規程は，平成29年４月１日から施行する。

8　神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究生規程

（平成19年３月30日制定）

（趣　　旨）

第１条 この規程は，神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則（平成19年３月20日制定）第36条第３項の規定に基づき，神戸大学大学院人間発達環境学研究科（以下「研究科」という。）の研究生に関する必要な事項を定めるものとする。

（入学資格）

第２条　前期課程に研究生として入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　大学を卒業した者

⑵　学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第４項の規定により学士の学位を授与された者

⑶　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

⑷　文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第５号）

⑸　研究科において，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

２　後期課程に研究生として入学することができる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　修士の学位を有する者

⑵　外国において，修士の学位に相当する学位を授与された者

⑶　文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第１１８号）

⑷　研究科において，修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

（入学の時期）

第３条　入学の時期は，４月１日及び10月１日とする。ただし，特別な理由があると認めたときは，この限りでない。

（出願手続）

第４条　研究生として入学を志願する者は，所定の期日までに，検定料を納付した上，次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院人間発達環境学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

⑴　研究生願書（所定の用紙）

⑵　履歴書（所定の用紙）

⑶　最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書

⑷　写真（出願前３月以内に撮影したもの）

⑸　振替払込受付証明書（所定の用紙）

⑹　その他研究科において必要と認める書類

２　会社等（官公庁を含む。以下同じ。）に在職している者は，前項各号に掲げる書類のほか，次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

⑴　個人的研究のための研究生を志願するものであることを記載した本人の確約書

⑵　会社等の事業目的の追求のためにその者を派遣するものでないことを記載した所属長の確約書

⑶　在職のまま研究生として入学することについての所属長の承諾書

３　現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員は，１項各号に掲げる書類のほか，そのことを証明する書類（勤務校，職名，氏名，履修期間，目的等を記載したもの）を提出しなければならない。

４　日本に居住している外国人にあっては，第１項各号，第２項及び前項に掲げる書類のほか，住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

（選考方法）

第５条　入学志願者に対する選考は，書類（健康診断書を除く。）審査及び面接により行う。

２　前項の規定にかかわらず，必要と認めるときは，神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て，面接を省略することができる。

（入学料及び授業料）

第６条　選考に合格した者は，所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

（現職教育に係る検定料，入学料及び授業料の取扱い）

第７条　現職教育のため任命権者の命により派遣された教職員については，検定料，入学料及び授業料は徴収しない。

（研究期間）

第８条　研究生の研究期間は，１年以内とする。ただし，特別の理由により引き続き研究を願い出た者については，教授会の議を経て，１年を限度として研究期間の延長を許可することがある。

（研　　究）

第９条　研究生は，教授会の定める指導教員の指導の下で研究を行うものとする。

２　研究生は，指導教員の承認を得て，研究に関連のある授業を聴講することができる。ただし，聴講に際しては，当該授業科目の担当教員の許可を受けなければならない。

（研究証明書の交付）

第10条　研究事項について証明を願い出た者には，研究証明書を交付する。

（退　　学）

第11条　研究生が退学しようとするときは，指導教員を経て，研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

（除　　籍）

第12条　研究生が次の各号のいずれかに該当するときは，教授会の議を経て，研究科長がこれを除籍する。

⑴　研究生として不都合な行為があったとき。

⑵　授業料納付の義務を怠ったとき。

（雑　　則）

第13条　この規程に定めるもののほか，この規程の実施に関し必要な事項は，教授会の議を経て，研究科長が定める。

附　則

この規程は，平成27年４月１日から施行する。

９　入学前の既修得単位認定に関する内規

（平成19年４月１日制定）

（趣　　旨）

第１条　この内規は，神戸大学教学規則第75条及び神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則（平成19年３月20日制定）第20条の規定による入学前の既修得単位の認定について定めるものとする。

（認定単位数）

第２条　認定できる授業科目の単位数は，10単位を限度とする。ただし，後期課程においては２単位を限度とする。

（申　　請）

第３条　既修得単位の認定を受けようとする者は，入学した年度の指定した期日までに，指導教員と相談し，次の書類を研究科長に提出しなければならない。

⑴　申請書（本研究科所定の様式）

⑵　成績証明書及び講義内容を明示できるもの（シラバス，講義要項等）

（審　　査）

第４条　既修得単位の認定の審査は，申請した授業科目ごとに当該授業担当教員が試験（筆記又は口頭）により行う。

（成　　績）

第５条　認定した授業科目の成績の表示は，「認定」とする。

附　則

この内規は，平成19年４月１日から実施する。

10　神戸大学大学院人間発達環境学研究科特別聴講学生規程

（平成19年３月30日制定）

（趣　　旨）

第１条　この規程は，神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則（平成19年３月20日制定）第32条第１項の規定に基づき，特別聴講学生に関する必要な事項を定めるものとする。

（許　　可）

第２条　本研究科との協定に基づき，他大学大学院から特別聴講学生の受入れ依頼があったときは，教授会の承認を得て，特別聴講学生として許可する。

（出願手続）

第３条　特別聴講学生を志望する者は，所属大学の研究科長（研究科長を置かない研究科にあっては，当該大学の学長とする。）を経て，次の書類を提出しなければならない。

⑴　特別聴講学生願書（本研究科所定用紙）

⑵　在学中の大学院の学業成績証明書

（授業料等）

第４条 特別聴講学生は，履修する授業科目に相当する授業料を指定された期間に納付しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず，次の各号の一に該当する者については，授業料を徴収しない。

⑴　国立大学法人の学生

⑵　大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成３年４月11日文部省学術国際局長裁定）に基づく協定留学生

⑶　大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項（平成８年11月１日文部省高等教育局長裁定）に基づく，大学間協定による公立又は私立の大学の学生

３　特別聴講学生に関わる検定料及び入学料は徴収しない。

（許可の取り消し）

第５条　特別聴講学生が次の各号の一に該当する場合は，許可を取り消すことがある。

⑴　成業の見込みがないと認められるとき

⑵　本学の諸規則に違反し，又は学生の本分に反する行為があると認められるとき

附　則

この規程は，平成25年４月１日から実施する。

11　神戸大学大学院人間発達環境学研究科特別研究学生規程

（平成 19 年３月 30 日制定）

（趣　　旨）

第１条　この規程は，神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則（平成19年３月20日制定）第33条の規定による特別研究学生に関する必要な事項を定めるものとする。

（許　　可）

第２条　本研究科との協定に基づき，他大学大学院から特別研究学生の受入れ依頼があったときは，本教授会の承認を得て，特別研究学生として研究指導を受けることを許可する。

（手 続 き）

第３条　特別研究学生を志望する者は，所属大学の研究科長（研究科長を置かない研究科にあっては当該の学長とする。）を経て，次の書類を提出しなければならない。

⑴　特別研究学生願書（本研究科所定用紙）

⑵　在学中の大学院の学業成績証明書

（授業料等）

第４条　特別研究学生は，研究期間に相当する授業料を指定された期間に納付しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず，授業料を徴収しないことを協定した学校から受け入れた者については，授業料を徴収しない。

３　特別研究学生に関わる検定料及び入学料は徴収しない。

４　研究指導を受けるために必要な費用は，特別研究学生の負担とする。

（受入れ時期及び研究期間）

第５条　特別研究学生の受入れ時期は，４月及び10月とする。ただし，特別な理由があると認めたときは，この限りでない。

２　研究期間は，前期課程にあっては１年，後期課程にあっては２年を超えないものとする。

（許可取り消し）

第６条　特別研究学生が次の各号の一に該当する場合は，許可を取り消すことがある。

⑴　成業の見込みがないと認められるとき

⑵　本学の諸規則に違反し，又は学生の本分に反する行為があると認められるとき

附　則

この規程は，平成27年４月１日から実施する。

12　神戸大学大学院人間発達環境学研究科博士課程（後期課程）における特例修了に関する申合せ

（平成19年３月30日制定）

（趣　　旨）

第１条　この申合せは，神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則第29条第３項ただし書の規定により修了する者（以下「特例修了」という。）に関する取扱いを定める。

（特例修了者）

第２条　特例修了ができる者は，次のいずれにも該当しているものとする。

⑴　指導教員から推薦された者

⑵　所定の単位を修得した者

（特例終了の時期）

第３条　特例修了の時期は，学年又は学期の末日とする。

（特例修了の申請）

第４条　特例修了の適用を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，指導教員（新入生にあっては，指導予定教員とする。）の推薦理由書（別紙様式）及び研究業績一覧を添えて，次の各号に掲げる期日までに研究科長に提出しなければならない。ただし，提出期日が休業日に当たるときは，その次の業務日までとする。

⑴　１年次の末日で課程修了を申請する場合　　新入生ガイダンス実施日

⑵　２年次前期の末日で課程修了を申請する場合　　１年次の６月15日

⑶　２年次の末日で課程修了を申請する場合　　１年次の１月15日

⑷　３年次前期の末日で課程修了を申請する場合　　２年次の６月15日

（特例修了検討委員会）

第５条　研究科長は，前条の申請があったときは，直ちに特例修了検討委員会を設置し，申請者の資格等を検討させるものとする。

２　特例修了検討委員会は，主たる指導教員を含め５人で構成するものとする。

（申請資格の決定）

第６条　申請資格の決定は，教授会の議を経るものとする。

附　則

この申合せは，平成27年４月１日から実施する。

（別紙様式）

平成　　年　　月　　日

人間発達環境学研究科長　殿

指導（予定）教員　　印

特例修了の推薦について

下記の者は，神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則第29条第３項ただし書の定める研究業績に関し，特に優れた業績を上げ，博士課程修了者として相応しい能力及び学識を有しているものと判断し，ここに特例修了候補者として推薦いたします。

記

専　攻　名	
入学年月	平成　　年　　月入学
学籍番号	
氏　名	
生年月日	年　　月　　日生

１．推薦理由

２．予備審査論文題目

３．研究業績目録〔次の項目を網羅した目録を作成し，併せて提出すること。〕

⑴　著書・論文名　　⑵　発行雑誌名又は発行所　　⑶　巻・頁・発行年

４．課程修了に必要な単位修得状況（履修中の場合は，単位修得計画を示すこと。）

13　成績評価基準に関する内規

（平成26年２月21日制定）

（趣　　旨）

第１条　この内規は，神戸大学人間発達環境学研究科規則（平成19年３月20日制定）第28条の２の規定に基づき，成績評価基準について必要な事項を定めるものとする。

（成績評価の方法）

第２条　各授業科目における成績評価は，各担当教員が当該授業科目の目的に沿って，試験の成績，課題，レポート，平常点（質疑応答内容・提案・発言等）等を用いて総合的に行うものとする。

（基準の公表）

第３条　授業科目ごとの成績評価基準は，シラバスに記載し公表するものとする。

（成　　績）

第４条　授業科目の成績は，100点を満点として次の区分により評価し，秀，優，良及び可を合格，不可を不合格とする。

秀　（90点以上）

優　（80点以上90点未満）

良　（70点以上80点未満）

可　（60点以上70点未満）

不可　（60点未満）

２　秀，優，良，可及び不可の評価基準は，次の各号のとおりとする。

⑴　秀 学修の目標を達成し，特に優れた成果を収めている。

⑵　優 学修の目標を達成し，優れた成果を収めている。

⑶　良 学修の目標を達成し，良好な成果を収めている。

⑷　可 学修の目標を達成している。

⑸　不可 学修の目標を達成していない。

14　学生からの成績評価に対する申し立て手続きについて

（平成25年12月20 日制定）

学生から成績評価に対する申し立てがあった場合，成績評価の透明性，厳格性を確保するため，次のとおり取り扱うこととする。

（申し立ての理由）

学生は，受講した人間発達環境学研究科又は発達科学部開講の授業科目の成績評価について，当該授業科目の成績評価基準等に照らして疑義がある場合は，研究科長又は学部長に申し立てを行い，授業担当教員に説明を求めることができるものとする。

（申し立ての手続き）

成績評価に対する申し立ては，成績発表後原則として１週間以内に行うこととし，申し立てを行う授業科目名，担当教員名，申し立ての内容及びその理由等を所定の様式により，教務学生係に提出することとする。

（申し立てへの対応）

申し立てを受けた当該授業科目の担当教員は，申し立てた学生に対し成績評価について速やかに教務学生係を通じ，回答を行うものとする。

また，その結果については，授業担当教員等が書面により研究科長又は学部長に報告することとする。

15　交通機関の運休，気象警報の発表の場合における授業，定期試験の休講措置について

1　交通機関の運休の場合

次の (1) から (3) のいずれかに該当する場合，当日のその後に開始する授業 (定期試験を含む) を休講とする。

⑴　ＪＲ西日本（神戸線）が事故等のため運休した場合

⑵　阪急電鉄（神戸線）及び阪神電気鉄道（阪神本線）が同時に運休した場合

⑶　神戸市バス16系統及び36系統が事故等のため同時に運休した場合

ただし，次の場合は授業を実施する。

①　午前６時までに，交通機関が運行した場合は，１時限目の授業から実施する。

②　午前10時までに，交通機関が運行した場合は，午後１時以降に開始する授業から実施する。

③　午後２時までに，交通機関が運行した場合は，午後５時以降に開始する授業から実施する。

2　気象警報の発表の場合

神戸市に警報（ただし暴風，大雪，暴風雪に限る）又は特別警報が発表された場合，当日のその後に開始する授業（定期試験を含む）を休講とする。

なお，気象警報が広域に発表された場合は，神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし，次の場合は授業を実施する。

①　午前６時までに，気象警報が解除された場合は，１時限目の授業から実施する。

②　午前10時までに，気象警報が解除された場合は，午後１時以降に開始する授業から実施する。

③　午後２時までに，気象警報が解除された場合は，午後５時以降に開始する授業から 実施する。

（注）１．交通機関の運休とは，事故，気象現象，地震，その他の理由により鉄道や道路が遮断されて交通機関が運行休止になり，通学が困難な場合をいう。

２．気象警報は，「神戸地方気象台が発表する警報」によるものとする。

３．気象警報の発表及び解除の確認は，テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。

４．演習又は研究指導等の少人数の授業については，授業を行うことがある。

５．この取扱いは，平成 28 年４月１日から適用する。

16　人間発達環境学研究科の試験等における不正行為等に関する取扱い

（平成29年１月20日制定）

試験等における不正行為に対する成績の措置についての申合せ（平成28年４月28日全学教務委員会決定，平成28年９月28日全学教務委員会一部改正）に基づき，発達科学部及び人間発達環境学研究科（以下，本部局）における措置を以下のとおり定める。

（試験等の定義）

１．この取扱いにおける試験等を次のとおり定める。

⑴　試験とは，授業科目の定期試験（授業内で行われるものや，筆記試験以外の形態で実施されるものを含む）をいう。

⑵　レポート等とは，授業科目の成績評価のために課す提出物をいう。

（試験における不正行為の定義）

２．試験における不正行為とは，次に掲げる行為をいう。

⑴　本人に代わって受験すること，またはそのように依頼すること。

⑵　持込みが許可されている物品以外（電子機器や印刷物，試験に関連した内容の紙片など）を用いること，また持込むこと。

⑶　その他，試験の公平性を損なう行為や成績評価を妨げる行為をすること。

（レポート等における不正行為の定義）

３．レポート等における不正行為とは，次に掲げる行為をいう。

⑴　他者の著作物（書籍やウェブサイトなどの文章や図表など）の全部または一部を，出典を明記せずに使用し，故意にあたかも提出者の作成したものであるかのように見せること。すなわち，盗用や剽窃行為をすること。

⑵　他者の作成したレポート等の全部または一部を，あたかも提出者の作成したものであるかのように見せること。またそのような意図を知りながら，レポート等を貸与すること。

⑶　その他，レポート等の公平性を損なう行為や成績評価を妨げる行為をすること。

（不正行為と疑われる行為への対応）

４．不正行為と疑われる行為が発生した場合，次のとおり対応することとする。

⑴　不正行為と疑われる行為が発生した場合，試験監督教員または授業担当教員（以下，担当教員）は，当該行為に関する証拠保全を直ちに行う。

⑵　担当教員による学生の事情聴取により不正行為と判断された場合は，直ちに本人自著による事実確認書を提出させる。なお，事情聴取には第三者の教職員を同席させるものとする。

⑶　後日，教務委員長は，事実確認書に基づき，担当教員同席のもとで学生の事情聴取を行う。不正行為が確認された場合は，学生に顛末書及び反省書を提出させる。

⑷　不正行為に関する事実経過を，事実確認書，顛末書及び反省書とともに，本人の所属部局に報告する。

（不適当行為への対応）

５．前項による事情聴取または担当教員の判断により，不正行為は確認されないが，当該授業科目の専

門分野における規範に照らして不適当な行為と確認された場合，次のとおり対応することとする。

⑴　当該分野における規範について担当教員による教育的指導を行う。

⑵　教務委員長名による厳重注意を行う。ただし，担当教員の判断により軽微の不適当行為と確認された場合は，この限りでない。

⑶　注意を受けてなお不適当行為が繰り返される場合，不正行為とみなし，不正行為が確認された場合の措置に準じて処分することがある。

（不正行為が確認された場合の措置）

6．本部局の学生による不正行為に対し，事実経過を教授会に報告し，次の処置をとる。

⑴　不正行為が行われた学期の授業科目（卒業研究や通年科目を含む）の成績はすべて無効とする。

⑵　不正行為が行われた年度の実習等（教育実習など）の単位取得は認めない。

⑶　不正行為が行われた年度に他大学等で修得した単位の単位認定は認めない。

⑷　不正行為が行われた時点以降当該年度の実習等（教育実習など）は受けさせない。

⑸　事実経過を本部局内に公表する。ただし，氏名は公表しない。

⑹　父母等に対し，⑴から⑸の処置を文書で通告する。

7．本部局以外の学生による不正行為に対し，事実経過を教授会に報告し，次の処置をとる。

⑴　不正行為が行われた学期の本部局開講授業科目（通年科目含む）の成績はすべて無効とする。

⑵　本人の所属部局に対し，⑴の処置を文書で通告する。

（雑　　則）

8．この取扱いに定めるもののほか，この取扱いの実施に関し必要な事項は，教務委員会が定める。

附　則

1　この取扱いは，平成29年４月１日から施行する。

2　定期試験における不正行為に関する取扱い（平成16年４月１日）は廃止する。

17　外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位認定に関する内規

（平成28年12月16日制定）

（趣　　旨）

第１条　この内規は，神戸大学教学規則（平成16年４月１日制定）第74条及び第74条の２並びに神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則（平成19年３月20日制定。以下「研究科規則」という。）第19条及び第19条の２の規定により，学生が外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位認定の手続きを定める。

（単位の申請方法）

第２条　単位の申請ができる授業科目は，神戸大学又は神戸大学人間発達環境学研究科（以下「本研究科」という。）と協定している外国の大学の大学院又はやむを得ない事情により協定はしていないが神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、外国の大学の大学院において履修が認められた授業科目とし，単位の認定を希望する学生は，次の各号に掲げる書類を本研究科教務学生係に提出しなければならない。

⑴　単位認定申請書（別紙様式）

⑵　留学した大学院の成績証明書及びその日本語訳

⑶　留学した大学院において履修した授業科目についてのシラバス，授業総時間数などの文書及びその日本語訳

２　前項により単位を申請する授業科目の名称は，外国の大学の大学院の授業科目名で申請することができる。

（単位の認定方法）

第３条　外国の大学の大学院において修得した単位は，研究科規則第16条に規定する単位の基準に準じて算定する。

２　教授会は，前条第１項により学生が提出した書類に基づき，単位認定について審査する。

３　前項の規定による審議に基づき認定された単位は，研究科規則第19条第３項及び第19条の２第３項に基づき，10単位を限度として，第29条に規定する単位として認めることができる。ただし，後期課程においては２単位を限度とする。

附　則

この内規は，平成29年４月１日から施行する。

18　海外実習の単位認定に関する内規

（平成28年12月16日制定）

（趣　　旨）

第１条　この内規は，神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則（平成19年３月20日制定）第15条で定める授業科目「海外実習Ａ」（１単位）及び「海外実習Ｂ」（２単位）の単位認定の手続きを定める。

（単位の申請方法）

第２条　神戸大学又は神戸大学大学院人間発達環境学研究科（以下「本研究科」という。）と交流実績のある海外の大学等において，本研究科と当該大学等が共同で実施する短期留学プログラム（以下「海外実習」という。）に参加した本研究科学生は，海外実習に参加した時期に応じて，前期又は後期の単位として，「海外実習Ａ」又は「海外実習Ｂ」の単位を本研究科に対し申請することができる。ただし，学生が休学期間中に参加した海外実習については，この限りでない。

２　単位申請の対象となる「海外実習Ａ」は研修時間が30時間以上のものとし，「海外実習Ｂ」は研修時間が60時間以上のものとする。

３　「海外実習Ａ」又は「海外実習Ｂ」の単位の申請を希望する学生は，次の各号に掲げる書類を本研究科教務学生係に提出するものとする。

⑴　海外実習単位認定申請書（別紙様式）

⑵　実習した大学等の受講証明書などの公的文書及びその日本語訳

⑶　海外実習の内容，研修時間を証明できる書類

（単位の認定）

第３条　本研究科教授会は，前条第３項により学生が提出した書類に基づき，単位認定について審査する。

附　則

この内規は，平成29年４月１日から施行する。

19　海外外国語実習の単位認定に関する内規

（平成28年12月16日制定）

（趣　　旨）

第１条　この内規は，神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則（平成19年３月20日制定）第15条で定める授業科目「外国語実習」（１単位）の単位認定の手続きを定める。

（単位の申請方法）

第２条　神戸大学又は神戸大学大学院人間発達環境学研究科（以下「本研究科」という。）と交流実績のある海外大学等において実施されている短期語学実習（以下「語学実習」という。）に参加した本研究科学生は，語学実習に参加した時期に応じて，前期又は後期の単位として，「外国語実習」の単位を本研究科に対し申請することができる。ただし，学生が休学期間中に参加した語学実習については，この限りでない。

２　単位申請の対象となる語学実習は，海外における実習時間が30時間以上（２週間以上の集中講義）のものとする。

３「外国語実習」の単位の申請を希望する学生は，次の各号に掲げる書類を本研究科教務学生係に提出するものとする。

⑴「外国語実習」単位認定申請書（別紙様式）

⑵　成績証明書又は受講書及びその日本語訳

⑶　語学実習の内容，実習時間を証明できる書類及びその日本語訳

（単位の認定）

第３条　本研究科教授会は，前条第３項により学生が提出した書類に基づき，単位認定について審査する。

附　則

この内規は，平成29年４月１日から施行する。

20　人間発達環境学研究科修士論文等の指導体制について

（平成19年４月１日制定）

本研究科における修士論文及び特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）の指導体制及び提出方法等は下記のとおりとする。

記

１　修士論文等の提出資格

修士論文等を提出しようとする者は，題目届までに授業科目を16単位以上を修得していること。

２　修士論文等の指導及び題目届

⑴　指導は，指導教員３名（うち主となる指導教員１名）の複数指導体制とする。

⑵　修士論文等を提出する者は，１年次の６月末までに「研究計画の概要」を指導教員に提出するものとする。また，２年次以降（人間発達専攻１年履修コースは，１年次）に題目届を提出するに当たっては「研究の進行状況」を指導教員に報告のうえ，論文等の題目について承認を得るものとする。

３　修士論文等の提出期限

修士論文の提出期限は，１月17日とし，３か月前（10月17日）までに，指導教員の承認を得て所定の様式で論文題目を提出するものとする。次年度の９月修了予定者は，提出期限（７月17日）の３か月前（４月17日）までに，上記の手続きで論文の題目を提出するものとする。

ただし，人間発達専攻１年履修コースの特定の課題についての研究の成果の提出期限は，２月15日及び８月15日とし，その題目の提出期限は11月15日及び，５月15日とする。

なお，提出期限の日が休業日に当たるときは，その次の業務日とする。

４　修士論文等の審査

修士論文等の審査は，指導教員を含め，教授１人を含む３人の審査委員により行い，審査結果を教授会に報告するものとする。

５　特例修了者に係る修士論文の提出資格判定

優れた業績をあげ，１年又は１年６か月の在学で修士論文を提出する者については，指導教員の承認を得て，判定に必要な修士論文等を所定の期日（※）までに研究科長へ提出するものとする。

上記の提出があった場合，研究科長は判定委員会を構成するものとし，判定委員会は，提出された修士論文等に基づき，提出資格の有無を判定する。

判定委員会の構成は，当該講座１名，所属専攻１名，指導教員１名，他専攻２名の計５名とする。

※所定の期日…修学期間が１年の場合（３月修了者）は，10月17日とし，１年６か月の場合（９月修了者）は，５月15日とする。なお，提出期限の日が休業日に当たるときは，その次の業務日とする。

６　修士論文等の公開

⑴　学生の所属する専攻又は講座で修士論文等の発表会を開催するなど，研究成果を公開し，その水準の維持向上を図るものとする。

⑵　研究科は，毎年度，修士論文等個々の概要をまとめた冊子を作り，各専攻又は講座及び図書室に備えて，閲覧に供するものとする。

附　則

この規程は，平成27年４月１日から施行する。

21　修士論文及び特定の課題についての研究の成果作成要領

（平成19年４月１日制定）

１．修士論文及び特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）は，原本１通，副本２通（原則として）を提出するものとする。提出にあたっては，あらかじめ指導教員の点検を受け，承認を得ておくこと。

２．修士論文等の作成方法は，Ａ４判サイズで縦位置，横書を基本とする。

　修士論文等の長さは，外国語による場合はそれに相当するものと各講座において規定したものとする。

３．修士論文等には，別に定める論文要旨を添付するものとする。

４．修士論文等は，参考例のとおり表紙を付して，仮綴にして提出すること。

５．様式等に関するその他の事項については，指導教員の指示に従うものとする。

参考例（クロス表紙等）

（別紙）修士論文等要旨作成要領

上は３センチ空白

左は2.5センチ空白

右は2.5センチ空白

→47字（目安）

タ　イ　ト　ル　（15ポイント）

↓

45行（目安）　　―サブタイトル（９ポイント）―

所属専攻
学籍番号
学　生　氏　名
指導教員氏名　○　○　○　○
（12ポイント）

要旨○○○○○○・・・・（９ポイント）

（作 成 要 領）

１．論文要旨は縦位置，横書とし，Ａ４判サイズで２ページとする。

２．日本語による場合は，１ページにつき，一行47字，45行の範囲内でまとめることを目安とする。外国語による場合は，それに相当するものとする。

３．基本ポイントは９ポイントとする。

４．１ページ目は次の指定を基準とする。

１～２行目にタイトルを記入する（15ポイントを指定）。

３行目はタイトルが長かったり，サブタイトルがある場合に記入する。

４行目は空白とする。

５～７行目は右端に所属専攻，氏名，指導教員名を記入する（12ポイントを指定）

８行目は空白とする。

９行目から論文要旨を記入する。

５．論文要旨（日本語又は外国語），図・表等すべての完全原稿を作成し，提出するものとする。（オフセット印刷のため）

（注）指導教員の点検を受け，承認を得たものを提出する。提出後の原稿訂正は認めない。

下は３センチ空白

22　後期課程の研究指導について

1　後期課程の研究指導体制について

（平成19年４月１日制定）

本研究科後期課程では，次の体制により研究指導を行う。

・指導は，指導教員３名（うち主となる指導教員１名）の複数指導教員体制を実施する。指導教員には２名の教授を含むものとする。

・博士論文指導委員会は，指導教員３名（うち主となる指導教員１名）をもって構成する。

・博士論文指導委員会は入学した４月末日までに設置する。

2　課程博士論文作成・提出及び審査の流れ

学年次	時　　期	事　　項	指導　および　審査
1	４月 ４月教授会 **４月末**	指導教員３名を決定 **博士論文構想の提出**	博士論文指導委員会設置
	５月～７月	公開ゼミ等での博士論文構想発表	
	２月末	**基礎論文提出**	
	３月		**基礎論文審査**
2	４月初旬 ４月教授会		基礎論文審査報告 予備審査論文提出資格認定
	10月～12月	公開ゼミ等での予備論文構想発表	
3	**10月１日まで** 10月教授会	**予備審査論文提出（CD-R を含む）**	予備審査委員会設置
	10月～11月	予備審査論文報告会	**予備審査論文の審査** （チェックソフトによる論文チェックを含む）
	12月初旬		予備審査委員会審査報告
	12月教授会		博士論文提出資格認定
	１月17日まで １月教授会	**博士論文提出** **（CD-R および「その他参考論文」又はその掲載予定証明書を含む）**	博士論文審査委員会設置
	２月１日～13日 14日～28日	論文公開 **公開による最終試験**	**博士論文の審査** （チェックソフトによる論文チェックを含む）
	３月１日まで ３月教授会 ３月		最終審査結果報告 学位授与の可否の決定 学長による学位記授与

※博士論文提出資格を認定されながら博士論文を提出しなかった場合，再度予備審査論文の提出が必要となります。

９月修了の一例（基礎論文提出が半年遅れた場合）

年　次	時　　期	事　　項	指導　および　審査
1	４月 ４月教授会 **４月末**	指導教員３名を決定 **博士論文構想の提出**	博士論文指導委員会設置
	５月～７月	公開ゼミ等での博士論文構想発表	
2	**８月末**	**基礎論文提出**	
	９月		**基礎論文審査**
	10月 10月教授会	公開ゼミ等での予備論文構想発表	基礎論文審査報告 予備審査論文提出資格認定
3			
4	**４月１日** ４月教授会 ４月～５月	**予備審査論文提出（CD-R を含む）** 予備審査論文報告会	予備審査委員会設置 **予備審査論文の審査** （チェックソフトによる論文チェックを含む）
	６月初旬 ６月教授会		予備審査委員会審査報告 博士論文提出資格認定
	７月17日 ７月教授会	**博士論文提出** （CD-R,「その他参考論文」又はその掲載予定証明書を含む）	博士論文審査委員会設置
	８月前半 ８月後半	論文公開 公開による最終試験	**博士論文の審査** （チェックソフトによる論文チェックを含む）
	９月１日まで ９月教授会 ９月		最終審査結果報告 学位授与の可否の決定 学長による学位記授与

※博士論文提出資格を認定されながら博士論文を提出しなかった場合，再度予備審査論文の提出が必要となります。

３　基礎論文提出要領

（平成 19 年４月１日制定）

研究科後期課程学生は，予備審査論文作成能力を問うために，博士論文題目に関する基礎論文を次の要領によって作成する。

Ⅰ．提出書類

1. 基礎論文内容の要旨
2. 基礎論文

Ⅱ．作成要領

1．基礎論文内容の要旨

1）別紙様式１により３通作成すること。

2）記載は，縦位置，横書きまたは横位置，縦書きとする。

3）日本語または英語で記述すること。

4）日本語の場合1,000～3,000字,英語の場合はダブルスペースで500～1,000語でまとめること。

2．基礎論文

1）共著でないこと。

2）日本語または英語で記述すること。

3）記載は縦位置，横書きまたは横位置，縦書きとする。

4）原則として，日本語によるものはＡ４判（40字×30行），15ページ以上，英語によるものは，Ａ４判（１インチ10文字,60字×30行,ダブルスペース),20ページ以上とする。(図表を含む。)

5）論文は印刷とする。

6）冊数は１編３通とする。

（別紙様式１）

基 礎 論 文 内 容 の 要 旨

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

専　　攻 ＿＿＿＿＿＿＿＿

論文題目（外国語の場合は，その和訳を併記すること。）

論文要旨

指導教員氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）1,000 ～ 3,000 字（500 ～ 1,000 語）でまとめること。

（氏名　　，No.　）

参考例（クロス表紙等）

年　月　日提出

基　礎　論　文

論　　文　　題　　目

指導教員　○ ○ ○ ○　教授

神戸大学大学院人間発達環境学研究科

○ ○ ○ ○ 専攻　△ △ △ △ 講座

学籍番号・氏名　△△△△　○ ○ ○ ○

４　予備審査論文提出要領

（平成19年４月１日制定）

本研究科後期課程学生は，博士論文の審査を願い出る前に，必ず，この要領に従って書類を作成し，予備審査を受けなければならない。書類提出に当たっては，あらかじめ指導教員に提出書類の点検を受けること。

Ⅰ．提出書類

１．予備審査論文審査願

２．予備審査論文内容の要旨

３．予備審査論文

４．予備審査論文を記録した電子媒体（CD-R）

Ⅱ．作成要領

１．予備審査論文審査願

別紙様式１により１通作成すること。（所定の用紙を交付する。）

２．予備審査論文内容の要旨

１）別紙様式２により５通作成すること。（所定の用紙を交付する。）

２）記載は，縦位置，横書きまたは横位置，縦書きとする。

３）日本語または英語で記述すること。

４）日本語の場合1, 000 ～ 3, 000字, 英語の場合はダブルスペースで500 ～ 1, 000語でまとめること。

３．予備審査論文

１）共著でないこと。

２）日本語または英語で記述すること。

３）記載は，縦位置，横書きまたは横位置，縦書きとする。簡易製本すること。

４）原則として，日本語によるものはＡ４判（40字× 30行），30ページ以上，英語によるものはＡ４判（１インチ10文字，40字× 30行），50ページ以上とする。（図表を含む。）

５）論文は，印刷とする。

６）冊数は１編５通とする。

４．予備審査論文を記録した電子媒体（CD-R）

「博士論文提出要領」の作成方法に従い作成すること。

附　則

この要領は，平成27年４月１日から施行する。

（別紙様式１）

年　　月　　日

人間発達環境学研究科長　殿

学籍番号
氏　　名

予備審査論文審査願

神戸大学学位規程人間発達環境学研究科細則第５条の規定により下記の書類を提出いたしますから審査をお願いします。

記

審　査　論　文　　通

参考例（クロス表紙等）

年　月　日提出

予備審査論文

論　　文　　題　　目

指導教員　○○○○　教授

神戸大学大学院人間発達環境学研究科
○○○○ 専攻　△△△△ 講座
学籍番号・氏名　△△△△　○○○○

（別紙様式２）

予備審査論文内容の要旨

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

専　　攻 ＿＿＿＿＿＿＿＿

論文題目（外国語の場合は，その和訳を併記すること。）

論文要旨

指導教員氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）1,000 ～ 3,000 字（500 ～ 1,000 語）でまとめること。

（氏名　　，No.　）

5　博士論文提出要領

（平成25年６月21日制定）

本研究科在学中に学位論文の審査を願い出る者は，この作成要領に従って書類を作成し，書類提出に当たっては，あらかじめ指導教員に提出書類の点検を受けること。

Ⅰ．提出書類等及び部数

１．博士論文提出届	１通（別紙様式１）
２．学位論文審査願	１通（別紙様式２）
３．論文目録	１通（別紙様式３）
４．学位論文	６通（参考例参照）
５．学位論文を記録した電子媒体（CD-R）	１枚（参考例参照）
６．学位論文内容の要旨	※８通（別紙様式４）
７．履歴書	１通（別紙様式５）
８．参考論文等	６通（参考論文が複数の場合は，一つに綴じて表紙を付けること。）

（注）※印については，論文審査用として原本１部，写し７部提出すること。

Ⅱ．提出期限等

３月修了予定者は１月17日，９月修了予定者は７月17日とする。

提出期限の日が休業日に当たるときは，その次の最初の業務日を期限とする。

受付時間は午後４時迄とする。

Ⅲ．提出書類作成時の留意事項

１．論文目録について

⑴　題目

１）題目（副題を含む。）は，提出論文のとおり記載すること。

２）外国語の場合は，その和訳を（　）を付して併記すること。

⑵　公表の方法及び時期について

１）原則として学位論文そのものを全文公表すること。

２）公表は原則として神戸大学学術成果リポジトリよりインターネットを利用して行うこと。

３）やむを得ない理由により１年を超えて，博士論文をインターネットで公表できない場合は，別紙様式６～９により承認を受ける必要がある。

４）未公表のものについては，その公表の方法及び時期の予定を記載し，予定が定まっていない場合は，未定とすること。既に投稿し，学会等において，掲載期日が決定しているが，学位論文提出時において，公表していないものは次のとおり記載すること。

なお，上記の場合，掲載予定証明のコピーを２部添付すること。

［記載例］

題目○○○○○○○○○○○　　○○○○○○学会誌○巻○号

平成　　年　月　日掲載予定

⑶　冊数

冊数は学位論文１通についての冊数を記載すること。

⑷　その他参考論文等

所属する学会や海外の学術研究団体等のレフェリーつきの論文１点及びこれに準ずる論文の計２点を含む（掲載予定証明のある場合を含む）ものとし，１点につき６通添付とする。

２．学位論文について

１）共著でないこと。

２）日本語又は英語で記述すること。

３）記載は，縦位置，横書き又は横位置，縦書きとする。

４）原則として，日本語によるものはＡ４版（40字× 30行），英語によるものは，Ａ４版（１インチ10文字，60字× 30行，ダブルスペース）とする。

３．CD-R の作成について

１）CD-R の表面に「研究科・学番・氏名・論文題目（和訳）」を記入すること。

２）電子データ形式：PDF/A（ISO-1905）

PDF/A ファイルの作り方は附属図書館の Web サイトを参照

３）ファイル名：甲 _ 学番 _ 氏名 _ 学位の種類

４．学位論文内容の要旨について

１）別紙様式４により８通作成すること。

２）記載は，Ａ４版，縦位置，横書き又は横位置，縦書きとする。

３）日本語又は英語で記述すること。

４）日本語の場合3, 000 ～ 6, 000字，英語の場合はダブルスペースで約1, 000 ～ 2,000語でまとめること。

５．履歴書について

⑴　氏名について

戸籍のとおり記入し，通称等は一切用いないこと。外国人は，住民票のとおり記入すること。

⑵　現住所について

１）住民票に記載されている住所を記入すること。

２）各種の連絡，通知に支障のないよう，団地名，番号等も記入すること。

⑶　学歴について

１）高等学校卒業後の学歴について，年次を追って記入すること。

２）入学・休学・復学・退学・卒業・修了その他在籍中における異動について，もれなく記入すること。

３）本研究科における学歴については，次の要領で記入すること。

平成○○年４月１日　神戸大学大学院人間発達環境学研究科○○専攻

博士課程後期課程入学（又は進学）

平成○○年３月25日　（９月修了は平成○○年９月25日）
神戸大学大学院人間発達環境学研究科○○専攻
博士課程後期課程修了見込み

⑷　職歴（研究歴を含む。）について

１）職歴（研究歴を含む。）について，年次を追って記入すること。

２）職歴について，常勤の職についてその勤務先，職種等を年次を追って記入すること。
ただし，非常勤の職であっても，特に教育・研究に関するものについては記入すること。

３）現職については，当該職について記入した箇所に，「現在に至る」と明示すること。

４）研究歴として記入する事項は，およそ次のようなものがある。

・研究課題に関するもの
・研修に関するもの
・学術調査に関するもの
・学術奨励金に関するもの
・その他学位審査の参考となるもの

⑸　学会等について

加入している学会の名称及び学位審査の参考になると思われる社会における活動等について，年次を追って記入すること。

⑹　賞罰について

特記すべきものと思われるものを記入すること。

附　則

この要領は，平成27年４月１日から施行する。

（別紙様式１）

（別紙様式１）

博　士　論　文　提　出　届

人間発達環境学研究科（後期課程）

平成　　年　　月　　日　提出

所属専攻		所属講座	
学籍番号		氏　名	印
指導教員名	印		
博　士　論　文　題　目			
（和文）			
（英文）			
修了予定年月	平成　　年　　月		

※記入上の注意
1．指導教員の承認を得てから提出すること。
2．論文題目は和文，英文の両方を記入すること。
3．提出期限等
　３月修了は１月17日，９月修了は７月17日
　　最終日が土日となる場合はその次の最初の業務日とする。
　　受付時間は午後４時迄とする。

（別紙様式２）

（別紙様式２）

平成　　年　　月　　日

人間発達環境学研究科長　殿

学籍番号

印

学　位　論　文　審　査　願

神戸大学学位規程第７条の規定により下記の書類を提出いたしますから審査をお願いします。

記

学　位　論　文　　6　　通
論　文　目　録　　1　　通

（別紙様式３）

（別紙様式３）

平成　　年　　月　　日

論　　文　　目　　録

印

論　　文

1　題　目

2　公表の方法及び時期.

　　方　法

　　時　期

3　冊　数　　冊

参考論文

1　題　目

2　冊　数　　冊

（別紙様式４）

（別紙様式４）

論　文　内　容　の　要　旨

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿
専　　攻 ＿＿＿＿＿＿＿＿
指導教員氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

論文題目（外国語の場合は，その和訳を併記すること。）

論文要旨

（氏名　　．No.　　）

（注）3,000～6,000字（1,000～2,000語）でまとめること。

（別紙様式５）

（別紙様式５）

履　　歴　　書

氏名（ふりがな）	男・女	本　籍 又は 国　籍	都・道 府・県
年　月　日生（満　歳）			
現住所	－　　電話（　　）　－		

区分	年　月　日	事　　項
学歴	年　月　日	高等学校　卒業
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
職歴	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
学会等	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
賞罰	年　月　日	
	年　月　日	

上記のとおり相違ありません。

年　月　日

氏　名　　印

Ａ４（２９７㎜×２１０㎜）

（別紙様式６）

（別紙様式６）

平成　　年　　月　　日

人間発達環境学研究科長　殿

（学籍番号）
氏　　名　　印

博士論文全文の公表延期申請書（新規）

学位が授与された場合、下記の理由により博士論文の全文を神戸大学学術成果リポジトリの利用によるインターネットでの公表をしないことについて、承認をお願いします。

記

論文題目：

公表しない期間：博士の学位を授与された日から２年間

理　　由：

（別紙様式７）

（別紙様式７）

平成　　年　　月　　日

人間発達環境学研究科長　殿

（学籍番号）
氏　　名　　印

博士論文全文の公表延期申請書（継続）

神戸大学学術成果リポジトリの利用によるインターネットでの公表の延期が承認されています博士論文について、下記理由により引き続き公表をしないことの承認をお願いします。

記

前回公表延期承認期限：

公表延期申請期限：前回公表延期承認期限から１年

学位及び専攻分野の名称：　例：博士（学術）

学位授与年月日：

学位記番号：　例：博い第123号

論文題目：

理　　由：

（別紙様式８）

（別紙様式８）

平成　　年　　月　　日

人間発達環境学研究科長　殿

（学籍番号）
氏　　名　　印

博士論文全文の公表延期理由解消申請書

神戸大学学術成果リポジトリの利用によるインターネットでの公表の延期が承認されています博士論文について、公表延期の理由が解消されましたので公表をお願いします。

記

公表延期承認期限：

学位及び専攻分野の名称：　例：博士（学術）

学位授与年月日：

学位記番号：　例：博い第123号

論文題目：

理　　由：

（別紙様式９）

（別紙様式９）

平成　　年　　月　　日

人間発達環境学研究科長　殿

（学籍番号）
氏　　名　　印

博士論文全文の非公表申請書

学位が授与された場合、下記の理由により博士論文の全文を神戸大学学術成果リポジトリの利用によるインターネットでの公表ができないことについて、承認をお願いします。

記

論文題目：

理　　由：

参考例

審査委員会用（提出部数　６通）

［扉］
英語による学位論文の場合は，論文題目の和訳を併記すること。

［表紙及び背表紙］
論文題目，研究科名，氏名等を直接印刷，または貼付すること。

論文提出時の年月とすること。

※クロス表紙等で仮綴すること。

提出用CD-R（提出部数　１枚）

・CD-Rの表面に「研究科名・学番・氏名・論文題目（和訳）」を記入すること。
・電子データ形式：PDF/A（ISO-19005）※
・ファイル名：甲_学番_氏名_学位の種類
（例：甲_123D456D_発達太郎_学術.pdf）

※PDF/Aファイルの作り方は附属図書館のHPを参照
（神戸大学 > 神戸大学附属図書館 > デジタルアーカイブ > Kernel）
URL：http://www.lib.kobe-u.ac.jp/kernel/regist_thesis.html

※「論文全文公表の延期」または「非公表」の場合
・論文本体
・論文内容の要約
上記２点をCD-Rに入れること。

6　博士論文の評価基準について

人間発達環境学研究科における博士論文の審査は，以下の評価基準に基づいて行う。

1．研究内容が新しい知見を提供し独創性を有している。

2．当該専攻分野において専門的かつ学術的な価値を有する。

3．論文の結論が実証的に裏づけられている。

4．論旨が一貫して明確であり，論理的に展開されている。

5．先行研究および資料が適切かつ厳密に取り扱われている。

7　博士論文審査要領

（平成19年４月１日制定）

［正規課程修了の場合］

1．教授会は，課程博士論文作成能力を問うために，博士論文予備審査を行う。

2．予備審査委員会の構成は，指導教員を含め５人とする。

3．予備審査委員は，後期課程の教授２人を含む本研究科の教授とする。また，次の者を委員に充てることができる。

　1）本研究科の准教授

　2）本学の他研究科の教授または准教授

　3）他の大学院または研究所等の教授または准教授等

4．課程博士論文提出資格の認定は，予備審査委員会の報告を受けた教授会の議を経て，課程修了見込みの３か月前までに行う。

5．上記資格認定された者から，博士論文審査申請が出された場合，教授会は博士論文審査委員会（以下「審査委員会」と呼ぶ。）を組織する。

6．審査委員会の構成は，指導教員を含め５人とする。

7．審査委員は，後期課程の教授２人を含む本研究科の教授とする。また，次の者を委員に充てることができる。

　1）本研究科の准教授

　2）本学の他研究科の教授または准教授

　3）他の大学院または研究所等の教授または准教授等

8．主となる指導教員は，博士論文チェックソフトによる確認を次の時期に行う。

　１回目：予備審査論文提出後から予備審査委員会開催前まで

　２回目：博士論文提出後から最終試験まで

　なお，主となる指導教員は，２回目のチェック結果について３年間保管する。

9．審査委員会は，博士論文を中心とした最終試験を実施する少なくとも２週間前から，提出された博士論文および関係資料を公開する。

10．審査委員会は，博士論文を中心とした最終試験を原則として公開で行い，試験結果を教授会に報

告する。報告を受けた教授会は，博士号授与の可否について審議し，議決する。

［特例修了の場合］

教授会は，人間発達環境学研究科規則第29条第３項ただし書きにより，修了しようとする者がいる場合には次のとおり審査を実施する。

１）２年未満で修了しようとする場合には，入学時にその意向を指導教員に申し出させ，４月末までに予備審査委員会を設置する。申し出た者には，５月末までに予備審査論文およびレフェリーつき論文を原則とする参考論文を提出させ，それらについて審議し，予備審査委員会は特例修了の可否をただちに判定し，教授会に報告する。認定を受けた者には，正規課程修了者の審査要領に従い，審査する。

２）２年以上３年未満で修了しようとする場合には，入学時にその意向を指導教員に申し出させ，４月末までに博士論文指導委員会を設置する。申し出た者には，５月末までに基礎論文およびレフェリーつき論文を原則とする参考論文を提出させ，それらについて指導委員会は，特例修了の可否および予備審査論文作成能力をただちに判定し，教授会に報告する。認定を受けた者には，正規課程修了者の審査要領に従い，審査する。

（注）特例修了については，「人間発達環境学研究科博士課程（後期課程）における特例修了に関する申合せ」を参照すること。

附　則

この要領は，平成27年４月１日から施行する。

特例修了審査の流れ

No	事　　項	３月修了 （１年）	９月修了 （１年６月）	３月修了 （２年）	９月修了 （２年６月）
1	特例修了申請	１学年 新入生ガイダンスまでに			
2	特例修了検討委員会設置	１学年４月			
3	指導教員３名決定	１学年４月	１学年４月	１学年４月	１学年４月
4	申請資格決定	１学年４月 教授会			
5	博士論文指導委員会設置		１学年４月 教授会	１学年４月 教授会	１学年４月 教授会
6	**基礎論文提出**				１学年２月末
7	博士論文指導委員会審査報告 （予備審査論文提出資格認定）				２学年４月 教授会
8	特例修了申請		１学年６月	１学年１月	２学年６月
9	特例修了検討委員会設置		１学年６月	１学年１月	２学年６月
10	申請資格決定		１学年６月 教授会	１学年１月 教授会	２学年６月 教授会
11	予備審査委員会設置	１学年４月 教授会	１学年７月 教授会	１学年２月 教授会	２学年７月 教授会
12	**予備審査論文等提出**	１学年５月末	１学年 11 月	２学年５月末	２学年 11 月
13	特例修了の可否判定	１学年６月 教授会	１学年 12 月 教授会	２学年６月 教授会	２学年 12 月 教授会
14	予備審査論文報告会	１学年６月	１学年２月	２学年６月	２学年 12 月
15	博士論文提出資格認定	１学年９月 教授会	１学年３月 教授会	２学年９月 教授会	２学年３月 教授会
16	**博士論文提出**	１学年 12 月 １日～ 10 日	２学年６月 20 日～ 30 日	２学年 12 月 １日～ 10 日	３学年６月 20 日～ 30 日
17	本審査委員会設置	１学年 12 月 教授会	２学年７月 教授会	２学年 12 月 教授会	２学年７月 教授会
18	論文公開	１学年２月 １日～ 13 日	２学年８月 18 日～ 31 日	２学年２月 １日～ 13 日	３学年８月 18 日～ 31 日
19	最終試験	１学年２月 14 日～ 28 日	２学年９月 １日～７日	２学年２月 14 日～ 28 日	３学年９月 １日～７日
20	修了判定	１学年３月 教授会	２学年９月 教授会	２学年３月 教授会	３学年９月 教授会

８　神戸大学大学院人間発達環境学研究科学位（論文博士）授与に関する内規

（平成 19 年４月１日制定）

（趣　　旨）

第１条　この内規は，神戸大学学位規程人間発達環境学研究科細則第12条の規定に基づき，本研究科における学位（論文博士）の授与について，必要な事項を定めるものとする。

（学位申請資格）

第２条　本研究科に学位の授与を申請することのできる者は，次の各号の一に該当する者とする。

⑴　大学院の博士課程において，所定の期間在学し，所定の単位を修得して退学した者

⑵　大学院の修士課程を修了した後，３年以上の研究歴を有する者

⑶　大学を卒業した後，５年以上の研究歴を有する者

⑷　前各号に掲げる者のほか，教授会において資格があると認めた者

（研 究 歴）

第３条　研究歴とは，次の各号に掲げるものとする。

⑴　大学院，大学又は短期大学の専任教員として研究に従事した期間

⑵　大学院，大学の研究生として研究に従事した期間

⑶　大学院の学生として在学した期間

（修士課程は２年，博士課程は３年を上限とする。）

⑷　官公庁，会社等において研究に従事した期間

⑸　その他教授会において認めた期間

（学位論文等の提出）

第４条　学位申請者は，次の各号に掲げる書類等を学位論文の内容に関係の深い学術領域の本研究科博士課程後期課程の教授（以下「推薦教授」という。）の推薦を受けた上，人間発達環境学研究科教務学生係に提出すること。

⑴　学位申請書（所定の用紙を交付する。）　１通

⑵　論文目録（所定の用紙を交付する。）　１通

⑶　学位論文　６通及び学位論文を記録した電子媒体（CD － R）　１枚

⑷　学位論文内容の要旨　８通

⑸　履歴書　１通

⑹　最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書　１通

⑺　在職・研究従事内容証明書（所定の用紙を交付する。）又は博士課程所定単位修得退学証明書　１通

⑻　その他参考論文等　６通

次の①又は②に掲げる参考論文等のいずれかを必ず含むこと。

①　著書（単著）１ 点

②　所属する学会や外国の学術研究団体等のレフェリーつきの論文２点及びこれに準じる論文１点の計３点（掲載予定証明のある場合を含む。）

（内見委員会）

第５条　研究科長は，学位の申請があったときは，当該論文を学長に進達すべきか否かを検討するため内見委員会を置く。

２　内見委員会の構成は，推薦教授を含め推薦教授の推薦に基づき教授会で選出した３人とする。

３　内見委員会は，審査の結果を速やかに教授会に報告するものとする。

（学長への進達）

第６条　教授会は，内見委員会の審査結果の報告に基づき，当該論文を学長に進達すべきか否かを決定するものとする。

２　前項の審議にあたっては，構成員の過半数が出席するものとし，その出席者の過半数の賛成がなければならない。

３　研究科長は，第１項の規定により受理決定された当該論文を，論文審査料５万７千円を添え，学長に進達するものとする。

（審査委員会）

第７条　学長から論文審査の付託があったときは，学位論文の審査及び試験を行うため，審査委員会を置く。

２　審査委員会の構成は，推薦教授を含め推薦教授の推薦に基づき教授会で選出した５人とする。

３　審査委員は，後期課程の教授２人を含む本研究科の教授とする。ただし，教授会において必要と認めるときは，次の者を審査委員に充てることができる。

⑴　本研究科の准教授

⑵　本学の他研究科の教授又は准教授

⑶　他大学の大学院又は研究所等の教授又は准教授等

（試　　験）

第８条　審査委員会は，学位論文を中心として，これに関連ある科目について，口頭により試験を行う。

２　審査委員会は，博士論文を中心とした試験を実施する少なくとも２週間前から，提出された博士論文及び関係資料を公開する。

３　第１項に規定する試験は，原則として公開で行う。

（学力の確認）

第９条　審査委員会は，学位申請者が本研究科の課程を修了した者と同等以上の学力があることを確認するため，筆答又は口頭による学力の確認（以下「試問」という。）を行う。

２　試問は，学位申請者の学術領域の専門科目若しくは審査委員会が必要と認めた科目（外国語を含む。）について行う。

３　審査委員会が必要と認めたときは，教授会の議を経て審査委員以外の教員にも試問を委嘱することができる。

４　審査委員会が学位申請者の学歴，業績等に基づいて学力の確認を行いうると判断した場合は，試問を省略することができる。

（試験及び試問の実施時期）

第10条　前２条に規定する試験及び試問は，論文審査終了後１か月以内に行うものとする。

（審査結果の報告）

第11条　審査委員会は，論文審査及び試験並びに試問が終了したときは，次に掲げる事項を教授会に報告しなければならない。

⑴　学位論文の審査結果の要旨

⑵　試験及び試問の結果の要旨

（雑　　則）

第12条　この内規に定めるもののほか，必要な事項は，教授会の議を経て，研究科長が定める。

附　則

この内規は平成27年４月１日から施行する。

９　学位（論文博士）論文等作成要領

（平成13年12月19日制定）
（平成25年６月21日一部改正）

本研究科に学位論文の審査を願い出る者は，この作成要領に従って書類を作成し，提出に当たっては，あらかじめ推薦教授に提出書類の点検を受けること。

Ⅰ．学位申請書

１．別紙様式１ により作成すること。（所定の用紙を交付する。）

２．退学者（博士課程所定単位修得退学者）が再入学しないで学位を申請する場合には「第13条」（神戸大学学位規程），それ以外の学位申請者は「第10条」（同規程）の規定の適用となる。

Ⅱ．論文目録

１．別紙様式２により作成すること。（所定の用紙を交付する。）

２．題目（副題を含む。）は，提出論文のとおり記載すること。

３．公表の方法及び時期について

１）原則として学位論文そのものを全文公表すること。

２）公表は原則として神戸大学学術成果リポジトリよりインターネットを利用して行うこと。

３）やむを得ない理由により１年を超えて，博士論文をインターネットで公表できない場合は，別紙様式３～６により人間発達環境学研究科教授会の承認を受ける必要がある。

４）未公表のものについては，その公表の方法及び時期の予定を記載し，予定が定まっていない場合は，未定とすること。

既に投稿し，学会等において，掲載期日が決定しているが，学位論文提出時において，公表していないものは次のとおり記載すること。

記載例　題目○○○○○○○○　　○○○○○○学会誌○巻○号
平成　年　月　日掲載予定

４．冊数は，学位論文１通についての冊数を記載すること。

５．参考論文等について

次の①又は②に掲げる参考論文等のいずれかを必ず含むこと。

①　著書（単著）　１点

②　所属する学会や外国の学術研究団体等のレフェリーつきの論文２点及びこれに準じる論文１点の計３点（掲載予定証明のある場合を含む。）

Ⅲ．学位論文

１．共著でないこと。

２．日本語又は英語で記述すること。

３．既刊行の著書で提出する学位論文を除き，次の各号によって作成すること。

１）論文は印刷すること。

２）記載は，Ａ４版（40字×30行），縦位置，横書き又は横位置，縦書きとする。

３）ページ数は，推薦教授の判断による。

４．参考例に従って，学位論文を記録した電子媒体（CD-R）を作成すること。

Ⅳ．学位論文内容の要旨

１．別紙様式７により作成すること。

２．記載は，Ａ４版，縦位置，横書きとする。

３．原則として日本語で記述すること。

４．原則として日本語で，3,000字～ 6,000字でまとめること。

Ⅴ．履歴書

１．別紙様式８により作成すること。（所定の用紙を交付する。）

２．氏名について

戸籍（旧姓使用可）のとおり記入すること。外国人は，住民票（記載されている通称名使用可）のとおり記入すること。

３．現住所について

１）住民票に記載されている住所を記入すること。

２）各種の連絡，通知に支障のないよう，団地名，番号等も記入すること。

４．学歴について

１）高等学校卒業後の学歴について，年次を追って記入すること。

２）入学・休学・復学・退学・卒業・修了その他在籍中における異動について，もれなく記入すること。

３）博士課程所定単位修得退学者は，単位修得退学と記入すること。

５．職歴（研究歴含む。）について

１）職歴（研究歴含む。）について，年次を追って記入すること。

２）職歴について，常勤の職についてその勤務先，職種等を年次を追って記入すること。ただし，非常勤の職であっても，特に教育・研究に関するものについては記入すること。

３）現職については，当該職について記入した箇所に，「現在に至る」と明示すること。

４）研究歴として記入する事項は，およそ次のようなものがある。

・研究課題に関するもの

・研修に関するもの

・学術調査に関するもの

・学術奨励金に関するもの

・その他学位審査の参考となるもの

６．学会及び社会における活動等について

加入している学会の名称及び学位審査の参考になると思われる社会における活動等について，年次を追って記入すること。

７．賞罰について

特記すべきものと思われるものを記入すること。

Ⅵ．在職・研究従事内容証明書

別紙様式９により作成すること。（所定の用紙を交付する。）

（別紙様式１）

（別紙様式１）

平成　　年　　月　　日

神 戸 大 学 長　　殿

氏名　　印

学　　位　　申　　請　　書

神戸大学学位規程第１０条の規定により学位論文に論文目録及び

履歴書を添え博士（　　）の学位の授与を申請いたします。

（別紙様式２）

（別紙様式２）

平成　　年　　月　　日

論　　文　　目　　録

氏名　　印

論　　文

１　題　目

２　公表の方法及び時期

方　法

時　期

３　冊　数　　冊

参考論文

１　題　目

２　冊　数　　冊

（別紙様式３）

（別紙様式３）

平成　　年　　月　　日

人間発達環境学研究科長　殿

（学籍番号）
氏　　名　　印

博士論文全文の公表延期申請書（新規）

学位が授与された場合、下記の理由により博士論文の全文を神戸大学学術成果リポジトリの利用によるインターネットでの公表をしないことについて、承認をお願いします。

記

論文題目：

公表しない期間：博士の学位を授与された日から２年間

理　　由：

（別紙様式４）

（別紙様式４）

平成　　年　　月　　日

人間発達環境学研究科長　殿

（学籍番号）
氏　　名　　印

博士論文全文の公表延期申請書（継続）

神戸大学学術成果リポジトリの利用によるインターネットでの公表の延期が承認されています博士論文について、下記理由により引き続き公表しないことの承認をお願いします。

記

前回公表延期承認期限：

公表延期申請期限：前回公表延期承認期限から１年

学位及び専攻分野の名称：　例：博士（教育学）

学位授与年月日：

学位記番号：　例：博ろ第12号

論文題目：

理　　由：

（別紙様式５）

（別紙様式５）

平成　　年　　月　　日

人間発達環境学研究科長　殿

（学籍番号）
氏　　名　　印

博士論文全文の公表延期理由解消申請書

神戸大学学術成果リポジトリの利用によるインターネットでの公表の延期が承認されています博士論文について、公表延期の理由が解消されましたので公表をお願いします。

記

公表延期承認期限：

学位及び専攻分野の名称：　例：博士（教育学）

学位授与年月日：

学位記番号：　例：博ろ第12号

論文題目：

理　　由：

（別紙様式６）

（別紙様式６）

平成　　年　　月　　日

人間発達環境学研究科長　殿

（学籍番号）
氏　　名　　印

博士論文全文の非公表申請書

学位が授与された場合、下記の理由により博士論文の全文を神戸大学学術成果リポジトリの利用によるインターネットでの公表ができないことについて、承認をお願いします。

記

論文題目：

理　　由：

（別紙様式７）

（別紙様式７）

論　文　内　容　の　要　旨

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
専　　攻 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
指導教員氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

論文題目（外国語の場合は，その和訳を併記すること。）

論文要旨

（氏名　　，No.　　）

（注）3,000～6,000字（1,000～2,000語）でまとめること。

（別紙様式８）

（別紙様式８）

履　　歴　　書

氏名（ふりがな）	男・女	本籍又は国籍	都・道府・県
年　月　日生（満　歳）			
現住所	郵便番号　－　　電話（　　）　－		

区分	年　月　日	事　　項
学歴	年　月　日	高等学校　卒業
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
職歴	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
学会等	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
賞罰	年　月　日	
	年　月　日	

上記のとおり相違ありません。

年　月　日

氏　名　　印

（別紙様式９）

（別紙様式９）

在職・研究従事内容証明書

氏　　名	
在職機関名及び在職期間	自　　年　月　日～至　　年　月　日
研究に従事した所属部署・職名	
研究従事期間	自　　年　月　日～至　　年　月　日
研究従事態様	１週平均　　時間、１日平均　　時間
［研究題目・研究内容］	
［研究業績（学会における活動、学会誌への掲載等）］	

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成　　年　　月　　日

指導者の所属部署、職、氏名

印

機関の長又は代表者

印

参考例

提出用CD-R（提出部数　１枚）

・CD-Rの表面に「研究科名・氏名・論文題目（和訳）」を記入すること。
・電子データ形式：PDF/A（ISO-19005）※
・ファイル名：乙_氏名_学位の種類
　（例：乙_発達太郎_教育学.pdf）

※PDF/Aファイルの作り方は附属図書館のHPを参照
　（神戸大学 > 神戸大学附属図書館 > デジタルアーカイブ > Kernel）
　URL：http://www.lib.kobe-u.ac.jp/kernel/regist_thesis.html

※「論文全文公表の延期」または「非公表」の場合
　・論文本体
　・論文内容の要約
　上記２点をCD-Rに入れて提出すること。

10　後期課程の履修について

人間発達環境学研究科

（平成19年３月５日制定）

本研究科後期課程学生は，次の体制により研究指導を受けるものとする。

・指導は，指導教員３名（うち主となる指導教員１名）の複数指導教員体制とする。指導教員には，２名の教授を含むものとする。

・予備審査論文及び学位論文の提出については課程博士論文提出及び審査の流れ（３月修了）に従うこと。

11　特別研究の履修について

本研究科後期課程では，学生の研究能力を高めるために，指導教員が学生ごとに特定の研究課題を設けて行う演習による授業として，特別研究Ⅲ・Ⅳがある。各４単位いずれも必修科目である。履修期間は原則として１年次に特別研究Ⅲを，２年次に特別研究Ⅳを履修するものとする。

12　人間発達環境学研究科博士課程（後期課程）所定単位修得退学者に関する申合せ

（平成19年４月１日制定）

１．所定単位修得退学者の定義

本研究科博士課程（後期課程）に３年以上在学し，所定の14単位以上を修得し，必要な研究指導を受けて退学した者を所定単位修得退学者とする。

２．所定単位修得退学者に交付する証明書

所定単位修得退学者から請求があった場合は，別紙様式１の証明書を交付する。

３．神戸大学学位規程の適用について

⑴　所定単位修得退学者のうち博士論文提出資格を認定されて退学した者については，神戸大学学位規程第13条第１項及び第２項の規定を適用するものとする。

⑵　前号に規定する者から請求があった場合は，別紙様式２の証明書を交付する。

（別紙様式１）

第　　号

所定単位修得退学証明書

氏　名
年　　月　　日生

上記の者は，本研究科　　専攻の博士課程後期課程に所定の期間在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上で，平成　　年　　月　　日退学したことを証明します。

平成　　年　　月　　日

神戸大学大学院人間発達環境学研究科長

Ａ４（297㎜×210㎜）

（別紙様式２）

第　　号

証　　明　　書

氏　名
年　　月　　日生

上記の者は，本研究科　　専攻の博士課程後期課程に所定の期間在学し，所定の単位を修得し，博士論文提出資格を認定された上で，平成　　年　　月　　日退学したことを証明します。

平成　　年　　月　　日

神戸大学大学院人間発達環境学研究科長

Ａ４（297㎜×210㎜）